

316

124



始



211x47

316-124



岡村利平著

飛驒編年史要

全

住伊書店發行



著者所藏古文書
備考 武安郷は廣瀨郷の別稱あり山城國龍岡三寶院局理性院に
この古文書と關聯する

目次
飛騨國廣瀨戎作入道徳朝公上
副進
一通 廣亮院教御判
一通 越中院教御判
一通 御判文塔
一通 宣經御判書
右當國武安郷者吾徳朝重代之本領階代
御判書當行與相違之處去應永十八年卯路
事相入道徳退治時又常帝登入直雖相至假宰相
於徳部者臨時又命祭御方屬守護主致忠節
回允守護方別之可忠當申以於之廣瀨句裏衣德
院可宣經御判書御抄給之奉連之可至南事由
於申家申如賀亦致之不一故有以徳朝御判書
紙在可尋及二由被申間雖無其御判書令領事
佐連之今致其法請致守之是界同本奉元紙
和成下其判由列法無相違之處又近自釋其御判
持渡之由會因之奉言持酒御抄不殊之持給御
裁別書看之文批之旨早蒙 以不知者可
畏慮者也仍輕重上知申
光亨七年八月日

康暦元年五月三日付右大將義滿の寄進狀、正長元年八月日付理
正院僧正宗觀の申狀案、嘉吉二年十一月十四日付理正院僧正家
維季の支狀案を存す

序

大正五年の夏、予は陸軍中將押上森藏君の案内により、文學博士渡邊世祐君と共に飛驒に遊びき。岐阜より自働車を驅りて東北に向ひ、濃飛の國境より益田川の溪流に沿ひ、峰巒重疊の間を北上すること二十里にして高山に至る。此の間、山河の奇景絶勝殆んど應接に遑あらず、齋藤拙堂下岐蘇川の文字も尙此の景勝を寫すには力の足らざるを覺えたり、更に宮川の溪流を縫ひて飛越の國境に出で、神通川に沿ひて富山に達するまで、二十餘里また好風景なりと云ふ、山河此の如く景勝に富めるは交通の不便なることを想見すべし。然るに社寺舊家等には歴史の材料の保存せらるゝもの甚だ多し、蓋し飛驒は本洲中、幅員最も廣き地方の中央を占め、東には乗鞍、鎗ヶ嶽等の峻嶺の聳ゆるあり、西には白山々脈の連亘するあり、飛驒山塊の名を以て呼ばるゝ臺地なるを以て、交通此の如く便ならず、されば自然の大風景も近來まで

多く知られず、史上の遺物は自然に保護せられたるなり。自然の大風景に就いては今こゝに述べす。史上の遺物に至りては、白川村に残れる古代の遺風、平安京時代の史書に散見せる飛驒の工匠の事蹟、戦國時代に活躍せる姉小路氏一族の興亡、江戸時代に於ける民政の情況、明治維新の際の紛亂等孰れも特種の色彩を放ち、興趣を感じしめざるはなし。飛驒の研究は、この方面のみにては極めて必要なものと云ふべし。

然るに従來此の國の歴史地理を叙述したるもの甚だ少く飛州志、斐太後風土記等の數書を數ふるに止まる。隨ひて其風景も其の史蹟も、交通の不便なる共々廣く世に紹介せられざりしこと、洵に遺憾と云ふべく。中山七里と耶馬溪若くは塩原この優劣の、好箇の一題目なるべきに、世人の之を顧みざるに似たり。飛驒國府村の人、岡村利平君、深く之を慨き、飛驒の秘庫を開いて天下に示さんご欲し、東奔西走して材料を蒐集し、又東京に來りて、我が東京

帝國大學史料編纂掛に出入すること多年、遂に飛驒編年史要を大成せり、その勞苦の實に容易ならざるものあるは、予の目撃せる處なり、其の公刊に當りて予に一言を徵せらる、思ふに今や飛驒縦貫鐵道の設計已に成り、車窓に凭りて、この好山水を觀賞し得ること遠きにあらざるべし。此の時に當り此の書の出づるあるの最も慶すべし、蓋し鐵道が、物質的に飛驒を開發するに對し、此の書は精神的に、此の國の人を向上せしむべし、世よ今後此の書を東道の主人として、飛驒に遊ぶもの多かるべし、史家はまた此の書に據りて飛驒を一層國史界に紹介すべきや疑を容れず。されば飛驒の國は、山河も史蹟も、最早從來の如く雲煙の深く鎖せる別天地にあらざるべし、此の書の望を屬せらるゝ、ごころ洵に大なりといふべし、乃ち所感を記して、岡村君に贈ると云爾。

大正十年三月

三上泰次

自序

曩者老父を喪ひ、舍弟に別れ、昨年また少女の柩を送りぬ。父は去る明治三十五年の春、予が郷土史研究の業を企てし始め、先づ之を許容して旅行の自由を與へ、且幕末維新の際の實歴を語りて、裨益を添へしもの多く。弟は舊記遺乗の抄寫を助け、また廢墟古跡の探討に隨ひて辛苦を分ちしこと少からず。その他岡村御蔭、岡村利守等、諸先輩の外より賛助を加ふる所ありて、材料の蒐集相當の數に上りたり。然るに三十七八年戦役に、弟は徴されて外征し、役終りて凱旋するや更に出で、他姓の人と爲りて歿し。父は是より先き、老病に罹りて醫藥に親むこと數年遂に起たず。其後御蔭利守兩君も相次ぎ易簣せしのみならず、予亦三十七年の冬より縣會議員に推されて四期累任し、更に村長の職に就くこと二期にして、公務次第に繁く家事隨て劇を極め、郷土史研究の業は自然等閑に流るゝに至れり、但この間に於て、友人住廣造氏等の委囑を受けて二三小編を出し、又一二舊史籍の校訂を遂げし事。先

輩押上森藏君等の勧誘に従ひ、飛驒史談會の設立に參與したる事に依りて。全く廢絶するに到らざりしを僥倖と爲す。斯くて昨大正八年四月、少女の學を罷めて東京より還るに及び、乃ち左右に置きて雜稿の整理に従はしめ、我筆勞を減する所多かりしが、無情、天はまた彼女の壽を奪ひしなり。回顧すれば斯業着手以來殆んど二十年、身の老境も近將至焉、早く之を完成せずんば多少努力の蹟も徒爲に歸する恐あり。是に於て同年九月議員の任滿ち、十月に村長の期終りしを機とし、爾後暫く世間の事を謝して閉居し、日夜研鑽、獨力以て一部の編年飛驒史料稿本を編輯し畢たれども、關係者は悉く幽顯界を異にして卒業の喜を與にすべき人無きを如何せむ。されは今茲稿本再校の次、要目を拔萃して此の書を編成し之を刊行せんとするに當りて、老父等三人の小照遺稿を冊尾に附したるものは、刊行の本旨、先づ知己親戚へ頒布して、彼等が舊功紀念の料となすに存すればなり。

大正九年十月

岡村利平謹識

◎飛驒編年史要正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一一	二	此墳を	此墳を徑を	一一	五	是冬	是歲
一一	八	銅器	銅鐵器	一一	六	太閤	太閤
三六	一	按に	學者説に	一一	六	正月十五日	正月十二日
四四	二	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	十月二十日	十月二十二日
四四	六	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
四六	三	三月四日	三月七日	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
六五	三	三月	二月	一一	二	五月六日	正月六日
七七	一	用途を飛驒伯	造國を上總飛	一一	一	正月十八日	〇正月十八日
七七	三	香爾國司	國司	一一	四	正月十八日	〇正月十八日
同	同	藤及び上總	藤と定め料足	一一	一〇	二月	二月
同	同	國司	には	一一	一〇	二月	二月
八〇	九	十二月二日	十二月十二日	一一	一〇	二月	二月
八三	三	十一月二十二	十一月某日	一一	一〇	二月	二月
八四	二	頭職	地頭職	一一	一〇	二月	二月
八五	一	二月十九日	二月二十一日	一一	一〇	二月	二月
八七	二	政長	の兵	一一	一〇	二月	二月
同	八	三寶院	三寶院	一一	一〇	二月	二月
九六	一	庄田庄	太田庄	一一	一〇	二月	二月
一一〇	七	臨時課役	臨時課役	一一	一〇	二月	二月
一一三	五	三郡田九百	三郡田六	一一	一〇	二月	二月
同	六	三千二十七石	三千五百二十	一一	一〇	二月	二月
一一	二	此墳を	此墳を徑を	一一	五	是冬	是歲
一一	八	銅器	銅鐵器	一一	六	太閤	太閤
三六	一	按に	學者説に	一一	六	正月十五日	正月十二日
四四	二	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	十月二十日	十月二十二日
四四	六	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
四六	三	三月四日	三月七日	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
六五	三	三月	二月	一一	二	五月六日	正月六日
七七	一	用途を飛驒伯	造國を上總飛	一一	一	正月十八日	〇正月十八日
七七	三	香爾國司	國司	一一	四	正月十八日	〇正月十八日
同	同	藤及び上總	藤と定め料足	一一	一〇	二月	二月
同	同	國司	には	一一	一〇	二月	二月
八〇	九	十二月二日	十二月十二日	一一	一〇	二月	二月
八三	三	十一月二十二	十一月某日	一一	一〇	二月	二月
八四	二	頭職	地頭職	一一	一〇	二月	二月
八五	一	二月十九日	二月二十一日	一一	一〇	二月	二月
八七	二	政長	の兵	一一	一〇	二月	二月
同	八	三寶院	三寶院	一一	一〇	二月	二月
九六	一	庄田庄	太田庄	一一	一〇	二月	二月
一一〇	七	臨時課役	臨時課役	一一	一〇	二月	二月
一一三	五	三郡田九百	三郡田六	一一	一〇	二月	二月
同	六	三千二十七石	三千五百二十	一一	一〇	二月	二月
一一	二	此墳を	此墳を徑を	一一	五	是冬	是歲
一一	八	銅器	銅鐵器	一一	六	太閤	太閤
三六	一	按に	學者説に	一一	六	正月十五日	正月十二日
四四	二	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	十月二十日	十月二十二日
四四	六	弘仁十年	弘仁十三年	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
四六	三	三月四日	三月七日	一一	一〇	八月十一日	〇八月某
六五	三	三月	二月	一一	二	五月六日	正月六日
七七	一	用途を飛驒伯	造國を上總飛	一一	一	正月十八日	〇正月十八日
七七	三	香爾國司	國司	一一	四	正月十八日	〇正月十八日
同	同	藤及び上總	藤と定め料足	一一	一〇	二月	二月
同	同	國司	には	一一	一〇	二月	二月
八〇	九	十二月二日	十二月十二日	一一	一〇	二月	二月
八三	三	十一月二十二	十一月某日	一一	一〇	二月	二月
八四	二	頭職	地頭職	一一	一〇	二月	二月
八五	一	二月十九日	二月二十一日	一一	一〇	二月	二月
八七	二	政長	の兵	一一	一〇	二月	二月
同	八	三寶院	三寶院	一一	一〇	二月	二月
九六	一	庄田庄	太田庄	一一	一〇	二月	二月
一一〇	七	臨時課役	臨時課役	一一	一〇	二月	二月
一一三	五	三郡田九百	三郡田六	一一	一〇	二月	二月
同	六	三千二十七石	三千五百二十	一一	一〇	二月	二月

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三二二	六	方村	町方村	三六八	一四	中噴五升五合	中噴七升五合	四四九	六	二十二日下間	二十六日下間
三一七	六	八月一日	八月二十九日	三六九	一	三斗四升	五升五合	一三	一	筑摩縣師範	國府村の小
三二三	七	六月	閏六月	三八八	一三	三月二日	三月一日	一	一	公地	公園地
三二九	一三	四月某日	四月十日	四一一	三	八月	正月	四	四	五十七石	三十五石
三三五	三	寺工事	寺大門工事	同	四	五月	正月	五	五	四斗七升一合	七斗四升
三四一	四	八月	二月	同	四	二月	二月二十八日	同	同	上知買米	上知金納分
三四二	一五	卒去	發喪	四一四	一	二月	夜	四	一	警察所	警察出張所
三四四	二	五斗	三斗	四一五	一	他役人	役人	一	一	警察所	警察出張所
三四六	二	三斗七合	三十三石	四二六	六	〇村	梅村	一	一	別窓計帳	村より反別地
三四八	六	六斗七合	六斗五升七合	四三〇	五	正月二日	正月二十日	一	一	交附す、私有	差出す、國府
三五三	四	七合	七合五斗五才	四三六	九	是歳	是頃	六	六	九十町	村の私有
三五五	一三	七斗七升	七斗二升	四四三	二	〇筑摩	〇チ削ル	六	六	修改	九十六町
三五六	二	前任	前住	四四五	一	二〇大區	二十五大區	一	一	修改	修改
同	八	家齋	家齋	四四六	一五	二〇大區	二十五大區	一	一	警察部長	警察部長
三六五	二	十六日	二十六日	四四七	一四	高山町外	高山一之町外	一	一	警察部長	警察部長
同	同	相州浦賀	武藏横濱	四四九	一	三十三月	三十二月	一	一	警察部長	警察部長

附言

一 飛驒史料大綱、飛州志備考、飛驒山川、及び飛驒史壇等に、既掲の記述と齟齬するものは、本書を以て正とす。

一 本書は飛驒史料稿本の抜萃にして記事各々出典ありといへども、今その註記を省けるものは、只印刷上の煩を厭ひし故なり。

一 考證の未熟、材料の缺漏、頗る多きを免れざるべし、尙ほ研究を繼續して、逐次補正せんことを期す。

一 隣國他邦の史實にして、飛驒又は飛驒人に影響を及ぼしたりと認むる事は、煩冗の嫌あれども之を摘録す。

一 本書刊行の企に就ては、文學博士三上參次君、文學博士渡邊世祐君、陸軍中將押上森藏君の芳情を辱ふせり。

大正十年三月

岡村利平又識

目次

第一篇 史蹟

第一章 石器並に繩紋土器の分布

第二章 古墳並に副葬品類の分布

第二篇 史要

第一章 史要之上

大日靈貴尊、乃至、近衛天皇（以御一代、爲一段）

第二章 史要之中

保元元年、乃至、元弘三年（以一年號、爲一段）

第三章 史要之下

建武元年、乃至、明治二十二年（以一個年、爲一段）

附録

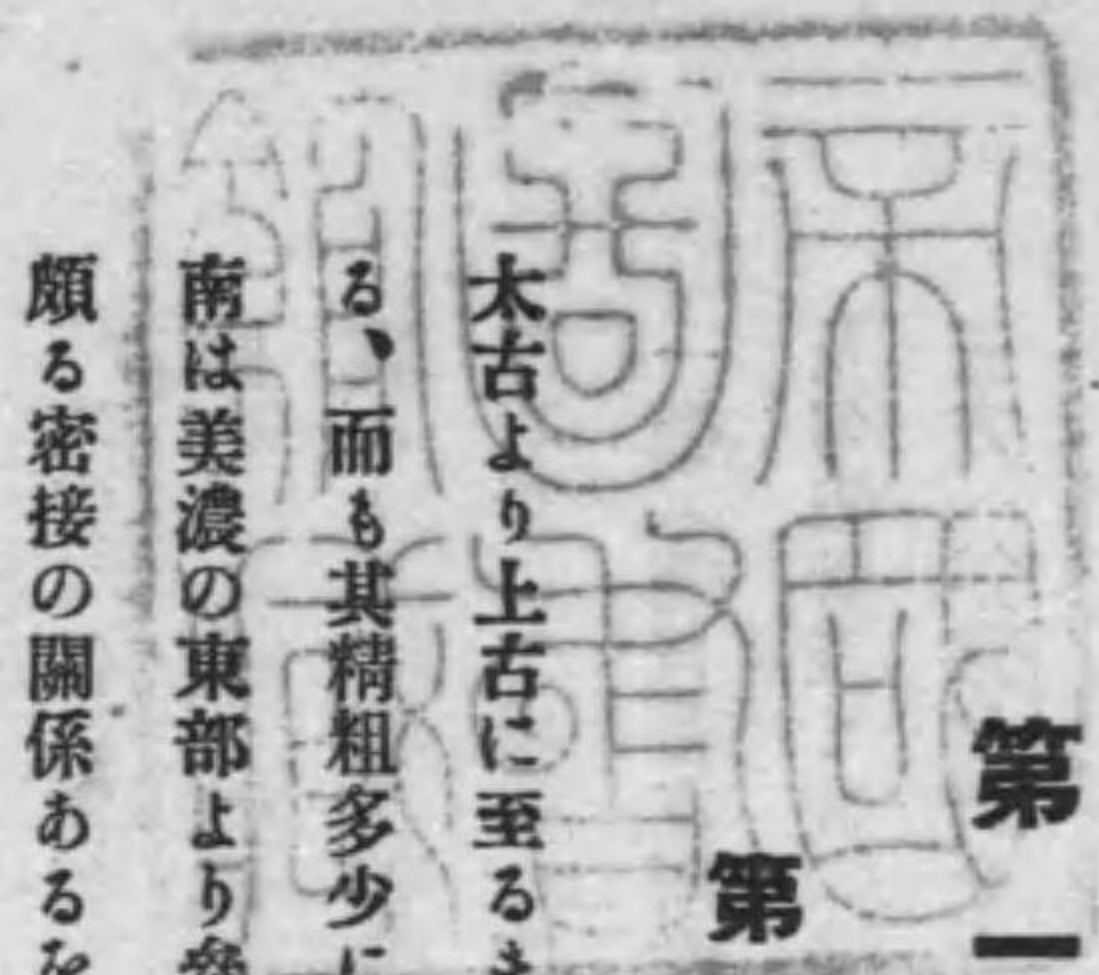
- 一 岡村俊平小傳並に遺稿
- 二 中村泰三小傳並に遺稿
- 三 岡村以保子小傳並に遺稿

飛驒編年史要

岡村利平著

第一篇 史蹟

第一章 石器及繩紋土器の分布



太古より上古に至るまで、今の飛驒に住し石器を使用せし人民の遺物遺迹は、三郡到る處に發見せらる、而も其精粗多少に至りては各村自ら差等あるが如く、尙之を隣國と比較するに、北は越中能登、南は美濃の東部より參河に連りて、日本々洲東西の劃線を爲せる觀あり、就中信濃本國及び木曾とは頗る密接の關係あるを見るなり。

一 石鏃 各村殆んど發見せざる所なし、材は此國特有の深灰色の礫石最も多く、「ホシクツ」と稱する火山水晶製のもの亦少からず、赤色白色等の品は甚少しと雖も、獨り益田郡下原町の遺迹は此品多く出つ、形式は(甲)柄を差込に作りしもの、(乙)股になりて柄を挟むべく作りしもの、(丙)三

石器及繩紋土器の分布

角形にして柄を挟むべく作りしもの、三種同時に發見せらるゝを常とす。

又石鏃の類品にて、大形なる石槍、石鏃、石銛など名く可きものは、山間ゆえ鳥獸獵を主とせし關係にや發見少し、然れども吉城郡の北邊より完全なる石銛(島太助所藏)を發見せし事有り。

二 石斧 俗に雷斧といふ、打製磨製の二種有り、是も各村殆んど發見せられざる所なし、形式は隣國のものと同體同じけれども、一種飛驒の特徴といふべき所有り、加之飛驒にても南部のものと同體のものと同體分異點ありと言へり。

又石斧にて帶様に凹ある品は、他國に往々出づると聞けど飛驒には稀にて、高山近郷より出でし品一個(朝戸善友所藏)あるのみ、反之帶狀の凸起を有する異型石斧は、吉城郡羽根にて種々の石器及勾玉管玉と共に發掘(坂井與九郎發掘)せられし事あり其他雷斧にて兩方に尖端を有するもの、三方へ斧刃を出せるもの(三頭雷斧、高野所出)、四方へ斧刃を出せるもの(四頭雷斧)、六方へ斧刃を出せるもの(六頭雷斧、阿多野青屋所出)等、奇品を出せし例も稀にあり。

又獨鈷石といふものあり、兩端は雷斧の刃の如く中間に鋸狀の凸起二條を繞らせるものにて、兩刃雷斧の變型と見るべし、むかし二木長嘯が白川郷より得て近江の石亭へ贈りしもの、如きは其一例なり。

三 大石棒 石棒類には大凡二種ありて、一は石質粗糙製作も亦兪にして胴廻り太く長六七尺に及ぶ

もの有り、頭部に鋸狀の凸起部を繞らし男莖に類す、而も大抵折損せり、吉城郡鹽屋の金精神、益田郡櫻洞所出のもの(佐藤泰郷所藏)の如きは其一例なり然れども益田郡中呂六所宮の品、馬瀬川上白山社の品は頗る長大なるも磨琢を加へし痕なく隨て鋸形の部なし。

四 石棒 石棒類の一種は、緻密なる石にて作り胴廻り細く長け短く二尺以上の品は稀なり、一端を丸狀にし一端を細くなせるものと、兩端とも丸狀になせるものと有り、多くは其丸狀部に彫刻を施せり、就中高山二木長嘯所藏の猪頭石棒の如きを奇品と爲す。

又石棒に類するも體部を扁平に作りたるもの有り、之を石劍と呼來れり此品も多く出つ。

五 大石槌 高原柏原所出の品にて俗に安産石といへる石器は、極めて珍品にて長二尺三寸七分有り稍扁平にして上部の一端に偏して凹刻部あり、全體に彫刻を施し石質も緻密なり、此類品先年能登國より二個出て本派本願寺法主の手を経て帝室へ獻納せられしと聞く、然るに同類の品長一尺三寸二分のもの、石棒石劍各一と共に明治四十四年十二月益田郡小坂長瀬より掘出され、東京帝國大學人類學教室へ送附せられしなり、其寫真圖を見るに上部の一端に偏して凹刻部あること柏原所藏の品と正に相似たり、而して前二者に比すれば石質粗糙なるも全面に彫刻ある類型の大石器、先年益田郡小坂大洞と大野郡庄川村(大字名缺)とより出て、朝戸善友之を所藏すと云へり。

又前項のものに比しては短型なるも、形似の品所々より出で、之を枕石と呼ぶ、所由は上面一端に

偏して凹刻部あるを以て是れ人頭を置く所なりと誤認せしより起る、而も其凹部狭小にして決して枕となすべきものにはあらざるなり。

六 冠石 此品は飛驒には頗る多けれども他國には極めて稀なり、裏頭形烏帽子形なるより起れる名とす、其異型種々あれども、概して頂部は鈍ながら及形をなし、底部は全面少しく凹めるもの、長方形の凹あるもの、楕圓形の凹あるもの等多く、底部平坦なるは少し、(石庖丁といふものも或は底部平坦なるもの、一種ならむ)、中には匱製品もあれど間々精巧にして彫刻を施せる品有り、むかし往還寺僧が之を宮村に得て東本願寺の雲華院へ贈りし品も此一種なるが如し。

七 石皿 俗に雷斧砥とも呼ぶ、此品は飛驒に頗多けれども他國には稀なり、長一尺内外、扁平卵形にて一面に箕形の凹陥あり、就中吉城郡菅沼より所出のものは三側に同心圓の如き彫刻を施せる精巧品なり、而して之を雷斧砥と名づけしは、始め北海道にて得たる所謂雷斧砥に似たるより附したる假稱なりと言へり。

八 玦様石製品 従來用法も名稱も明ならずして、或物は石器時代勾玉など呼はれし品は、近年河内國府の遺蹟より人體骨節と共に發掘せられて略ほ耳飾と定められたるが、此の種の品先年吉城郡小鷹利村(大字名缺く)より發見せられたる事有り。

九 繩紋土器 石器時代人民の遺蹟と認むべき地よりは、大抵土器破片を發見せらる此時代の土器は後

代の品に類なき一種の紋様を彫刻附加し、紋様なき品も概ね點々の印刻あり、其紋様の繩を曲げて附加せし如くなるより繩紋土器とは呼ぶなり、是等は後代の如く轆轤を用ひて製造せし痕迹なし、且つ飛驒の繩紋土器は厚手にして其質脆弱なること關西地方の品に類し、關東東北の品には遠く及ばず、而して稀に薄手の品も出さるにあらねど其質の脆弱なるは相同じ、吉城郡鹽屋の水損缺壊地(大正三年八月)は宮川の岸頭にありて、石器類と共に夥多此土器を出し相應大なるもの有りしが、一も全形を窺得べきもの無く、其他吉城郡宮地(殿村)、同郡宇津江(杉下馬場)、同郡三川(エンダソラ、落合)、大野郡江名子(泉水、糠塚)、同郡上野、益田郡落合(南垣内)、同郡尾崎(中村)等の所出皆同じ、獨り大野郡丹生川村(大字名缺)にて稍完全なる高一尺七八寸胴徑一尺二三寸の甕を掘出せし事あるも、口縁と底とは缺損し居たりといふ、又宮地殿村郡竹泰貞發掘の遺迹よりは染料の赤色物を容れしと見ゆる三ヶ所に紐様の浮彫なせる小壺を稍完全に發掘せり。

一〇 彌生式土器 又一種轆轤製の如くして厚手なる繩紋土器の作風を帯びたる土器有り、(斯學者が東京彌生岡にて始て發見せしより彌生式土器の名有り或學者は之を埴瓮と呼べり)、是は繩紋土器より祝部土器に移る過渡期のものならむと言へり、此類の土器も少からず飛驒より出づ、予は白川平瀬にて發掘の品をも實見せり。

一一 以上石器土器の從來發見せられたる町村大字名左の如し。

大野郡大名田村(和名抄大野郡大野)の内

花里 西之一色 江名子

同 灘村(抄大野郡大野)の内

上岡本 下岡本 松本 桐生

同 大八賀村(抄大野郡大野阿拜)の内

上野 三福寺 漆垣内 山口 岩井 鹽屋

同 丹生川村(抄大野郡山口)の内

旗鉾 日面 日影 小木曾 町方 新張 大萱 桐山 法力 大谷 根方 殿垣内 瓜田 板殿

同 丹生川村(抄荒城郡荒城)の内

折敷地 森部

同 久々野村(抄大野郡阿拜)の内

久々野 大西 長淀 渚 無數河

同 宮村(抄大野郡大野)の内

宮

同 山之口村(抄益田郡益田?)の内

山之口

同 上枝村(抄大野郡三枝)の内

下切 下林 新宮 牧ヶ洞 三日町

同 庄川村の内

三尾河 黒谷 惣則 一色 猿丸 新淵 野々俣 中野 海上 尾上郷 牛丸

益田郡下原村(抄益田郡杭秀)の内

中切 下原町 中津原 福來 大船渡

同 中原村(抄益田郡杭秀)の内

保井戸 焼石 和佐

同 川西村(抄益田郡益田)の内

四美 尾崎 野上 羽根 跡津 古關 西上田

同 下呂村(抄益田郡益田)の内

少ヶ野 小川 東上田

同 萩原町(抄益田郡益田)の内

櫻洞 上呂 萩原 宮田 奥田洞 上村 中呂

- 同 小坂町(抄益田郡益田)の内
- 小坂 落合 赤沼田 大洞 長瀬 湯屋 大島 松原
- 同 朝日村(抄大野郡阿拜)の内
- 見座 甲 小瀬 立岩 萬石 青屋 黒川 上見
- 同 高根村(抄大野郡阿拜)の内
- 中洞
- 同 馬瀬村(元美濃郡上郡)の内
- 川上 黒石 西村
- 同 上原村(抄益田郡杭秀)の内
- 久野川 夏焼 門和佐
- 同 竹原村(抄益田郡杭秀)の内
- 宮地 乗政 御厩野
- 吉城郡國府村(抄荒城郡名張)の内
- 三川 上廣瀬 村山 金桶 瓜巢 名張 宇津江 廣瀬町
- 同 國府村(抄荒城郡荒城)の内

- 三日町 養輪 今村 宮地 東門前 八日町 漆垣内 桐谷 半田 木曾垣内 鶴巢 山本
- 同 古川町(抄荒城郡深河)の内
- 古川 上町 大野 上氣多 下氣多
- 同 細江村(抄荒城郡飽見)の内
- 杉崎 太江 袈裟丸
- 同 小鷹利村(抄荒城郡深河)の内
- 高野 平岩 大村(今は上野中野下野に分つ)
- 同 小鷹利村(抄荒城郡飽見)の内
- 寺地 畦畑 黒内 信包 谷
- 同 河合村(抄荒城郡飽見)の内
- 角川 羽根 小無雁
- 同 坂上村(抄荒城郡飽見)の内
- 大無雁 落合 林 牧戸 三川原 菅沼 高牧 西忍
- 同 坂下村(抄荒城郡飽見)の内
- 鹽屋 杉原 打保

- 同 船津町(抄荒城郡遊部)の内
- 東茂住 跡津川 西漆山
- 同 阿曾布村(抄荒城郡遊部)の内
- 麻生野 敷河 石神 殿村
- 同 袖川村(抄荒城郡高家)の内
- 柏原 山田 寺林
- 同 上寶村(抄荒城郡高家遊部)の内
- 今見 岩井戸 双六 在家 長倉 見座

第二章 古墳並副葬品の分布

上古鴻荒の世より、近江朝廷頃までの間に造築埋藏せられたる古墳及び副葬品なる珠玉、金銀銅鐵器、並祝部土器の發見せられ居るもの、内著名なるもの。

一 廣瀬の龜塚(一名椀塚一名止め塚)

歩み山傳説椀貸し傳説隠れ里傳説等を有する二段築の大圓墳にて、山麓の田中にありしを明治廿八年三月學校敷地に充用せん爲め堀崩せし時、頂上より堀下け四五尺の所に丸石を竝べ粘土にて固め

たる長凡二間幅凡六尺(側石も蓋石も無し)の一區を發見し、其所より鐵甲鐵冑各一、直刀(兩刃片及)合七本、鐵鏃五十餘個を得、また同所より少し北寄の所にて丸石を竝べ(粘土の固め無し又側石も蓋石も無し)たる所に、直刀(兩刃片及)二本、鉾身一本を藏せるを發見したるが、土器類は一も之を發見せざりき、周圍の地名には塚腰、長森、こくそう、わり塚等有り、所在地は和名抄荒城郡名張同郡荒城の堺に當る。

二 廣瀬こふ峠口の塚屋

瓢形塚にて後圓部の外圍六十間餘、墳穴は後圓部に在り南面して開く、羨道の長凡二丈二尺幅凡七尺高凡六尺、玄室の長凡二丈二尺幅凡八尺高凡九尺五寸あり、壁竝天井は巨石を以て構築す、玄室の最奥に幅凡七尺五寸奥行凡五尺の前方をば板石を以て劃り、小石を充てたる一段小高き所と、玄室中央の左側に寄り幅凡三尺奥行凡四尺の板石の以て三方を區劃したる所と有り、(此區劃奥のを客人座、横のを主人座と誤認して穴居跡とは稱來れるなり)共に蓋石無し、附近にはこふ峠口、こふ峠、こふの宮等の地名有り、所在地は和名抄荒城郡名張に屬す。

三 廣瀬こふの宮の塚屋

圖墳にて南方に開口す、前項のものと同距離凡二町也、羨道の長凡九尺幅凡五尺高凡五尺、玄室の長凡二丈一尺幅凡五尺五寸高凡七尺有り、前項のもの、如き墳内石棺の有無は詳ならず、附近の地名

はこふの宮、こふ峠口、庭草等にて、所在地和名抄荒城郡名張に屬す。

また此墳を隔て、西北方近く畑中に破壊されたる一墳あり、側壁及奥壁の石材地面に露出す。

其他廣瀬町と三日町との中山頂上に圓墳様のもの二基相並び、土人は古城跡なりと稱せり、然れども古城跡としては狭少に過ぎたれば圓形古墳なるべく思はる。

四 三川劔緒神社の古墳

村社劔緒神社の境内にて山裾の林中にある圓墳なり、門石竝に奥壁石の一部地面に露出し、且つ蓋石の一は夙に取除かれ居たるも猶ほ其儘にありし處、明治十七年三月三日古田清左衛門といふ者、南面門石の下より堀穿し直刀一本、土器（祝甕類）十一種を得たり、珠玉金銀銅器の發見なかりき、構造は大ならざるも横穴式のものなり、羨道長四尺巾三尺五寸支室長十六尺巾四尺二寸、所在地は和名抄荒城郡名張に屬す。

五 三日町の大塚

畑中にある大圓墳にて、此附近にては廣瀬龜塚に次ぎのて大塚なりとせらる、頂上は平にされ畑地となる、石材の露出せるものも見えず、又埋藏物の發見されたりといふ口碑もなし、所在地は和名抄荒城郡荒城に屬す。

六 三日町十王堂山の古墳

山裾の高地に在りて廣瀬龜塚と距離凡二町也、明治四五年の頃火葬場に充用せんため小高き所を掘崩せしに、大磐石を發見し取除きたるに扁平なる石を以て四方を疊積し、長凡九尺深四尺餘（幅の記載缺く）筐形石櫃二個相並びて小石を充填し、周壁の石間は粘土にて固めたるを發見せり、一櫃の底には人骨と勾玉二、水晶切子玉八、金銀八、銀鑲二、銀の薄張玉一、管玉三十、小練玉數個、鐵鏃若干、刀若干有り、他の一櫃底には馬骨と轡の銷化したるものと有り、馬齒の如きは殆んど原形を保存せりといふ、所在地は和名抄荒城郡荒城に屬し名張へも近し。

七 今村檜本の古墳

山裾の畑中にて塚を掘崩し、曲玉管玉各若干及び銅鏡一を得たる人有り（木下平三郎）、鏡は背面無紋（中央に鈕一有り）縁に造出ありて釘孔二を存するものなり、又同所にて駒屋兵助といふ者曲玉管玉各若干と無紋の鏡一面を得たり（駒屋のは明治十八年十一月發見）、但同字なれども連続地歟隔離地歟不明なれば尙能く取調ふべきなり、所在地は和名抄荒城郡荒城に屬す。

其他今村と上廣瀬との中山頂上に圓墳様のもの一基有り、土人は之をこふ山と呼ぶ疑くは古墳なるべし。

八 古川上町の三ツ墳

上町字久中といふ所に鼎足形に置かれし三個の圓墳有りしが、今は其一を除くの外何れも破壊せら

れて其形なし、一個は明治十三年一月佐藤彦太郎毀ちて田となせし時、(石寄場一畝十二歩と公簿に記され高一丈二尺許上は平なりしと云)、頂上より三尺ばかりの所に板石あまた重ね有り、其下より鍍金馬具破片竝鐵鏃及銷化したる銚形のものを得たり、是は往時何者かの手石櫃を破壊され收埋物取得されたるに、其者故有りて再び之を原地へ返し石櫃の舊材を其上へ積重ねたるものならむといへり、又他の一個の跡なる畑よりは曾て管玉を發見せしこと有りと聞こゆ、所在地は和名抄荒城郡深河に屬す。

九 古川向町の五阿彌塚

田中にある圓墳なり、明治十七年三月十三日關口甚吉といふ者土砂を他へ移さんため掘取中、南面に開口せる擴穴を發見したり、羨道といふものなく、玄室長一丈四尺幅五尺三寸高六尺二寸有り、兩壁は板石を積重ねて打見は煉瓦造り様に作り、奥壁と天井とは巨石を用ひ底も亦巨石を用ひたり、(口石は無し是は約百年前に他へ移せし由口碑ありとぞ)、收蔵物は頗る多數にして曲玉一、管玉十五、水晶六稜玉十四、金銀二、銀鏢一、練物白玉十、銀の薄張玉四、銅鈴二、刀若干、鏃三、鐵鏃三十二及び平釘に似たる鐵製品等ありまた土器(祝瓮類)八種を發見したり、所在地は和名抄荒城郡深河に屬す。

一〇 宇津江垣株洞の塚屋

圓墳にて開口せり、羨道と見るべきもの無く、玄室の長一丈二尺幅六尺高六尺有り、所在地は和名抄荒城郡深河と名張との堺に當る、又同村字塚ヶ平の古墳を明治二十年五月發掘せしに人骨を得たりといふも、構造の模様副葬品の有無詳ならず、其他同大字には往時擴穴を發見したるも祟あるを恐れて閉塞したりと傳ふる稍々大なる塚字幅上に二ヶ所有り。

一一 高野水上洞の塚屋

山裾にある横穴式古墳なり、羨道の長凡一丈九尺幅凡六尺高凡六尺、玄室の長凡一丈七尺幅凡八尺高凡八尺有り、其構築に用ひし石材の巨大にして美なること世間希見のものなり、即ち長幅に於ては廣瀬こふ峠口の塚屋に劣れども、石材に於ては彼に勝れるを以て國中塚屋の雙壁とせらる、所在地は和名抄荒城郡深河に屬す。

一二 高野桑さこ山の塚屋

山裾にある横穴式古墳なり、羨道の長凡一丈五尺幅凡五尺(高不詳)、玄室の長凡一丈三尺幅凡六尺高凡六尺有り、所在地和名抄荒城郡深河に屬す。

其他高野にはむかし猶ほ塚屋三個ありしが、明治初年古川中北石堤築造の時破壊して石材を運び去り、其内の二は全く跡形なく、一のみ左右壁と奥壁のみ残りりとぞ。

一三 大村小松原の塚屋群

此地には古墳の數七個有り、其一は羨道の長一丈四尺幅四尺餘、玄室の長一丈二尺幅六尺有り、其二是羨道なし(破壊されたるもの歟と云)、玄室の長一丈一尺餘幅六尺許有り、其三乃至其六は門石崩れ落ちて人の出入を許さず、其七は明治十七年春石材採取のため全く破壊せられて跡形なし、所在地は和名抄荒城郡深河に屬す。

一四 信包八幡神社の古墳

もと瓢形塚なるよし物に見ゆ、地籍は信包に屬すれども本里とは小坂(距離十三町)を隔て、寧ろ大村字原田(今は下野といふ)に接近せり、明治中年の頃社殿造營のために後圓部を掘平げ、銅鈴鍍金馬具、曲玉、管玉、金銀鏝、鐵鏃等多數發見せり、埋藏所の模様詳ならず尙取調べし、所在地は和名抄荒城郡深河に屬す。

右の外吉城郡内の古墳並副葬品發見の町村字名左表の如し(既掲のものをも含む)

國府村(和名抄荒城郡名張)の内

三川 村山 上廣瀬 瓜巢 金桶 名張 廣瀬町 宇津江

同村(抄荒城郡荒城)の内

三日町 養輪 今 東門前 宮地 鶴巢 山本 半田 木曾垣内

古川町(抄荒城郡深河飽見)の内

上町 上北 下北 古川向町 沼町

小鷹利村(抄荒城郡深河飽見)の内

高野 平岩 大村(今は上野、中野、下野の三區に分つ) 信包 寺地 畦畑

細江村(抄荒城郡飽見)の内

杉崎 袈裟丸 太江 杉崎の内岡前

右の外河合村羽根にて石器類と同時に曲玉二管玉一壺一を掘得たるもの有り、又袖川村山田の津島社寶に曲玉管玉あるも出所不明、阿曾布村吉田の常蓮寺に出土古鏡を藏し同所の發見なりと傳ふ。

一五 西之一色の塚屋

松倉山の麓に有りて南面に開口す、口は方四尺ばかり這ふて出入すべく、九尺餘を進みて(羨道)室に入る、室は約方二間にして高八尺餘有り、古來穴居跡と誤傳せらる、所在地は和名抄大野郡大野に屬す。

一六 冬頭の大塚

冬頭村東等寺の附近にある圓墳にて、石材の露出するもの無く、又埋藏物の發見せられたるといふ口碑もなきが如し、所在地は和名抄大野郡大野に屬す。

一七 冬頭の大洞塚

明和七年正月石材を得んとて之を掘崩せしに、四方を圍ひたる所に金之輪(金銀敷)大平六、油燈臺一及び土笛と名づくる土器(何れも祝盆類)を發見せりと傳ふ、所在地は和名抄大野郡大野に屬す。

一八 三枝中切の王塚

中切村王塚といふ、塚の上にむかし大樹有り、里俗をふの木と呼び種々の口碑を傳へたり、此樹下に小祠有り、嘉永二年土人其祠を造替へんために地面を掘擴めし時古刀一本を發見せりといふ、而して此塚里俗は往古京家尊貴の人此國に於て終焉し其墳墓なりと傳ふるよし飛州志等にも載たり、所在地は和名抄大野郡三枝に屬す。

一九 三墓山の古墳

大野郡赤保木村と、同郡中切村字幸草洞との間に聳ゆる山の頂上に古墳三個あり、里俗は帝陵なりと稱するよし飛騨國中按内に載たり、所在地は和名抄大野郡三枝に屬す。

二〇 赤保木の古墳群

前項三墓山の麓なる赤保木字ボタ上に九個の古墳有り、其内の一個を大正二年一月掘崩せしに古刀五本、鐵鏃五十個を發見し、内に環頭刀一本あり、此環頭のもの飛騨に於ては最初發見物なるが如し、墳内の構造竝長幅等未だ聞及ばず、所在地は和名抄大野郡三枝に屬す。

右の外大野郡内の古墳並副葬品發見の町村字名左表の如し(既掲のものをも含む)

大名田村(和名抄大野郡大野)の内

石浦 西之一色 花里 江名子

灘村(抄大野郡大野)の内

松本 冬頭 上岡本 下岡本 本母

大八賀村(抄大野郡大野)の内

山口 上野

上枝村(抄大野郡三枝)の内

赤保木 下切 山田 下林 中切

宮村(抄大野郡大野)の内

宮

丹生川村(抄大野郡山口)の内

都築靈源所藏の丹生川村某所發見の勾玉管玉

又益田郡内には古墳並副葬品の發見せられしこと殆ど稀なり、佐藤泰郷著千代之鏡また益田郡志を檢するに、僅に左の數所に過ぎざるなり。

田尻久六所藏の益田郡某所發見の曲玉。

下原村中切所出の曲玉管玉。

小坂町湯屋所出の曲玉。

竹原村乗政の食器（按に祝盆類ならむ）。

馬瀬村中切字見廣の圓墳。

同村川上字栗原の圓墳。

第二篇 史 要

第一章 史要之上

大日靈貴尊（天照大神）

天照大神。高天原に御して、天上之事を所知給ふ。時に弟神素盞鳴尊、所行無狀に依り逐はれて其子五十猛神を帥り韓國に降る、既にして出雲國へ渡り、國神の女奇稻田姫を娶りて大己貴命を生み、此命少彦名命と力を戮せ天下を經營す。初め五十猛神天降の時、多く樹種を將下る。然れども韓地に殖えずして盡く持歸り、妹神と共に凡そ大八洲國の内播殖して青山に成さざる所なし、所以に五十猛神

を稱けて有効之神と爲す。是れ紀伊國に坐す伊太祁曾神社（土俗日抱權現と呼ぶ）、大屋都比賣神社、都麻都比賣神社なりと傳へらる。學者說に飛驒乘鞍岳上に古來權現祠有り祭神不詳、然るに山下の小八賀郷（古の山口郷）村々に日抱社多きは、五十猛神の該山を主領し給へる所縁を顯はすものなりと云ふ。著者按に同山下阿多野郷（古の阿拜郷）に權現社富士權現社少からず、また、三代實錄、飛驒國木母國都神（一本に本母國都神に作る）を錄せるも、蓋し五十猛神同妹神と關係ある可し。

天忍穗耳尊

天照大神。豐葦原水穗國を、天忍穗耳尊に所知さんとして、天若日子命を遣はして國神を平げしむ、若日子既に下り、國神の女下照姫（亦名高照姫）と婚して八年まで歸報せず、また神使の雉を射殺せり、高皇產靈尊仍て天矢を以て若日子を射給ふ、若日子既に死し其喪屋墜ちて山となる、美濃國藍見河上の喪山是也と傳へられ。學者或は喪山美濃國武儀郡大矢田村にあり、飛驒國水無神社に高照姫命を祭るも其所縁ならむと説き。或は殯宮をアラキノミヤと言へば、飛驒國に荒城郡荒城郷荒城神社有り是等にも心を附くべしとも説く。按に延喜神名式、出雲國出雲郡に天若日子神社二社、石見國美濃郡に菅野天射若（日）子神社見ゆ、喪山の所在實は石見國美濃郡ならむ。○天照大神更に武甕槌、經津主兩神を遣して國神を平げしむ、國神大己貴命、事代主命父子神勅に應じて其國を避奉る、事代主の弟健御名方命獨隨はず、武甕槌、經津主兩神の爲め逐はれて諏訪海に到り、勢盛りて降伏し、豐葦原

水穗國全く平定したりと傳へらる。按に國神所縁の氣多郡は因幡國、但馬國に、氣多郷は遠江國山香郡にあり。氣多神社は但馬國氣多郡、能登國羽咋郡、越中郡射水郡及び越前國にあり、居多神社は越後國頸城郡に、氣多御子神社は加賀郡江沼郡に、氣多若宮神社は飛騨國にあり、又南方刀美神社二座信濃國諏訪郡に、健御名方富命彦神別神社は同水内郡にあり。

彦火瓊々杵尊

天照大神。皇孫彦火瓊々杵尊に言依賜ひて豊葦原水穗國へ降し、天兒屋根命、太玉命等の五部祖神を隨はしめ給ふ。天兒屋根命の後に荒城朝臣、大荒木臣等有り。按に和名抄、飛騨國荒城郡荒城郷は荒城氏の所縁地なり、○皇孫尊。筑紫日向の吾田へ天降坐して、國神大山祇命の女鹿葦津姫(亦名木花開耶姫)を娶り、火闌降命、彦火々出見尊、火明命を生給ふ、此の火明命亦名天照國照彦火明命は尾張連等の始祖にて、其兒は天香語山命、孫は天村雲命、三世孫は天忍人命、天忍男命なり。但書紀一書又一書及び古事記には、天忍穗耳命の子火明命、彦火瓊々杵尊なりと見ゆ。

彦火火出見尊

此尊。海神豊玉彦の女豊玉姫命と婚して鵜葺草葺不合尊を生給ふ。此の豊玉彦の子、穗高見命の後に安曇連有り。按に和名抄、飛騨國荒城郡飽見(訓安久美、蓋安久美阿豆美と相通也、三河國渥美郡渥美は郡に阿豆美、郷に安久美と註す)安曇族の所縁地なるべし、其郷の川淵に、龍女婚姻傳説を存する所あり。

鵜葺草葺不合尊

此尊。海神豊玉彦の少女玉依姫を娶りて、神日本磐余彦火々出見尊(謚神武)等、四柱を生給ふ。

神武天皇

元年辛酉春正月朔日。大和橿原宮に即位し給ふ、○二年。國神劔根命を葛城國造に、天道根命を紀伊國造に定賜ふ、其地大倭、凡河内、山城、伊勢、素賀等の國造を定めらる、○此朝。尾張連等祖(火明命三世孫)天忍男命は、葛城國造劔根命の女賀奈良知姫を妻として、瀛津世襲命、武額赤命、世襲足姫命を生む。また紀伊國造天道根命の後には高家首有り。按に和名抄、飛騨國荒城郡高家(訓加木倍蓋多木倍の訛)は、此高家氏の所縁地とす。

綏靖天皇

安寧天皇

懿德天皇

孝昭天皇

二十九年正月三日。尾張連等祖（火明命四世孫）瀛津世襲命の妹、世襲足姬命皇后と爲り、天足國押人命、日本足彥國押人天皇（孝安）を生む。

孝安天皇

御母は、世襲足姬命なり。

孝靈天皇

二年。倭國の蠅伊呂杼姫皇妃と爲り、彥狹島命、稚武彥命を生む。此の稚武彥命の裔、鴨別命の後に三尾臣有り、此氏人は飛驒國にも住す。

孝元天皇

七年二月二日。爵色謹命皇后と爲り、大毘古命、若倭根子大毘々天皇（開化）を生む。此の大彥命は阿倍臣、伊賀臣、名張臣、廣瀨臣等の祖と傳へらる。按に和名抄、飛驒國荒城郡名張は名張氏の所緣地なり。

開化天皇

六年。和珥臣祖、姥津命の妹姥津媛皇妃と爲り、日子坐王を生み、此の彥坐王、近淡海の息長水依媛と婚して生める兒を、神大根王亦名八瓜入彥命といふ。此命を以て三野前國造に定賜ふ、按に三野國

は後の美濃飛驒兩國の域なり。

崇神天皇

元年。尾張連等祖（火明命七世孫）健諸隅命の妹、大海媛亦名葛木高名姫皇妃と爲り、八坂入彥命を生む、此命三野國へ移住し久々利に居給ふ。按に外戚尾張氏族の彼地方に占居するもの多かりし故なり。○十年十月二十二日。四道將軍を定め、大彥命を北陸へ、其子建淳名川別命を東海へ、吉備津彥命を西海へ、丹波道主命を丹波へ發遣す、此の道主命は日子坐王の子にて、八瓜入彥命と同母兄弟なり。○是朝。神武皇子神八井耳命の孫、建五百建命を以て科野國造に定賜ふ、其他知々夫、久比岐、高志深江、出雲、岩見、吉備中縣等の國造を定めらる。

垂仁天皇

十五年二月十日。天皇、丹波道主命の四女を納れて竝に后妃と爲す、皇后日葉酸姫命所生の皇子に大中彥命有り、三枝之別、稻木之別、阿太之別、尾張國之三野別等の祖と傳へらる。按に和名抄、飛驒國大野郡三枝（訓佐以久佐）は三枝之別の所緣地なり、○二十三年十月。皇子譽津別王の奉爲に、山邊之大鷲勅を奉じて鶴を追尋し、紀伊播磨因幡丹波但馬より更に東方へ轉じ、近江美濃尾張を経て信濃へ踰え、越後和那美之水門に於て之を捕得たりと傳へらる。按に尾張より信濃へ踰えし路は三河より遠江に入り、天龍川流域を溯りしものなるべし。○此朝。尾張連等祖（火明命八世孫）倭得玉彥命

亦名大稻日命の妹、葛城之高千那媛、大毘古命の子比古布都押之信命の妻となり、味師内宿禰を生む比古布都押之信命又紀國造宇豆比古の妹影媛を娶りて生める兒は武内宿禰なり。

景行天皇

二十五年七月三日。武内宿禰を北陸及東國へ發遣して諸國の地形且百姓の消息を察せしむ、宿禰二十七年二月還奏して曰く、東夷の中に日高見國有り、男女竝椎結文身、人と爲り勇悍なり、亦土地沃壤にして曠しと、學者或は今の飛驒國を以て之に當つ。○二十七年十月十三日。尾張連等祖（火明命九世孫）弟彥命、三野國より石占横立、尾張田子之稻置等を率ゐ、皇子小碓命に従ひて熊襲を伐つ。また同族（火明命九世孫）に玉勝山代根古命有り、山城國水主に住し水主直等の祖となり、其地に遠祖火明命を祀れり水主坐天照御魂神社是なり。○四十年七月十六日。皇子大碓命三野國へ封せらる、先是大碓命、國造神大根王の二女兄比賣、弟比賣と婚して兒有り、宇泥須別、牟宜都君、守君等の祖となる。○四十年十月二日。日本武尊勅を奉し、吉備武彥命、大伴武日連、尾張連祖（火明命十一世孫乎止與命の兒）建稻種命を率ゐて東征し、先づ伊勢神宮を拜し、尾張國を過り、建稻種の妹美夜受姫を聘し給ふ。○某年。日本武尊東征の歸途、相武より甲斐に入り、吉備武彥を高志國へ分遣し、自ら武藏上毛を経て信濃へ踰え、科野坂にて荒神を平らげて三野國に出て、此處にて武彥と相會し、與共に尾張の美夜受姫の許へ還り給ふ。按に科野坂は、乗鞍岳の北峽を越ゆる所の神坂峠の古名ならむ、東

は信濃國安曇郡上高地（土語かみぐち又かみうち）西は飛驒國吉城郡神坂（かんだか）にて、近古まで信濃峠の名存したり。○四十三年、日本武尊病みて伊勢國能褒野に薨す、その一妻の所生に息長田別命有り、阿波君等の祖と傳へらる。按に和名抄、飛驒國大野郡阿拜（訓阿波）は、阿波君の所緣地なり。○五十五年二月。崇神皇子豐城入彥命の孫彥狹島王を以て東山道十五國都督に封し給ふ、上毛野君等祖是なり。彥狹島王の孫荒田別命の後に大野朝臣有り。按に和名抄、飛驒國大野郡大野は大野氏の所緣地なり。○五十八年二月十一日。天皇、近淡海志賀高穴穗宮に遷り給ふ、此宮造營の時、尾張氏族（火明命十世孫）大美和都禰命工匠を統率して事に當り、また木材を美濃の北境（飛驒山）より採ると傳へらる。○是朝。甲斐、那須、吉備穴、穴門等の國造を定賜ふ。

成務天皇

五年九月。天皇、志賀高穴穗宮に坐して諸國々造を定め、尾張連等祖（火明命十世孫）大八椅命を斐陀國造に、同祖乎止與命を尾張國造に、同祖大倉岐命を丹波國造に。日子坐王の胤大陀牟夜別命を淡海國造に、同胤船穗足尼を但遲麻國造に。物部連祖臣賀夫良命を三野後國造に、同祖知波夜命を參河國造に。同祖印岐美命を遠淡江國造に、同祖片堅石命を珠流河國造に。大毘古命の胤市入命を高志國造に、稚武彥命の胤建功狹日命を角鹿國造に。宗我臣同祖若長足尼を三國々造に、同祖大河音足尼を伊彌頭國造に。垂仁王子大入來命の孫彥狹島命を能等國造に定賜ふ。其他山背、伊賀、島津、庵原、相武、師

長、無邪志、佐渡、熊野等數多の國造を定らる。按に斐陀國造の所居は荒城郡なる可し、又國名斐陀の語源に學者種々の所説有りて、日高見説も其一なり。

仲哀天皇

二年正月十一日。神大根王の異母兄弟、山城大筒城眞若王の孫氣長宿禰王の女、氣長足姬尊を立て、皇后と爲す、後に神功皇后と申すは是なり。○九年二月五日。天皇筑紫橿日宮に坐し、忽有痛身明日崩す、皇后、大臣武内宿禰と謀りて大喪を秘し給ふ、三月一日、皇后齋宮に入り親ら神主と爲り、武内宿禰をして琴を撫せしめ、中臣烏賊津使主を審神者と爲して神教を請ふこと七日七夜、第一に伊勢坐天照大御神顯れ給ひ、第二に尾田吾田節之淡郡所居神、第三に事代主神、第四に住吉三柱神顯はる。按に此第二の神名古來確かならず、學者説に是は斐陀粟生之阿拜縣所居神と釋すべきものならむといふ。按に和名抄、飛驒國大野郡阿拜(訓阿波)見ゆればなり。

應神天皇

二年三月三日。品陀眞若王の三女を納れて竝に后妃と爲す、是は尾治連(火明命十三世孫)尻調根命の妹金田屋野姬か品陀眞若王に嫁して産みし所なり、就中、妃高城入姫命の所生に伊奢眞稚皇子あり此皇子は深河別之祖と傳へらる。按に和名抄、飛驒國荒城郡深河(訓布加加波)は深河別の所縁地なり。

仁徳天皇

六十五年。斐陀國に一人有り宿禰といふ、兩面四手、多力輕捷にして、皇命に隨はず、人民を掠略す仍て難波宿禰武振熊を遣はして之を誅せしめ給ふ、按に宿禰は國神少彥名命の遺藁にあらずや。其舊蹟と稱する地、今も飛驒國大野郡小八賀下保村、日面村、同郡宮村、美濃國武儀郡金山村、同郡下之保村(高澤山)、加茂郡肥田瀬村、同郡加茂野村等に有り。

履仲天皇

反正天皇

允恭天皇

安康天皇

雄略天皇

十二年十月十日。木工猪名部御田罪あり將に刑せられんとす、秦酒公、琴を彈じ歌を以て諷諫し、天

皇悟りて之を赦給ふ。この御田は斐太匠の一人なりと傳へらる。○十三年九月。木工猪名部眞根罪あり將に刑せられんとす、同伴の巧者、歌を作りて之を悲悼し、天皇悟りて之を赦給ふ。この眞根は斐太匠の一人なりと傳へらる、按に和名抄、飛驒國荒城郡餘戸は、猪名部族の所縁地なるべし、其郷に飛驒工傳説を存する天生山有り、また稻越村（いなこえ）といふも存す。○二十三年八月。天皇崩す時に垂仁帝の孳圓目王、伊賀比自支和氣の女を妻とする縁に依り、召されて殯宮の事を掌り、遊部君と定めらる。按に和名抄、飛驒國荒城郡遊部（訓阿曾布）は、遊部族の所縁地なり。

清寧天皇

顯宗天皇

此朝。福草部を置き給ふ。學者或は和名抄飛驒國大野郡三枝郷を以て之に當つ。

仁賢天皇

武烈天皇

繼體天皇

十六年二月。南梁人司馬達等といふもの來朝し、大和國高市郡坂田原に住して、持來れる佛像を其家に安置すと傳へらる。○此朝。弟國部を定め給ふ、此部曲の氏人、飛驒國荒城郡に住する者有り。

安閑天皇

此朝。勾部を定め給ふ。此部曲の氏人、飛驒國に住する者有り。

宣化天皇

欽明天皇（宣化四、十二、五即位）

此朝。飛驒國一宮へ八幡神出現に依りて、水無八幡大菩薩と號す、本社は神武天皇なりと古縁起に録す。按に豊前國宇佐八幡宮の出現は此朝にて、且つ八幡神を神武天皇と云ふ事も香椎宮記、住吉縁起阿蘇縁起等に見ゆる古傳なり。

敏達天皇（元、四、三即位）

六年二月一日。日祀部を定め給ふ。此部曲の氏人の、飛驒國荒城郡に住する者有り。○十三年九月大臣蘇我馬子奏して鹿深臣、佐伯連の百濟より持來りし佛像禮讚のために、司馬達等の女島といふ者を尼と爲し善信尼と名づけ、尋て善信尼の弟子禪藏、惠善の兩尼を度す。○十四年三月三十日。物部守屋大連、中臣勝海大夫奏して、馬子が造立せし寺塔を焼き、佛像を難波堀江に棄て、善信等三尼を禁

綱す。既にして天皇、馬子の願に依り三尼を還付し給ふ。

用明天皇（敏達十四、九、五即位）

二年四月二日。天皇不豫、鞍部多須奈といふ者、天皇の奉爲に寺を建て佛像を造り、又出家修道せんと請ふ、尋て坂田寺を建て丈六木佛を造立す。此の多須奈は司馬達等が子にて、先是斐陀國に住し、神女を娶りて妻となすと傳へらる。

崇峻天皇（用明二、八、二即位）

元年。善信等三尼を百濟國使に附して彼國へ遣はし學問せしむ、三年三月三尼歸朝、同年十月鞍部多須奈出家して德齊法師と改む。

推古天皇（崇峻五、十二、八即位）

七年。木工鞍部鳥、大和京に至る、天皇以て造佛之工と爲し、元興寺の銅繡丈六佛像各一軀を造らしめ、十四年四月成れり、世に鳥佛師といふ。此の鳥は多須奈が斐陀國にて儲けし所の兒なりと傳へらる。○二十九年二月二十二日。皇太子厩戸皇子薨去、諡して聖德といふ。飛驒高原郷吉田村常蓮寺に傳來せる太子の古木像あり、御自作三體の一と寺傳に言へり。

舒明天皇（元、正、四即位）

皇極天皇（元、正、十五即位）

孝德天皇（元、六、十四受禪）

大化二年正月朔日。詔して諸國に國司郡司を置く、國司は守、介、椽、目、郡司は郡領、主政、主帳の總稱なり、是より古來の國造伴造は多く國司郡司となり、國造の名は、天社國社の宮司に存するのみ。○大化二年三月二十二日。詔して葬塚の制を定め、王以上之墓は内域長九尺廣濶各五尺、其外域方九尋高五尋とし、上臣之墓、下臣之墓は内域前に准し、外域の方高を遞減す、大仁小仁之墓は内域長九尺廣濶各四尺、封せず平ならしめ、大禮以下小智以上之墓皆之に准せしむ、また庶民亡時は地に收埋せしめ、王以下すべて珠玉金銀銅鐵を埋藏すること無く、瓦器を以てせしむ、按に此詔命は古墳の年代推定上準據とせらる、所なり。○白雉元年十月。將作大匠荒田井比羅夫見ゆ、是れ木工寮の長官にて斐太工等之に隸屬せしものとす。

齊明天皇（元、正、三重祚）

六年十二月二十四日。科野國奏して言ふ、蠅群西に向て巨坂^{オホサカ}を飛踰ゆ、大十圍許り高蒼天に至る、按に古へ科野國司の廳は筑摩郡（今松本市附近）に在り、其西に當れる巨坂は信飛國堺の信濃坂ならずや。

天智天皇（齊明七、七、二十四稱制）

六年三月二十一日。都を近江國志賀郡へ遷し給ふ、故に近江朝廷といふ。

弘文天皇（天智十、十二、三踐祚）

天武天皇（元、二、二十七即位）

朱鳥元年九月九日。天皇崩御。尋て皇子大津謀叛發覺死を賜ふ、新羅沙門行心、大津に連座す、十月二十九日皇后詔して行心を飛驒國の伽藍に徙さしめ給ふ。

持統天皇（朱鳥元、九、九稱制）

七年十一月十四日。近江國益須郡都賀山に醴泉涌く、詔して沙門法員等を遣はして試飲ましめ、尋て初驗者鮫國司等に物を賜ひ位を増し給ふ。按に益田郡門原の孝子佐久（今作左近は訛）が病親の爲め遙々近江國に赴きて水を汲むと語傳ふるものは、此醴泉ならずや。○八年十月二十日。飛驒國荒城郡人、弟國部弟日といふ者、白蝙蝠を献す、詔して弟日に進大肆位を授け、純四匹、綿四屯、布十端を賜ひ、其戸の課役は限身悉く免せしめ、また殊死以下の罪人を赦し給ふ。

文武天皇（元、八、朔即位）

三年五月二十四日。役君小角を伊豆島へ流し、大寶元年十一月に至り之を赦す。按に飛驒大野郡花里

村白山社の逆杉、また高原割石村の割石は此人の奇蹟と傳へらる。○四年二月二十二日。巡察使を東山道へ遣はして、非違を檢察せしむ。○大寶元年六月八日。新令を頒布す之を大寶令といふ、其の職員令に大國は守、介、大椽、少椽、大目、少目、各一人、史生三人、上國は守、介、椽、目、各一人、史生三人、中國は守、椽、目、各一人、史生三人、下國は守、目、各一人、史生三人を置くことを規定す、而して斐陀を下國とす、賦役令に凡斐陀國庸調俱免、每里點匠丁十八、一年一替、餘丁輸米宛匠丁食、正丁六斗、次丁三斗、中男一斗五升と規定す（賦役令斐陀國と書す）、田令に凡田長三十歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻二十二束、凡給口分田者、男二段、女減三分之一、五年以下不給、其他有寬狹者從郷土法、易田倍給、按に口分田より訛りたる「クモデ」易田より轉したる「ヤクデン」の名稱今も飛驒國に存す、此法廣く行はれたること以て察すべからずや。○大寶二年二月八日、諸國に國師を置き部内の寺務を檢校し、兼て誦經をつとめしむ。○大寶二年四月八日。飛驒國神馬を献す、詔じて天下に大赦し、飛驒國司、目已上竝に出瑞郡大領の位各一階を進め、祿を賜ひ、百姓は三年の租を免じ、獲瑞僧隆觀は罪を赦して入京せしむ、又普く親王已下畿内有位者には物を賜ひ、諸國には今年の田租並庸之半を免せらる、按に神馬は黒身白髮尾なりしが如し、烏玉之妻太乃大黒と萬葉和歌に詠める所を以て徴とす可し。又按に斐陀の國名を飛驒と書改められしも此大瑞に依れるなる可し、驛は野馬の義、又駿馬屬の義を有する字なり。○十二月十日、始て美濃國岐蘇山の

道を開く。按に美濃の木曾峡谷を陟り、境峠を踰えて信濃の奈川峡谷へ出づる古道是なりといふ。○大寶三年正月二日。多治比真人三宅麿に東山道使を命じ、政績を巡察せしむ。○大寶三年十月十六日僧隆觀還俗す、本姓は金、名は財、頗る藝術に涉り兼て算曆を知る、流僧幸甚が子なりといふ。按に幸甚は持統天皇の時、飛驒國へ流されたる新羅沙門行心と同音異字ならずや。

元明天皇(慶雲四、七、十七即位)

和銅元年二月十一日。始て催鑄錢司を置き、和同開珍錢を鑄造發行せしむ、而も百姓錢の便利を知らず、尙物々交易の習俗に慣れ、各地定日の市を開きて相交易すること年久かりしといふ。按に今飛驒に存する地名、吉城郡に三日町、八日町あり、大野郡に三日町、八日町、七日町あり、古昔の市場の跡なるべし。○和銅六年五月二日。詔して諸國郡郷名は好字を著けしむ、又部内所生庶物の種類、色目、山川、原野の名號所由、古老相傳の舊事異聞を録上せしむ、風土記是なり。○和銅六年五月十一日。飛驒國より樊石を貢進せしむ、樊石和名度布須。○和銅六年七月七日。美濃信濃二國之境、徑道險阻、往還艱難なるにより、美濃守笠朝臣麻呂をして吉蘇路を通せしむ。按に大寶二年十二月始開の山道是に至て竣功し、官道と定まりたるなり、古來美濃より飛驒を経て信濃に通じたる山道遂に廢せらる、而も行基菩薩所作と傳ふる古圖には、美濃より飛驒を経て信濃へ通ずる路と、美濃より直に信濃へ通ずる路とを併記し。延暦廿四年二月改定と傳ふる古圖には、美濃より飛驒を経て信濃へ通ずる

路のみ記したり。

元正天皇(靈龜元、九、二即位)

養老元年九月十八日。天皇當者郡多度山的美泉御覽の爲めに美濃國へ行幸し給ふ、東海道は相摸以來東山道は信濃以來、北陸道は越中以來の諸國司等、是日行在所に詣りて風俗の雜伎を奏す。○養老二年二月十九日。天皇再び美濃國の禮泉に行幸し給ふ。按に、此時も國々の風俗雜伎を奏せしめ給ひしなる可し。○養老二年三月十五日。飛驒匠某、近江國三上山陀我神社を造立すと傳へらる。○養老三年七月十一日。始て按察使を置き、美濃國守笠朝臣麻呂をして尾張三河信濃三國を管せしむ。○養老四年。飛驒大野郡(懸上)の山内に白山神を勸請せりとの傳説有り、按に僧泰澄養老年中白山に登りて神祠を創立し、而して其山半分は飛驒の域なり所縁無きにあらず、尋て郷村此神を祀るもの相次ぐ。○養老五年六月廿六日。信濃國を割きて始て諏方國を置く。○養老五年八月十九日。飛驒諏方兩國を美濃按察使に隸せしむ。○養老六年六月三日。始て木工寮に史生四員を置く。按に延喜式此寮に飛驒工三十七人を配屬せしむ。○養老六年八月廿九日。美濃飛驒兩國朝集使の驛馬乗用を聽るす。

聖武天皇(神龜元、二、四即位)

神龜四年二月二十一日。使を七道に遣して國司の治績勤怠を巡監せしむ。○神龜五年三月廿八日。三關、筑紫、飛驒、陸奥、出羽國人を、事業位分の資人に補充するを禁す。○天平三年三月七日。諏方

國を廢して信濃國に併合す。○天平四年八月十七日。藤原房前を東海東山二道節度使に任し、兵器牛馬を監査せしめ、六年四月に至りて訖はる。○天平十年十月二十五日。巡察使を七道に遣はし、國宰の政績黎民の勞逸を採訪せしむ。○天平十二年正月朔日。飛驒國白狐白雉を獻す。○十二年十二月四日。天皇美濃國へ行幸し、是日不破頓宮に於て新羅樂、飛驒樂を奏せしむ。按に元正天皇行幸の時諸國司等行宮へ詣りて風俗雜伎を奏する事前に見ゆ、此度は特に新羅樂飛驒樂を撰び給ひしも、如し。○天平十三年三月二十四日。詔して諸國に國分二寺を造立し、僧寺には七重塔一區を建て、僧寺を四天王護國之寺、尼寺を法華滅罪之寺と名けしむ。按に飛驒國にて國分寺址と傳ふる所は、大野郡七日町現存國分寺所在地より下岡本辻ヶ森に互る地域(天平瓦發見)と、吉城郡廣瀨町現存大日堂所在地より古川上町字塔腰に互る地域(同上)と二ヶ所有り。また天平瓦の窯址は大野郡赤保木村字竈ヶ洞と、吉城郡瓜巢村字釜洞との二ヶ所に發見せられたり。其他布目瓦發見地として知らるゝは大野郡三福地村三佛寺址、吉城郡廣瀨町字石場石、宇津江村字大御堂、及び太江村字左近の諸所とす。○天平十五年五月二十八日。諸國々司の舊館に住せずして、更に新舎を作ること禁斷せしむ。按に飛驒國司の衙古へは荒城(今吉城)郡に在りて、後には大野郡へ移されしと傳へらる、往昔國衙移轉の屢々行はれし事右の禁令に依りて察すべければ、此傳蓋し事實なる可し、又荒城郡の國府址は廣瀨町字上之山の内姥ウバトコロ、大野郡の國府址は上岡村下岡本兩村に互れる字古館フルタテの地是なるべし。○天平十六年九月

二十七日。平群廣成東山道巡察使を命せらる。○天平十七年四月十七日。近江國甲賀宮造營に従事の妻太匠卅八人。○天平十七年十月十七日。大和國奈良宮造營に従事の飛驒匠十九人、甲可宮造營に従事の飛驒匠十八人。○天平十七年十月二十一日。甲賀宮造營に従事の妻太匠十八人、奈良宮造營に従事の妻太匠二十七人、○天平十七年十一月二十七日。諸國公廨の數を定めらる、大國四十萬束、上國三十萬束、中國二十萬束、下國十萬束、就中飛驒隱岐淡路三國各三萬束、志摩國壹岐島各一萬束。○天平十八年四月五日。參議式部卿藤原宇合に東山道鎮撫使を兼ねしむ。○天平感寶元年二月二日。大僧正行基寂す。此僧の所作と傳ふる佛像此國所々に有り、又土器の成形に轆轤を用ふる此僧の發明に係り、尋て釉藥も發明せられて陶法一變すと傳へらる。按に此種の土器も屢々此國に發掘せらる。○天平感寶元年閏五月二十日。飛驒國大野郡大領飛驒國造高市麻呂、當國々分寺へ知識の物を獻す、仍て外從五位下を授けらる。

孝謙天皇(天平感寶元、七、二即位、天平勝寶と改元)

天平勝寶二年三月三日。治部大錄從六位下飛驒國造石勝見ゆ、又同年五月十一日、十二月二十八日及三年二月八日に見ゆ。○天平勝寶六年十一月一日。石川豐成東山道巡察使を命せらる。○天平勝寶七歲(是年正月勅して年を歲と改む)九月二十八日、班田司歷名に山代國算師飛驒道足見ゆ。按に飛驒國造氏の支流ならずや。○天平寶字二歲正月五日。藤原淨弁東海東山兩道巡察使を命せらる。

淳仁天皇(天平寶字二、八、一即位)

天平寶字四年正月二十一日。石川公成に東山道使を命じ民俗を觀察せしむ。○天平寶字五年正月十六日。鎮國衛驍騎將軍藤原惠美朝臣眞光を、兼美濃飛驒信濃按察使に任す。○天平寶字六年正月十四日。造東大寺司の給米注文に、木工勾猪萬呂見ゆ。○天平寶字六年三月廿一日。造石山院所の祿物班給注文に、木工勾猪萬呂見ゆ。○天平寶字六年四月二十七日。造石山院所の雜色人等上日注文に、木工勾猪萬呂、上日貳拾捌夕貳拾漆と見ゆ。○天平寶字六年五月九日。美濃飛驒信濃等の國々地震、被損者に穀を賜ふ、家毎に二斛。○天平寶字六年五月二十二日。造石山院所の進上雜工等注文に、木工勾猪萬呂見ゆ。○天平寶字六年七月二十五日。造石山院所の七月上日注文に、木工勾猪萬呂、上日貳拾玖と見ゆ。○天平寶字六年八月二十七日。造東大寺並石山院所の勞削注文に、木工散位寮散位從八位下勾猪萬呂年□、妻太國と見ゆ。按に猪萬呂は飛驒匠の一人にして技術優秀なるを以て重用せられたるものとす、勾は下白川郷に馬狩の村名存す、是れ古の餘戸郷の區域にして、猪萬呂が本貫は同地方ならずや。○天平寶字之頃。萬葉和歌集成る、其の羈旅作歌に妻太人の眞木流云爾布乃川云々、寄物陳思歌に妻太乃細江之菅鳥云々の詠收録せらる。

稱徳天皇(天平寶字八、十、九重祚)

天平神護元年八月一日。參議粟田朝臣道麻呂といふ人、和氣王謀反の事に連座す、仍て飛驒員外介に

左降し、備後守上道朝臣妻太都(一書正道)をして守たらしむ、妻太都、道麻呂夫婦を一院に幽し往來を通せず、月を累ねて竝に院中に死せり。按に員外官は赴任せざるを通例とす、道麻呂夫婦の死所は備後國にあらずや。○天平神護二年三月二十六日。百濟王利善飛驒守に任せらる、利善は百濟國義慈王の後なり。○天平神護二年九月二十三日。淡海三船東山道巡察使を命せらる。○神護景雲二年二月十八日。外從五位下飛驒國造高市麻呂を、造西大寺大判官に任せらる。○神護景雲二年十二月四日。山階寺僧、法參議正四位上基眞(一作基貞)其師なる法臣圓興を凌突せる罪に依り、飛驒國へ擯けらる。

光仁天皇(寶龜元、十、朔即位)

寶龜二年七月二十三日。飛驒前守百濟王利善、讃岐員外介に任せらる。○寶龜二年。檢律妻太麻呂といふ者、飛驒國大野郡の墾田を大和國西大寺へ寄進す。按に檢律は夷姓にあらずや。○寶龜三年九月二日。佐伯宿禰國益、東山道使を命せらる。○寶龜四年三月五日。近江飛驒出羽大風あり、人飢ゆ。○寶龜五年三月五日。秦忌寸石竹(一書伊波多氣)飛驒守に任せらる。○寶龜五年六月二十日。飛驒國飢饉。○寶龜七年正月十九日。石上朝臣家成東山道使を命せらる。○寶龜七年三月六日。紀朝臣大宅、飛驒守に任せられ、秦忌寸石竹播磨介に轉任す。○寶龜七年十月二十日。詔して美濃國菅田驛と、飛驒國大野郡伴有驛との中間を量りて、下留驛を置かしむ。按に菅田驛址は今武儀郡神淵村の内

萬場。下留驛址は今益田郡竹原村の内野尻字こまんば、宮地字小馬場。伴有（延喜式上留に作る）驛址は今益田郡萩原町の内萩原字萬場、上呂字番場。石浦驛址は今大野郡大名田村の内石浦字ばんば、片野字ばんば、其地ならずや。○寶龜九年七月十日。飛驒國慶雲見はる、慶雲といふは、若煙非煙、若雲非雲ものなり。

桓武天皇（天應元、四、三即位）

延曆二年十二月二日。從七位上飛驒國造祖門を飛驒國造に任す。○延曆三年四月二日。飛鳥戸造弟見飛驒守に任せらる。○延曆九年三月十五日。飛驒美作等六國飢饉、之を賑給せしむ。○延曆十一年六月十四日。邊要地を除く外諸國兵士を停廢し、郡司の子弟を簡差して健兒となし、兵庫鈴藏及國府等の守衛に宛てしむ。按に太宰府、陸奥、出羽、佐渡と共に志摩、飛驒二國官符に除けり。○延曆十三年十一月八日。山城國平安京落成す、其豐樂院は飛驒匠某の所建にて優秀の作なりしと傳へらる、また此匠、繪師百濟河成と技巧を競ひたる説話ありて世に名高し。○延曆十四年八月十三日。諸國の國師を改めて講師と爲し、又國毎に講師を置き國分寺僧を以て之に充つ。○延曆十五年十一月二十三日。大政官、諸國に令して逃亡飛驒工を搜捕せしむ。○延曆二十四年二月。輿地圖を改定し、其模寫本山城下鴨社に傳はる、其の圖は路線を描くに平安京より近江を経て美濃迄一條にて、爰より分岐し、一は尾張三河遠江駿河伊豆相摸より甲斐に入り再び相摸へ出て、武藏を経て常陸に達し、一は美濃より

飛驒に入り、信濃上野下野を経て白河關に達せるなり。按に美濃飛驒信濃の間は吉蘇路開通己前の状態を描きしにあらずや。

平城天皇（大同元、五、十八即位）

大同三年四月十九日。外從五位下飛驒國造祖門、民部省主計介に任せらる。○大同三年五月三日。大同類聚方を撰定せらる、飛驒國産の藥物は波奈多支、也末荒良々支、比波多、度布須四品なり。○大同三年九月五日。飛驒國造祖門、民部省主税介へ轉任。

嵯峨天皇（大同四、四、十三即位）

弘仁元年九月十日、從五位下藤原朝臣貞本、飛驒權守に任せらる、按に藤原仲成へ與せしに依る歟。○弘仁二年五月十四日。大政官令して、逃亡飛驒工の不役は、調庸の未進に准して處分せしむ。○弘仁三年十二月十四日。僧空海（弘法大師）山城國高雄山寺に於て衆へ胎藏界灌頂を授け、飛驒國の沙彌善信、菩薩虛空藏の兩戒を受く。○弘仁五年五月二十一日。太政官令して、逃亡飛驒工を搜勘せしむ、符中に飛驒之民、言語容貌、既異他國、雖變姓名、理無可疑の句有り、按に言葉遣ひ姿態の樣なと京畿の風と異なりしを誇張せしものならむ。○弘仁九年七月八日。修理職を置く。按に延喜式の規定に、飛驒工六十三人を此職へ配屬せしむ。○弘仁九年十一月三日。志摩飛驒兩國の朝集使は官吏人少なるを以て、目已下を差遣すことを聽るす。○弘仁十年八月二十九日。飛驒國分寺炎上す、按に

同寺の移地、此際に行はれたるにあらずや。○弘仁十年十一月十七日。飛驒國匠丁（飛驒工）の一年役限を三百日已下二百五十日已上に減せしむ。○弘仁十年六月四日。僧最澄（傳教大師）寂す。飛驒高原郷伏方村藥師堂の古本尊は此僧所作と傳ふ。○弘仁十四年二月三日。越前國加賀江沼二郡を割きて、加賀國を置く。○弘仁式殘缺に、飛驒國健兒二十人、飛驒國金山河渡子二人免徭役と見ゆ。

淳和天皇（弘仁十四、四、二十七即位）

天長七年十一月十五日。太政官、五畿内並志摩伊豆飛驒佐渡隱岐淡路等の國々、博士醫師特別任用の事を定む。○嵯峨淳和兩朝の頃。邦人韓志和といふ者、入唐して憲宗穆宗兩帝に仕へ、技巧を以て寵用せらる、是れ飛驒匠の一人なるべしと傳へらる。

仁明天皇（天長十、三、六即位）

天長十年八月二十八日。飛驒國より松實御贄を貢獻す、按に五葉松の子なり後世の饌法松子無き時は白さ、げを以て代用す。○承和元年四月二十五日。太政官令して、逃亡飛驒工を搜捕せしむ、此時飛驒國司の解文中に未役不絶、國郡陷罪、加以遺留之輩相代奉公、不堪其苦逃去者多、遂使父子不保夫婦別處、邑里爲墟、道路希通の句有り。○承和二年三月二十一日。僧空海（弘法大師）寂す、此僧行化の遺跡と稱するもの飛驒國所々に存す。○承和三年三月三十日。飛驒國人三尾臣永主、同姓息長に笠朝臣の姓を賜ふ、永主等は孝靈天皇太子稚武彥命の後、鴨別命の末にて、先世は吉備國を本貫とす。

○承和五年七月より九月まで、美濃飛驒信濃越前加賀越中等十六國灰を降らす、而も稼穡に害なし、時人之を米華と呼ぶ。○承和九年七月十七日。東宮少進正六位上橘末茂、飛驒權守に任せらる、蓋し伴健岑橘逸勢の謀反に連座せるなり。○承和十三年正月七日。前飛驒權守藤原貞本、從五位下に叙せられ、翌年二月大藏大輔に任せらる。○承和十四年十一月十一日。尾張國眞清田天神に從五位下を授けらる、延喜式に中島郡眞墨田神社、赤染衛門家集に賤の男が種はすといふ春に田をつくります田の神と言へる是なり。按に和名抄飛驒國益田郡益田（訓萬之多）は、尾張氏族が此神を遷祀りし所縁地なるべし、其郷に田の神祭の舊例を存する社あり。○嘉祥三年正月七日。前飛驒權守橘末茂、從五位下に叙せられ、翌年正月下總守に任せらる。

文德天皇（嘉祥三、四、十七即位）

嘉祥三年四月十五日。飛驒國講師、傳燈滿位僧德嚴の奏に依りて、同國の國分二寺に於て安居を修せしむ。○仁壽元年正月二十七日。詔して天下諸神有位無位を論せず正六位上に叙せらる。○齋衡の頃。藤原麻呂四世の孫博光飛驒守となる。

清和天皇（天安二、十一、七即位）

貞觀四年七月二十八日。飛驒國荒城郡人、日奉部若善、左京職へ貫附せらる。○貞觀四年。廢太子高岳親王入道眞如求法の爲め入唐し給ふ、此僧飛驒國袈裟山千光寺の開基なりと傳へらる。○貞觀五年

十二月十三日。飛驒國樹連理有り、之を朝奏す。○貞觀六年二月二十五日。太政大臣藤原良房の家扶正六位上日奉部若善に外從五位下を授けらる、是日天皇良房が染殿第へ行幸ありしに依てなり。○貞觀六年九月十四日。太政官令して、役畢歸國せる飛驒工の當年係を免せしむ。○貞觀七年五月十六日。飛驒國に椽一員を置く、令の制は守一員、目一員、史生三員にて、國務繁く官員少きに依るなり。○貞觀八年二月二十九日。太政官令して、飛驒國匠丁、三ヶ年間四十人を停めて、六十人宛貢進せしむ。○貞觀八年三月四日。新置飛驒椽の公廨三分、公廨田一町二段、事力四人と定む。○貞觀九年十月五日。飛驒國從五位下水無神、在名神、槻本神、大津神、荒城神、栗原神、阿多由太神、高田神に從五位上を授け、同國正六位上大歳神、走淵神、四天王神、遊幡石神、廣瀬神、道後神に從五位下を授けらる、而して後世湮滅して元祿七年檢地帳調製の時、昔のまゝの社號を存せしは槻本（月元と書す）一社にして、延享二年飛州志編纂の時水無、荒城、大歳三社加へられしに過ぎず。○貞觀十年七月二十七日。從五位上水無神に正五位下を授けらる。○貞觀十二年十二月八日。飛驒國大野郡を割きて益田郡を置く。○貞觀十三年十一月十日。正五位下水無神に正五位上を授けらる。○貞觀十三年十一月十八日。飛驒國愛寶山に紫雲見はる。學者說に愛寶は「あは」と訓むべく大野郡阿拜郷の山にて今の乗鞍岳の別名なりといふ。○貞觀十四年十一月十二日。愛寶山に紫雲再び見はる。○貞觀十五年二月十五日。愛寶山に紫雲三たび見はる、仍て之を朝奏す。一說に紫は銅の精氣なりといふ。○貞觀十五

年四月五日。正五位上水無神に從四位下を授けらる。○貞觀十五年八月四日。飛驒國正六位上氣多若宮神に從五位下を授けらる。○貞觀十七年十二月五日。飛驒國正六位上木母國郡神。劔緒神に從五位下を授けらる。○貞觀十八年。朝堂院神泉苑の作事あるに依て、當年より飛驒工百人宛貢進せしむ。

陽成天皇（元慶元、正、三即位）

元慶元年閏二月二十六日。飛驒國木母神、劔緒神に從五位下を奉授、此は貞觀十七年十二月五日授位の條の再出也といへり。○元慶元年四月九日。大極殿再建工事始に付、大夫已下、飛驒工已上に饗を賜ふ。○元慶三年九月四日。美濃惠奈郡、信濃筑摩郡と境界を争ふ、是日吉蘇小吉蘇を美濃の地とし縣坂上岑を以て國堺と定めらる、和銅六年美濃守笠朝臣麻呂吉蘇路改通の事蹟を證とするなり。按に此吉蘇路を廢して美濃惠奈郡坂本驛より信濃伊奈郡阿知驛へ越ゆる御坂路開通の年月詳ならず、而も延喜式専ら御坂路の驛名を録するに依れば元慶以後改定せられし歟、東山道の漸次南遷したる沿革以て見るべし。又按に飛驒に通する官道にも變革有り、寶龜の美濃菅田驛、飛驒伴有驛の名、延喜の時ハ武儀驛、上留驛と改まり、賀茂驛（今の太田附近歟）にて東山道より分岐したるもの、如し。○元慶三年十月八日。大極殿再建の工事落成に付、作事關係の人々に饗を賜ふ、饗に與りし飛驒工二十許人感悦に堪えず、席を起ちて拍手歌舞し、合座大に咲樂を爲す。○元慶三年十一月二十五日。權大工弟國部高繼に外從五位下を授けらる。按に高繼は飛驒國人にあらずや。○元慶三年。皇叔小野宮惟喬

親王隱遁して、近江國愛智郡小椋郷にて是歳薨去し、木地師の祖神とならせらるといふ傳書有り、飛驒の木地師も此傳書を持傳へたり。○元慶五年七月十五日。太政官令して、飛驒匠丁四十人を停めて六十人宛貢進せしむ。○元慶五年十月九日。從四位下水無神に從四位上、氣多若宮神に從五位上、賀茂若宮神に從五位下を授けらる。

光孝天皇（元慶八、二、二十三即位）

元慶八年三月二十七日。飛驒國劔緒神に從五位上を授けらる。○仁和三年正月七日。木工大允、猪名部造有吉に外從五位下を授けらる。

宇多天皇（仁和三、十一、十七即位）

寛平五年十一月三日。詔して五畿七道神社に各位一階を増奉る、また其後天慶三年より永徳元年まで九ヶ度の増位一階ありと傳へらる。

醍醐天皇（寛平九、七、十三即位）

延喜元年正月二十五日。藏人右衛門尉菅原兼茂（一作景茂）飛驒權椽に任せらる、是日兼茂の父右大臣道眞は太宰權帥に、道眞の子右中辨大學頭高視は土佐介に、式部大丞景行は駿河權介に左降せられ文章得業生淳茂は播磨國へ遷さる、其他連座したるもの多し。謀叛の疑あるに依てなり。○延喜三年六月二十日。勅して和泉志摩飛驒隱岐等の國を除くの外は、國分寺僧を以て讀師に充つるを罷め各別に任命せしむ。○延喜五年十月三日。飛驒守藤原辰忠、凶黨のため妻子共に殺害せらる。○延喜八年七月十四日。菅原淳茂策試に應じて及第す。○延喜十四年八月八日。太政官民部省へ雜事五ヶ條を令す、其一應返進諸國雜田等事の内、國造田飛驒國六町、關郡司職田飛驒國二町二段と見え、其五應定諸國地子交易絹綿調布商布等事の内、飛驒國商布五百端、直五千束と見ゆ。○延喜十四年八月十五日。太政官厨家へ雜事五ヶ條を令す、其三定諸國例進地子雜物事の内、飛驒國商布五百端と見ゆ。○延喜二十年。藤原忠房に勅して催馬樂譜を作らしむ、其律歌の内阿佐みつの波之云々と唱ふる曲有り、此は飛驒國淺水橋を歌ひしものと傳へらる。○延喜廿一年正月廿五日。國司公廩處分の差法を定め、和泉伊賀飛驒若狹等の國々は長官（守）五分、判官（椽）三分、主典（目）二分、史生一分、其の博士醫師は史生例に准し、權任者は各當色に准せしむ。○延喜年中。飛驒國下呂の温泉始て湧出すと傳へらる。○延長二年二月二十四日。前飛驒權椽菅原兼茂、大和守に任せらる。○延長五年十月。京師訛言甚多く故道眞の靈、夜舊宅に到り大和守兼茂に雜事を語りて、朝廷應有大事、其事應起大和國と語りしなど言はせり。○延長五年十二月二十六日。延喜格式成りて進献す、其の齋宮式調庸雜物條に、山蓋二斗飛驒。「神祇官式神名帳に飛驒國大野郡三座、水無神社槻本神社住名神社、荒城郡五座、大津神社荒城神社高田神社阿多由太神社栗原神社。」太政官式召使任官條註に、召使拜五畿内志摩伊豆飛驒佐渡隱岐淡路等十一國。「中務省式時服條に、木工寮飛驒工三十七人修理職飛驒工六十三人。」

式部省式に、凡飛驒陸奥出羽及太宰府所管諸國人皆不得補帳内職分分資人。民部省式に、飛驒國、下、(管大野益田荒城)右爲中國。同式免除徭役、唯志摩駿河武藏上野下野佐渡……等國免徭。凡飛驒國毎年貢匠丁一百人、其返抄准諸國調庸例、凡飛驒匠丁役中身死者、勿貢其代、役畢還國者、免當年徭役。主計式に、飛驒國(行程上十四日、下七日)調不輸、但浮浪人輸商布、庸輸商布。主稅式に、飛驒國正稅、公廩各四萬束、國分寺料五千束、文殊會料一千束、救急料二萬束、凡檢損並不堪佃田賑給疫死等使程限……伊豆飛驒若狹佐渡隱岐等國損田六十日、不堪佃田四十日。同式、驛馬直法條に、伊賀志摩近江飛驒……等十四國上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、其傳馬直者、各遞減五十束、餘國准此。運送雜物功賃條に、近江國駄別稻二束、美濃國十二束、飛驒國四十五束、信濃國六十六束、上野國九十束。兵部省式健兒條に、飛驒國三十人。同式器仗條に、飛驒國甲一領、橫刀二口、弓二十張、征箭十具、胡籙十具。同式驛傳馬條に、飛驒國驛馬(下留、上留、石浦各五疋)傳馬(大野郡五疋)。典藥寮式に、進年料雜藥飛驒國九種、芍藥二十斤、當歸十斤、菴闍子四斤八兩、白朮四十斤、藜蘆十斤、牡衡十斤、白礬石二斗一升、猪蹄二具、零羊角三十具。と見ゆ。○延長六年五月二十九日。雷火、會昌門樓を燒く、修理職匠預阿多千春、飛驒工等と共に水を汲て之を滅す。○延長之頃源順といふ人、倭名類聚鈔(略云和名抄)を著はす、其の飲食部末醬註に、志賀末醬飛驒末醬。國郡部東山道條に、飛驒國(國府在大野郡、行程上十四日、下七日)第三(田六千六百十五町七段四步、

正公各四萬束、本稻十萬六千束、雜稻二萬六千束)大野(於保乃)、益田(万之多)、荒城(阿良木)同郡名飛驒國條に、益田郡益田(万之田)秋秀(阿佐比天)。大野郡大野(○刊本作大原)、三枝(佐以久佐)、阿拜(阿波)、山口(也末久知)。荒城郡名張、荒城、深河(布加加波)、飽見(安久美)、餘戸、高家(加木倍)、遊部(阿曾布)。と見ゆ。按に秋秀は杭秀の誤にて訓阿佐は和佐の訛、高家の訓加木倍は多支倍の訛、また山口は、信濃國へ越ゆる山口の義ならむ。

朱雀天皇(延長八、十一、二十一即位)

承平之頃。飛驒國水無神以下十八社を國府の近所に合祀して、國司神拜の勞を省けり今の飛驒總社は也と傳へらる。○天慶六年十二月二十四日。禁中に日本紀竟宴を行はれ、葛井宿禰清盛の得秦酒公歌に、「このねのあはれなればやすめらきみひたのたくみの云々詠めり。○天慶八年九月二日。太政官諸國參期を勘へしめ伊賀伊勢美濃飛驒若狹越前等十九國は十月參と定む。○天慶之頃。藤原宇合七世の孫、公將飛驒守と爲る。

村上天皇(天慶九、四、二十八日即位)

應和元年十一月二十三日。造内裏所の辨已下、飛驒工已上に饗を賜ふ、去天德四年に内裏炎上し再營落成せしに依てなり。○應和元年十二月九日。藤原茂包、飛驒守に任せらる。○康保元年十月十四日算生若櫻部嘉胤、飛驒國檢交替使主典を命せらる。○康保二年十月二十三日。天皇朱雀院へ行幸、文

章生橋倚平を召して詩を作らしめ給ふ、飛驒守是輔の子なり。

冷泉天皇(康保四、十、十一即位)

安和二年八月某日。大中臣能宣、攝政關白太政大臣藤原實賴七十の賀に、詠位山の和歌に竹杖を添へて贈進す、位山は飛驒より信濃へ通する山にて、山中笏に用ふる櫟木多しと傳へらる。學者説に乗鞍山の本名とす、但飛驒大野郡、信濃伊奈郡に位山といふ山今は別に存す。

圓融天皇(安和二、九、二十三即位)

天元元年八月一日。飛州宮谷寺開山弘徳阿闍梨寂すと傳ふ、宮谷寺は近江園城寺末寺にて荒城郡(今吉城)小島郷に天正の末まで現存したり。

花山天皇(永觀二、十、十即位)

寛和元年正月三日、天台座主良源寂す、世に天台大師又元三大師と稱し、後代まで十一月二十三日每家大師講を修し小豆粥を煮るを例とす、飛驒國にて白坂の大師粥云々の古諺此事より起る。

一條天皇(寛和二、七、二十二即位)

正暦元年二月二十五日。左少史肥田宿禰(名缺)見ゆ、飛驒國造の裔也といふ。○正暦三年正月某日。高丘相如、飛驒守に任せらる、相如字は高俊、詩文を能くし先是天徳應和の間茂能(加茂保胤)と才名を齊ふせり。○正暦三年三月某日。權中納言藤原伊周、其の書閣に詩會を催ふして高丘相如の

赴任を餞し、文章博士大江以言送序を作る。○長徳元年四月二十四日大納言左大將藤原濟時薨去す、小一條左大臣師尹の子にて、飛驒姉小路氏の遠祖なり。○長徳二年二月某日。飛驒守大春日遠晴見ゆ。○長徳二年十月十日。大江以言飛驒權守に貶せらる、藤原伊周の事に連座したるなり。○長徳年中。拾遺和歌集撰進、能宣、元輔の位山の歌、人麿、國茂の飛驒匠の歌、収録せらる。○長保元年二月某日。栗田朝臣興、飛驒權椽に任せらる。○一條天朝に。飛驒匠某妙手の聞有り、技巧を以て花ふらせたりなど傳へらる。

三條天皇(寛弘八、十、十六即位)

長和二年十月某日。飛驒守爲信(姓缺)見ゆ。○長和三年正月二十四日。前飛驒守由延(姓缺)見ゆ。

後一條天皇(長和五、二、七即位)

治安元年。美濃長瀧寺天台別院の繪旨を給はり、濃飛信越四箇國の僧徒出世を執行すと傳ふ。○萬壽二年七月二十八日。飛驒國司(名缺)交替使を申請す。○萬壽三年十月二十六日。橋惟通飛驒守に任せらる。○萬壽四年九月二十五日。飛驒守橋惟通赴任す。○長元元年十二月十四日。下野飛驒兩國の詔使を定む。○長元二年二月二十三日。飛驒守橋惟通、交替の政に就て、官裁を請ふ所あり。

後朱雀天皇(長元九、七、十即位)

長曆三年六月某日。權中納言藤原通任薨去す、左大將濟時の子にて飛驒姉小路の先なり、後年基綱が權中納言に任せし時、通任以來十餘代の中絶を興すと稱せられしは此故なり。

後冷泉天皇(寛徳二、四、八即位)

永承七年。信濃國森城に一條飛驒守某住し、其子孫山田氏を稱して後鳥羽上皇に召出さるとの傳説あり。○康平六年十二月二十七日。紀忠任飛驒守に任せらる、大納言師房の侍なり。○康平之頃。藤原明衡、新猿樂記を著はし、四郎君の傳には、飛驒餅鎮西米など諸國土産の名目を列ね、八御許の夫飛驒國人大夫大工檜前杉光の傳には、木工關係の文字を集めたり。

後三條天皇(治暦四、七、二十一即位)

延久元年十二月十七日。藤原伊房左中辨に任せらる、按に飛驒一宮古縁起に、兩面四手出顯して神武天皇へ王位保ち給ふべき事を傳へしに依て其山を位山と言ひ、一宮には神武天皇を祀るよし記して、末に社司成有の請に依て左中辨伊房書改むと見ゆる伊房は、同名ながら後代の人歟此人歟詳ならず。

白河天皇(延久四、十二、二十九即位)

承保四年七月九日。大納言源隆國薨去す、此人の著せし今昔物語に、百濟川成飛驒工挑語と、飛驒猿神止生贊語とを載せ、世に名高し。○延久承保之頃。紀長谷雄七世の孫、宗則飛驒守と爲る。○承暦元年十月三日。前飛驒守源致通見ゆ。○永保元年九月一日。前參議藤原師成薨去、中納言通任の子に

飛驒姉小路氏の先なり。

堀河天皇(應徳三、十二、二十九即位)

寛治二年三月二十三日。飛驒守久實(姓缺)見ゆ。○寛治七年正月七日。肥後前司實宗、飛驒前司久實功過定の廷議あり、而も飛驒之帳は非難あるを以て不定。○寛治七年正月二十七日。丹波前司顯季、和泉前司家範、飛驒前司久實の功過定の廷議あり、然るに丹波飛驒之帳は非難あるを以て不定。○寛治八年十一月十二日。美濃長瀧寺飛驒國大野郡燒野の地(四至、東限日出摩山前、西限率都婆根南限龍峰、北限赤保幾根)を飛驒國目代散位藤原依堪より寄附を受け寺領と爲すと傳へ、券書あり、學者說に此券書實作なりと云ふ。○嘉保元年十二月二十七日。上野前司業房、飛驒前司(名缺)勘解由の廷議有り。○嘉保二年某月日。源朝俊飛驒守に任せらる、宇多源氏敦實親王五世の孫なり。○康和元年正月二十三日。源實基飛驒守に任せらる、前司朝俊の弟なり。○康和五年二月三十日。藤原景實飛驒守に任せらる、前女御茨子年給なり。○康和五年八月十一日。太政官史生肥田惟延見ゆ、飛驒國造の裔也といふ。○長治二年六月二日。澄心阿闍梨寶幢院檢校に任せらる、飛驒守平繁職の子にて余五將軍維茂の孫なり。○嘉承元年十一月七日。春日祭使發遣に付諸國所課有り、飛驒へは不宛。○嘉承元年十二月三十日。和泉飛驒兩國の勘解由の廷議有り、按に飛驒は源實基の解由ならむ。

鳥羽天皇(嘉承二、十二、朔即位)

天永二年正月二十三日。兼徹（姓缺）飛驒守に任せらる。

崇徳天皇（保安四、二、十九即位）

天治二年正月某日、藤原盛賢飛驒守に任せらる。○大治四年正月二十六日。藤原兼重飛驒守に任せらる。○大治四年二月十一日。春日祭使發遣に付、飛驒へ幣料を宛課す。○大治四年三月二十二日。出雲飛驒兩國の勘解由廷議有り。○長承元年四月十七日。飛驒の勘解由廷議あり。○長承元年十一月十九日。五節の献物、飛驒守藤原忠重被物一領、○長承二年二月二十八日。飛驒、安房の勘解由廷議あり。○保延三年正月三十日。藤原義重飛驒守に任せらる、前司忠重の弟なり、また系圖には弟憲重も飛驒守と爲ると見ゆ。○保延永治之頃。飛驒守橘某といふもの紀伊より越前へ移住し、子孫七族に分れ其一は正玄氏を稱すとの傳説あり。

近衛天皇（永治元、十二、二十七即位）

康治二年四月一日。藤原師綱陸奥守より大膳大夫に轉じ、其後宮内卿となる、飛驒姉小路氏の先とす參議師成の子は正四位下師季、師季の子は從五位下尹時、尹時の子は師綱なり。○久安五年三月十八日。藤原高尹飛驒守に任せらる、後に名を是憲と改む、通憲入道信西の第三子なり、また第二子貞憲も飛驒守となる。○久安五年十月二十五日。左大臣藤原頼長の女、多子入内に就て諸國所課定あり、飛驒へ嬰日の衝重二十前を宛課す。○仁平二年十二月三十日。遠江上總飛驒の國司重任の宣旨を下さ

る。○仁平四年正月十七日。前飛驒守藤原貞憲の功過定の廷議有り。○久壽二年正月六日、前飛驒守藤原忠重、治國の功を以て從五位上に叙せらる。

第二章 史要之中

保元元丙子（四、二十七改元）

元年八月廿六日。源爲義の子八郎爲朝、崇徳上皇の御事に與せしに依て捕へられ、尋て伊豆大島に流さる、此人在島中或年飛驒へ來りて小八賀郷桐山村の土豪某に依り、男十郎爲繼を儲け之を留めて去る、後に爲繼が子爲次、承久中近江國へ移住し子孫桐山氏を稱すとの傳説有り。

二年正月二十四日源季長飛驒守に任せらる、醍醐源氏盛明親王七世の孫なり。○二月十二日。飛驒守季長、春日祭の上卿大納言藤原基實の前駈をつとむ。○三月二十六日。内裏棟上、玄祥門は飛驒へ宛課せられて造營す此時宛課を受けし國々は、播磨近江伊豫安藝土佐備中越後（以上殿一宛）、越前伯耆若狹飛驒（以上門一宛）なり。○四月十一日。飛驒守季長、御禊の上卿左衛門督藤原忠雅の前駈をつとむ。○八月四日飛驒守季長、藤原基實の大納言着陣の儀の前駈をつとむ。○八月五日。飛驒守季長關白藤原忠通の幼息着袴の式宴に瓶子取をつとむ。○八月十九日。飛驒守季長、藤原基實の任大臣參内の儀の前駈をつとむ。○八月二十四日。明年の年中行事を定め、七月御節供を飛驒守季長の所掌と

定む。○十一月十七日。飛驒守季長、五節舞姫の事を掌る。
三年八月十一日。飛驒守季長、藤原基實の任關白參内の儀の前駈をつとむ。

平治元己卯(四、廿改元)

元年十二月二十二日。藤原通憲入道信西の子息五人、關官の上諸國へ流さる、飛驒前司貞憲は時に權
右中辨たり隱岐國へ、同是憲は信濃守たり安房國を配所と定めらる、是は藤原信賴源義朝亂を起し上
皇(後白河)天皇(二條)を挟みて申行ひし所なり。○十二月二十九日。源義朝京都の戰に敗れて美
濃國青墓へ逃來り、義平朝長二子相隨ふ、義朝二子を分遣して義平は北陸道に、朝長は甲信に兵を募
らしむ、仍て義平飛驒に向ふ、按に馬瀬中切村、益田上呂村、高原吉田村及白川尾上郷村に源太義平
に關する傳説あるは是が爲めなり。

永曆元庚辰(正、十改元)

元年正月二十五日。源義平、近江石山寺邊にて捕へられ尋て斬らる、先是義平飛驒に入りて兵を募る
や應ずるもの多し、北陸道を越前迄上りし時、源義朝が尾張にて殺されしと聞て其兵皆散去す、仍て
單身京都へ赴き平清盛を討たんことを謀り、事露はれたるなり。○九月二日。爲行(姓缺)、飛驒守
に任せらる。○永曆之頃。源氏の餘黨飯山三郎保重といふもの、飛驒石浦村へ來住し、飯山寺の觀音
を感得せりとの傳説有り。

應保元辛己(九、四改元)

元年十一月二十九日。飛驒守爲行の官を解き、源季長を飛驒守に還任せしむ。
二年正月二十七日。飛驒前司藤原忠重、甲斐守に任せらる。

長寛元癸未(三、十五改元)

元年四月七日。明法博士中原業倫、甲斐守藤原忠重竝目代中原清弘、在應官人三枝守政等の罪名を勘
申す尋て忠重は伊豫國へ流さる。

永萬元乙酉(六、五改元)

元年六月某日。神祇官諸國神社の神祇官御年貢進社事を注進す、内に飛驒國水無社、自本官被成神主
と見ゆ。

仁安元丙戌(八、二十七改元)

元年九月某日。飛驒守藤原高佐見ゆ。
二年。

三年七月三日。藤原師綱の子親綱、宮内大輔に任せらる、飛驒姉小路氏の先なり。○十二月某日。平
惟時、飛驒守に任せらる、又系圖に飛驒守平維房といふ者有り、年代略合ふ蓋し同人ならずや。

嘉應元己丑(四、八改)

應保元辛己、長寛元癸未、永萬元乙酉、仁安元丙戌

二年十月九日。飛驒守源宗長、住吉社歌合に参加して、左方に列す、宗長元名通清と有り。

承安元辛卯（二、二十一改元）

二年正月二十七日。藤原兼實、其侍中原有安を飛驒守に申任す、始め兼實、基輔を申任せんとせしが國太凡卑なりとて其號を嫌へるに依り有安に申改めしなり。

安元元乙未（七、二十八改元）

元年十二月二十五日。飛驒和泉兩國の前司源季長功過定の廷議あり。又同日飛驒國雜掌調成安より、前々守藤原貞憲任終以後長寛二年まで十七箇年租帳勘濟の事を申請す。

二年正月五日。源季長飛驒和泉兩國治國の功に依て、從四位上に叙せらる、飛驒は中間一年爲行國守と爲りしも之を除き、季長八個年治國の事に文書を改め沙汰せられしとなり。

治承元丁酉（八、四改元）

元年六月朔日。飛驒守藤原景家見ゆ、景家は平清盛の侍なり、其の子景高、景經、景俊等の飛驒を稱號と爲すは、景家飛驒守たるに依る。

二年。

三年正月五日。飛驒前司中原有安が、功過定の廷議あり。○正月十九日。中原有安治國の功に依て、從五位上に叙せらる。

四年五月二十六日。飛驒守景家、檢非違使景高等、源頼政を山城國宇治に攻めて之を破り、景高は以仁王の頸を得。○五月三十日。頼政追討の功に依て景高從五位下に叙せらる、使如元。○十一月二十日。飛驒守景家の郎等、近江國にて源氏に黨するもの、爲め殺さる。○治承年中。飛驒三郎左衛門尉景綱、同國三佛寺城に居り、生月毛磨墨の兩馬を、小八賀池俣村に得て清盛へ獻すとの傳説有り。○治承之頃。西行法師關東行脚の歸途、木曾路より飛驒國に入り、駕籠の渡を渡りて越中へ出づ、此時敵有る男駕籠の渡にて山伏の笈中に入りて、危を免れし説話傳へらる。

養和元辛丑（七、十四改元）

元年二月二日。源義仲去年九月兵を木曾に起し其兵飛驒へ侵入し、萩原より山之口を経て三郎左衛門が妻並娘の留守せる、三佛寺城を攻陥せりとの傳説有り。○閏二月四日、入道相國平清盛薨去に付、飛驒守景家、上總介忠清剃髮す。○閏二月十二日。後白河法皇、院宣を下して源頼朝を追討せしむ、文中に東海東山兩道國々、除伊賀伊勢飛驒陸奥之外、皆從其勸誘之詞、悉隨彼布略之中、との句有り。○閏二月十五日。飛驒大夫判官景高、平維盛に従ひて、頼朝追討のため東海道へ發向す。○三月十一日。景高等美濃尾張の堺、墨俣川に源行家と戦ひ之を破る、遂に進んで富士河に至り潰亂して還る。○四月二十八日法皇院宣を陸奥國人藤原秀衡へ下して頼朝を追討せしむ、文中に東海東山兩道國々、除伊賀伊勢飛驒出羽陸奥之外、皆趣其勸誘之詞、悉隨彼布略之語との句有り。○九月三日。越後國人

城資長院宣を奉じ、源義仲を伐ちて敗走し是日入滅す、是に於て北陸道越前以北悉く叛きて義仲に應ず。

壽永元壬寅(五、二十七改元)

二年四月十七日。飛驒守景家、檢非違使景高等、平維盛に従ひて源義仲追討のため北陸道へ發向す。

○五月十一日景家、景高等、加賀越中の堺俱利加羅山にて源義仲と戦ひ敗走す。○六月一日。景家景高等、加賀篠原にて源義仲と戦ひ敗走し、景高討死す。○七月二十五日。飛驒守景家等、平宗盛に従ひて天皇(安德)を奉して京都を退去す、義仲來り迫るを以てなり。○八月六日。後白河法皇、平家一門の官位を削り、所領を沒收し給ふ。○閏十月一日。飛驒守景家、平重衡に従ひて備中水島にて源氏と戦ふ。○十一月八日。飛驒三郎左衛門景經、平經盛に従ひて播磨室山にて源氏と戦ふ。

三年(四月十六日京都元暦と改元)正月二十日。佐々木高綱、源義經に従ひ名馬池月に乘て宇治川の先陣す、一説に此馬飛驒産といふ。○正月二十日。源義仲、江州粟津にて戦死し其臣畑六郎左衛門と云もの亦亡ぶ、畑か妻は飛驒山に住せる木地師の女也、之を聞き自ら深谷に投じて死すと傳ふ、按に新田義貞の臣の訛ならむ。○二月七日。攝津一谷城に、飛驒三郎左衛門尉景經、熊谷平山等と戦ふ。

○三月七日。平家知行の國々を源頼朝に賜はる、相摸武藏上野下野安房上總出羽奥州佐渡越後飛驒等なり。○七月二日。飛驒前司中原廣季見ゆ、廣季は明法博士にて、鎌倉執權大江廣元の實父なり。○

八月二十二日。飛驒守中原親光、京都にて大嘗會主基方、小忌所に參仕す。○九月某日。左馬頭行盛飛驒守景家等、備前兒島に陣し源範頼と海を隔て、對陣す。

四年(八月十四日京都文治と改元)正月二十日。平家、讃岐屋島に據り、是日源義經來攻む、飛驒三郎左衛門尉景經、同四郎左衛門尉景俊等、力戦すれども利あらず。○三月二十四日。長門赤間關の海上田浦にて源平會戦し、平家全滅す、飛驒景家、同四郎左衛門尉景俊は逃亡し、三郎左衛門尉景經戦死。

○四月二十七日。右近將監多好方、内侍所還都の事に付禁中臨時御神樂に參仕し、湯立、宮人の二秘曲を奏す。○五月二十日。朝議、故平教盛の子律師忠快の配所を飛驒と定め、既にして改め伊豆と爲す。○十一月二十二日。源義經、頼朝の追捕を逃れ大和、吉野山の塔裏に匿る、大衆蜂起之を圍み是日義經脱して多武峰へ奔る、仍て蹴ぬけの塔と稱す、此塔は承保三年の建立にて、飛驒の匠某の所造と傳へらる。○十一月二十八日。源頼朝の奏請に依り諸國に守護を置き、庄園に地頭を置かしめ、又庄園國領を論せず、兵糧米段別五升を徴せしむ。

文治二丙午

六月八日。飛驒前司有安、瑞夢を感じて藤原兼實へ注進す。○六月廿一日。尾張美濃飛驒越中以西三十七箇國へ院官を下し、守護地頭の兵糧に托して民物を譴責することを禁す。三年。

四年九月某日。千載和歌集撰進、權中納言實守、法印倫圓の位山歌収録せらる。○元暦文治の頃。平家の族類、越中國五箇山乃至飛驒國白川谷へ來匿るゝとの傳説有り。

○文治建久の頃。源滿政七世の孫有季、飛驒守と爲る。

建久元庚戌(四月十一日改元)

二年三月三日。飛驒前司有安、若宮社歌合に参加す。○五月十九日。大和國西大寺より所領諸庄園現存日記を注進し、内に飛驒國大野郡壘田十町有り、按に寶龜二年檢律妻太麿所獻の壘田の遺れるなり而も其寺久しからずして廢絶す。○十一月二十一日。多好方、好節父子、頼朝の招に依て鎌倉へ下り鶴岡八幡宮の遷宮祭典に宮人の秘曲を奏し、明日出發歸京す。○十二月十九日。頼朝、家臣大江久家等を京都へ遣はし、多好方に就て神樂を傳習せしむ。

三年。

四年五月十六日。頼朝、駿河國富士野に獵し、諸國の武士悉く集る、此時飛驒國の侍、石橋某等も往て之に會すと傳へらる。○七月十八日。頼朝、書を多好方に與へ、大江久家に秘曲を傳へんことを求む。○十一月四日。多好節、鎌倉へ下り鶴岡八幡宮の祭典に宮人の秘曲を奏し、奇瑞顯はる。○十一月十二日。頼朝、多好方に飛驒國荒木郷地頭職を給す、秘曲傳授の賞なり。

五年二月二十七日。筑前守中原有安、樂所預に任せらる、時に舞人樂人等、有安は侍品なるを以て、

先例に違ふより抗議する者有り。

六年。七年。八年。

九年三月八日。橘惟國、飛驒守に任せらる。○文治建久の頃。藤原説孝五世の孫憲俊、飛驒守と爲る。○文治建久の頃。僧文覺(或云僧永賀)飛州竹原郷に鳳凰山威徳寺を建立せりとの傳説有り。

正治元己未(四月二十七日改元)

元年十一月八日。將軍頼家、多好方の申請に依り、飛驒國荒木郷地頭職を好節に給し、守護使不入と爲す。○十一月二十七日。多好方、天皇(土御門院)仙洞朝覲の時、奏樂の功に依て、位一階を進めらる。

建仁元辛酉(二月十三日改元)

三年正月十二日。平忠康飛驒守に任せらる。○建仁年中刀工爲頼、飛驒國に住す。

元久元甲子(二月二十日改元)

二年三月二十六日。新古今和歌集撰進、土御門内大臣の位山歌収録せらる。

建永元丙寅(四月二十七日改元)

元年四月某日。清原行俊、飛驒守に任せらる。

承元元丁卯(十月二十五日改元)

正治元己未、建仁元辛酉、元久元甲子、建永元丙寅、承元元丁卯

建曆元辛未、建保元癸酉、承久元己卯

元年。二年。三年。四年。

建曆元辛未（三月九日改元）

元年六月五日。樂所右一、右近大夫將監多好方卒去、年八十二。

承元建曆の頃。源頼光七世の孫國時、飛驒守と爲る。

建保元癸酉（十二月六日改元）

二年十一月某日。飛驒守大江某、飛驒國一宮神領、久々野、片野兩村に係る、基光、正隆（共に姓缺く）の訴訟を裁斷し正隆を直とす。

三年正月五日。藤原家時正五位下に叙せらる、嘉陽門院御給なり、家時は宮内大輔親綱の子にて、飛驒姉小路氏の先世とす。
四年。

五年五月二十一日。樂所右一、右近大夫將監多好節卒去、年五十五、子好氏家職を繼ぐ。按に飛驒國荒木郷地頭職も繼承せしものならむ。○建保年中。淨土宗の祖、法然源空の高弟善惠といふ僧、飛驒國に淨土寺を建立すと傳へらる。

承久元己卯（四月十二月改元）

二年四月某日。藤原教忠、飛驒守に任せらる。○承久貞應の頃。飛驒守紀重次といふ者、同州荒木郡

宇山庄に居り、仍て宇山飛驒守と稱すとの傳有り、按に宇山庄は後の高原郷山之村ならずや。

貞應元壬午（四月十三日改元）

元年十月二十七日。江馬修理大夫輝經、飛州高原に没し法號前匠作勇山威公大居士、是れ故參議平經盛の庶子にて、北條四郎時政に鞠養せられ小四郎と名けしに、義兄小四郎義時と協はす、時政卒後に飛驒へ流されしものと説く。按に歿年壬午十月二十七日は、天正十年壬午十月二十七日戦死したる江馬常陸介輝盛と混合せしにあらずや。

元仁元甲申（十一月二十日改元）

元年。

嘉祿元乙酉（四月二十日改元）

元年十二月二十二日。越前守藤原家時、從三位に叙せらる。

二年正月二十四日。飛驒前司、知重（姓缺く）見ゆ。

安貞元丁亥（十二月十日改元）

元年二月二日。藤原盛行飛驒守に任せらる。

二年三月二十日。藤原家時、正三位に叙せらる。○八月五日。飛驒守中原親光の子、東寺長者權僧正隨心院親嚴といふ僧、天皇（後堀河院）護持僧に補せらる。

貞應元壬午、元仁元甲申、嘉祿元乙酉、安貞元丁亥

寛喜元己丑(三月五日改元)

元年七月八日。藤原家時、大宰大貳に任せられん事を申請ふ。○九月九日。北條泰時、南條七郎等を京都へ遣し、多好氏に就て神樂を傳習せしむ。

二年六月二十五日。左衛門督源具實に、飛驒國司を給せらる、所謂年給なり。○六月二十九日。藤原高兼、飛驒守に任せらる、按に具實の申任する所歟。

三年九月二十九日。多好氏、禁中十種御供養に参仕して奏樂す。

貞永元壬辰(四月二日改元)

元年九月八日。正三位藤原家時出家、法名連豪、嘉禎二年正月某日薨す。

天福元癸巳(四月十五日改元)

元年四月九日。中納言藤原經通に飛驒國司を給せらる。○七月十日。源資信飛驒守に任せらる、按に經通の申任する所歟。

文暦元甲午(十一月五日改元)

元年。

嘉禎元乙未(九月十九日改元)

元年八月十八日。多好氏鎌倉へ下り、將軍頼經より馬を賜りて是日京都へ還る。

暦仁元戊戌(十一月二十三日改元)

元年。

延應元己亥(二月七日改元)

元年十二月某日。宣陽門院廳主典代、飛驒前司安倍某見ゆ。

仁治元庚子(七月十六日改元)

元年十月二十四日、内藏頭藤原信時從三位に叙せらる、故正三位家時の長男にて家を姉小路と號す。二年。

三年三月某日。宣陽門院主典代飛驒前司安倍某見ゆ。

寛元元癸卯(二月二十六日改元)

二年十二月二十日。右近大夫將監多好氏卒す、年五十八、第三子好世家職を繼ぐ、按に飛州荒木郷地頭職も繼承せしものならむ。三年。

四年六月十三日。江馬越後守光時不軌を圖る、北條時頼之を伊豆に流し、其與黨千葉秀胤を上總へ、前將軍頼經を京都へ逐ふ、按に飛驒江馬氏の祖は此光時ならずや。

寶治元丁未(二月二十八日改元)

建長元己酉、康元丙辰、正嘉元丁巳

元年。二年。

建長元己酉(三月十八日改元)

二年三月二十六日。兵衛佐姉小路忠時鎌倉に在勤し、是日將軍頼嗣の北條亭台臨に供奉す、故家時四男なり、後に名を師平と改む。

三年正月十一日。姉小路忠時等殿上人十人、頼嗣の鶴岡八幡社參に供奉す。○六月二十七日。新造閑院内裏落成し、是日天皇(後深草院)遷幸し給ふ、此工事には飛驒の匠某當りし由見ゆ。

四年正月十三日。姉小路信時正三位に叙せらる。

五年。六年。

七年十一月十八日。後嵯峨上皇、美濃國白山長瀧寺へ飛驒國河上庄を寄附し、左少辨平成俊之を執達す、按に河上は西大寺舊領ならずや。

康元元丙辰(十月五日改元)

元年。

正嘉元丁巳(三月十四日改元)

元年六月一日。忠時鎌倉に在勤し、是日將軍宗尊親王邸にて蹴鞠す。○六月二十三日。忠時、將軍の北條時頼亭台臨に供奉す。○十一月二十一日、姉小路頼基、從五位上に叙せらる、忠時の長子なり、

時に年十三。

二年正月十日。忠時等殿上人六人、公卿五人、將軍の鶴岡八幡社參に供奉す。○六月四日。忠時、將軍の勝長壽院參詣に供奉す。○七月四日。忠時、將軍邸の百箇日蹴鞠の人数に加へらる。

正元元己未(三月二十六日改元)

元年十一月二十一日。禁中五節舞姫參内用途を、河内國司宮内卿資平、飛驒國司右中辨成俊に課す。

文應元庚申(四月十三日改元)

元年二月十四日。忠時、將軍の北條時頼亭台臨に供奉す。○二月二十日。讃岐守忠時、關東廂番第四番の筆頭たり。○四月三日。忠時、將軍の北條重時亭台臨に供奉す。○八月二十六日。忠時、將軍宗尊親王除服式に陪膳をつとむ。○十一月二十七日。忠時、將軍の鶴岡八幡社參に供奉す。

弘長元辛酉(二月二十日改元)

元年正月七日。讃岐守師平、將軍の鶴岡八幡社參に供奉し、御笠役をつとむ。○十月四日。師平、將軍の北條時頼亭台臨に供奉す。按に師平今年頃京都へ還りしならむ、後に正四位下宮内卿に至り出家せり、卒去年月詳ならず。又姉小路氏の飛驒國に家領あるは、此人より始まると傳へらる。○弘長文永之頃。源朝政の孫朝村、飛驒守と爲る。

文永元甲子(二月二十八日改元)

正元元己未、文應元庚申、弘長元辛酉、文永元甲子

元年正月十三日。頼基、民部權少輔に任ぜらる。

二年十二月某日。續古今和歌集撰進、中務卿親王の位山歌収録せらる。

三年四月二十一日。頼基、左兵衛佐に任ぜらる、干時二十歳。按に此頃より關東在勤を命ぜられしならむ。○此歳。正三位姉小路信時薨去、年六十三。

四年。五年。六年。七年。八年。九年。十年。

十一年。續拾遺和歌集撰進、藤原隆祐、三條入道左大臣二人の位山歌収録せらる。○文永建治の頃。源滿政十世の孫行重、飛驒守と爲る。

建治元乙亥(四月二十五日改元)

元年二月二十八日。右近將監多好世歿す、年四十九、子好久家職を繼ぐ。

二年十一月十一日。禁中五節舞姫參内の用途を、飛驒國司平成俊の子右中辨棟望に課せらる。

三年九月十三日。前參議平成俊、飛驒國司を辭して、太宰大貳に申任し、前中納言源雅言太宰大貳を辭して、飛驒國司に相轉す。○文永建治の頃、源頼政の曾孫頼明、飛驒守と爲る。

弘安元戊寅(二月二十九日改元)

元年四月十一日。頼基、正五位下に叙せらる。

二年五月六日。飛驒一宮の分祠、信濃國木曾福島町水無社を再興すと傳へらる。按に往昔飛州移民の

祭る所歟、其他美濃惠奈郡加子母村付知村及武義郡大野村にも水無社あり、蓋し同類歟。○十月二十三日。藤原通俊、飛驒守に任ぜらる、通俊は萬里小路資通の子にて、後に宣房と改名す。三年。

四年九月八日。飛驒國一宮の大鐘を鑄る、銘に曰く、勸進藤井年守、地頭朝高。但し此鐘安永八年破毀せられて現存せず。○十一月一日。右近大夫將監多好繼卒す、年八十六、故好氏の弟にて樂所一者たること二十年なり、嫡孫好國家職を繼ぐ。

五年三月三日。眞宗の祖親鸞の門弟嘉念坊善俊、飛州白川谷に居り是日遷化、年六十九、是れ後鳥羽院第十二皇子道伊の後身なりと説き、或は後鳥羽院第二皇子善性(始名周觀)の第二子善俊なりとも説く、又鳩谷村に、其の火葬の跡地と稱する處存せり。○是歳。多好久歿す、年二十九、飛州荒木郷に關係ある好方好節以來の本流、是に至て絶たるが如し。

六年八月八日。頼基、從四位下に叙せらる。○十二月十二日。飛州高原にて江馬朝方(或云朝時)歿す、是れ北條時房の嫡孫にて匠作輝經が養子となり、飛驒へ來住せしものとも説き、或は北條義時の二男にて匠作輝經の養子となれるものとも説く、共に信じ難き傳なり。

七年七月某日。多好國死す、年三十八、飛州荒木郷に關係ある好方好節以來の支流も、是に至て絶たるが如し。○十月二十七日。治部卿姉小路濟家、從三位に叙せらる、故信時の男にて師平の女婿なり

八年。

九年十二月十八日。藤原雅俊、飛驒守に任せらる、父左少辨雅藤の申任する所歟。

十年三月二日。飛驒守雅俊内昇殿を聴さる。○六月十五日。雅俊、祇園臨時祭に付宣命使を命せらる。○是歲。春日社造替の用途を、飛驒信濃兩國司左少辨雅藤へ課せらる。

正應元 戊子(四月二十八日改元)

元年三月六日。源仲信を、飛驒守に任せらる。

二年四月二十五日。立太子式に付、飛驒守仲信に、廳の次日饗を課せらる。

三年九月十二日。從三位濟家の雜掌阿願、地頭代寂入と尾張國富田庄内北馬島の地を争ひ、六波羅探題の裁斷を受けて敗訴す。○十月二十九日。頼基、宮内卿に任せらる。○十二月二十日。濟家、正三位に叙せらる。

四年四月六日。頼基、從四位上に叙せられ、宮内卿を罷む。

永仁元 癸己(八月五日改元)

二年二月十五日。正三位姉小路濟家出家す。○八月上旬。飛驒國雪下ること五六寸、作稻悉く損す、時に姉小路の使者飛驒に下り、此雪に逢ふ。

三年十二月九日。頼基、正五位下に叙せらる。

四年。

五年十一月一日。飛驒守加茂定材見ゆ。○十一月二十二日。白山長瀧寺權別當印超、飛驒國河上郷下本の内 荒氣曠野上下竝中居山の地を、長瀧寺樂師堂へ油竝修理料所として寄進し、延曆寺竝長瀧寺の綺を止め、法橋聖惠をして沙汰せしむ。○十一月二十三日。長瀧寺權別當印超、飛驒國河上郷牧村の内、貞清名の名主職を、法橋聖惠に附す。

六年三月二十四日。頼基、内藏頭に任せらる、然るに鎌倉より申入仔細ありて五月二十三日之を停む

○正應永仁の頃。藤原内麻呂の裔氏繁、飛驒守と爲る。

正安元 己亥(四月二十五日改元)

元年二月十七日。飛州高原郷小萱村藥師堂の本尊を彫刻す、大檀那左兵衛尉藤原國家、勸進僧覺祐なり、又現存堂宇も飛驒の匠某の所造と傳へらる。

二年。

三年。新後撰和歌集撰進、前大納言教良の位山歌收録せらる。

乾元元 壬寅(十一月二十一日改元)

元年。

嘉元元 癸卯(八月五日改元)

德治元丙午、延慶元戊申、應長元辛亥、正和元壬子

七六

二年七月二十四日。頼基、從三位に叙せらる。

三年八月二十二日。從三位頼基關東にて出家す、家を坊門と號すと傳ふ。○嘉元の頃。繪師飛驒守藤原光秀あり、弘法大師縁起繪、狹衣物語繪、法然上人行狀繪、榮花物語繪等を畫く。

德治元丙午（十二月十四日改元）

元年正月五日。前刑部卿姉小路濟氏從三位に叙せらる、故濟家男にて、母は故入道宮内卿師平女なり。

延慶元戊申（十月九日改元）

元年九月七日。飛驒守中臣隆種卒去す。

二年六月十二日。從三位頼基の男尹方、從五位上に叙せらる、尹方後に高基と改名。

三年二月八日。濟氏、正三位に叙せらる。○德治延慶の頃。大中臣能宣九世の孫仲光、飛驒守と爲る

應長元辛亥（四月二十八日改元）

元年。飛驒の匠飛驒權守藤原宗安、肥前權守的宗里、白山長瀧寺の大講堂を建造す。○延慶應長の頃藤原懷宣、飛驒守と爲る。

正和元壬子（三月二十日改元）

元年三月三日。高基、正五位下に叙せられ、尋て侍從に任せらる。○是歲。玉葉和歌集撰進、後深草院少將内侍、信實朝臣二人の、位山歌收録せらる。○是歲。平氏權守政盛といふ者、父母菩提の爲め

飛州高原郷に榮照庵を建つとの傳有り、按に飛州江馬の祖是なり。

二年正月五日。天台の僧道覺坊、此頃飛州清峰寺長光院にて大般若經を書寫す、清峰寺は當昔荒城郡鶴巢村の内、山本にありし延曆寺末の名刹なり。

三年。

四年正月六日。濟氏從二位に叙せらる、濟氏は法然上人行狀繪詞書筆者の一人なり。○六月十三日。

高基侍從を辭す。

文保元丁巳（二月三日改元）

元年。二年。

元應元己未（四月二十八日改元）

元年。續千載和歌集撰進、前參議能清、從二位顯氏、前參議雅有、法性寺入道前關白太政大臣、女藏人萬代、中臣祐親六人の位山歌收録せらる。

二年十月二十二日。飛州高原にて、德照院閑清宗雲大禪定門歿す、按に權守政盛歟。○是歲。春日社造替の用途を、飛驒伯耆兩國司堀河中納言光藤、及び上總國司、淀津升米、荒地中山駄賃に課せらる

元亨元辛酉（二月二十三日改元）

元年。二年。三年。

文保元丁巳、元應元己未、元亨元辛酉

七七

正中元年甲子、嘉曆元丙寅、元徳元己巳、元弘元辛未

七八

正中元年甲子（十二月九日改元）

二年。續後拾遺和歌集撰進、權中納言公明、前大納言兼平二人の位山歌収録せらる。○元亨正中の頃藤原廣家、飛驒守と爲る。○正中嘉曆の頃。藤原伊忠、飛驒守となる。

嘉曆元丙寅（四月二十九日改元）

元年九月五日。本願寺覺如、飛驒願智坊覺淳に執持抄を授く、當時願智は荒城郡高原に住し、子孫開名寺と號して越中婦負郡へ移れり、今の飛州吉田村常蓮寺は其舊地とす。

二年春。天皇（後醍醐）、北條高時を誅せん事を謀り、窃に武士を召し給ふ、飛驒守源義繼等之に應ず。○是歲。從二位姉小路濟氏薨去す。

元徳元己巳（八月二十八日改元）

二年正月某日。藤井正重、飛驒椽に任せらる。○閏六月二十二日。飛驒國中原名主阿闍梨圓海、同國大野郡神領桐生中屋名主職を鳩居峰へ寄進す、圓海は美濃長瀧寺の僧なり。

元弘元辛未（八月十八日改元）

元年九月二十八日。笠置寺行宮、是夜北條軍に攻陥せられ、河内國人飛驒守石川義繼、その子義右以下十三人と共に敵を拒きて城中に自殺す、義繼一作義純、又作錦織判官代俊政。

二年（新帝正慶元）三月七日。北條高時、先是光嚴帝を擁立し、天皇（後醍醐）を隱岐國へ遷奉り、近

江國人佐々木佐渡判官高氏入道道譽等命せられて路次警固をつとむ。

三年（新帝正慶二）五月七日。足利尊氏勅を奉じて京都六波羅を攻陥し、佐々木道譽從ひて歸順す。

○五月八日。新田義貞、義兵を上野國に擧げ、同族岩松三郎經家之に屬す。○五月十一日。義貞、經家、北條氏の軍を武藏國入間川に伐ち、信濃國人小笠原彦五郎貞宗、信濃飛驒兩國の兵を率ひて來屬し、同二十三日從ひて鎌倉を攻陥す。○七月十九日。天皇（後醍醐）、岩松兵部大輔經家へ飛驒國守護職並伊勢遠江駿河甲斐陸奥出羽播磨土佐にて、北條氏の没官領十箇所を給ふ。○八月四日。天皇、小笠原彦五郎貞宗へ美濃中河御厨を給ふ。○是歲。飛鳥井へ、飛驒國司を給ふ、按に前參議飛鳥井雅孝ならむ。

第三章 史要之下

建武元年甲戌（正月二十九日改元）

正月某日。關東廂番を定む、岩松經家第二番の筆頭たり。○三月十二日。飛州某寺の大鐘を鑄る、此鐘安國寺創立の時該寺へ屬し、飛州安國寺の五字加彫せられ、其後更に大野郡白川村中野照蓮寺に移さる。○三月二十八日。岩松經家の代官沙彌寂心、陸奥國にて鯨岡孫太郎へ軍勢催促の書を與ふ。○五月七日。朝廷、諸國一二宮及國分寺領處分に關する事を定む。○八月某日。朝廷雜訴決斷所を八番

に分ち、東山道國々を、第三番の所管と爲す。○元弘建武の頃。姉小路高基の子家綱を、飛騨國司に任せらるといふ、家綱本名基氏。

建武二年

正月廿八日。中宮御産御祈として勅使を三十三所觀音へ遣し、飛騨左衛門尉行賢は醍醐岩間へ、佐渡大夫判官入道々譽は近江觀音寺へ差遣せらる。○四月三日。朝廷佐々木道譽へ、上總國武射北郷一圓を給ふ。○七月十三日。信濃國諏訪上社祝、三河守父子、北條次郎時行を擁して兵を擧げ、守護小笠原貞宗と戦ふ。○七月二十二日。岩松經家、澁川義季と、北條時行を武藏國女影原に防ぎて戦敗れ、二人共自殺す。○八月二日。佐々木道譽、足利尊氏に従ひて東征す。○九月二十七日。尊氏、道譽に上總國畔蒜庄、伊豆國土肥戸田を給し、貞宗に信濃國住吉庄外缺所二個所を給す。○十二月二日。越中國守護普門利清等、尊氏に應じ越中能登兩國の兵を催し、國司中院少將定清を石動山に攻め、是日定清戦死す。○十二月五日。新田義貞勅を奉じて尊氏を伐ち、東海道手越河原に到る。佐々木道譽等出て防ぎ、其弟五郎左衛門尉貞満戦死す。○十二月十二日。道譽等、尊氏に従ひて官軍の將脇屋義助と竹下に戦ひ之を破り、官軍西走し、尊氏直義兄弟跡を追ふて京都へ上る。○十二月二十三日。山道の官軍、信濃國大井庄に小笠原貞宗村上信貞を攻めて之を破る。

延元元建武 丙子（二月二十九日改元）

正月九日。丹波國人久下彌三郎時重、大江山に陣し尊氏に應ず。是日官軍來伐ち時重敗走す。○正月十六日。尊氏の將細川定禪等、近江國園城寺に據り、東坂本行在を脅す、是日官軍攻めて之を陥れ、尋て尊氏を京都に伐ちて之を破り、尊氏兄弟西國へ奔る。○正月二十三日。信濃國人村上信貞、尊氏に應じ、同國の官軍香坂小太郎入道心覺を攻む。○二月十五日。信濃國人深志介、北條四郎を擁して兵を起し、村上信貞と戦ふ。○六月十四日。佐々木道譽、近江美濃尾張の兵を率ゐて京都に入り尊氏に屬す、去月二十七日天皇（後醍醐）、再び東坂本へ行幸し給ひ、尊氏光明帝を擁立して東寺に陣するに依てなり。○七月六日。小笠原信濃守貞宗、近江國へ出陣して官軍の通路を塞ぐ、是日山門衆徒來伐ち、貞宗迎戦ひて之を破り、同十四日亦官軍と鏡宿並伊吹大平寺に戦ふ。○八月十日。美濃の鷺見忠保、東中務丞常顯に従ひて、關、迫、北野等に官軍尾崎宮を攻む。○九月二十四日。鷺見忠保、東常顯、佐竹義基と共に、土岐飛騨某の手に屬して同國八代城を攻む。○九月二十九日。佐々木道譽、近江國へ歸り小笠原貞宗と共に官軍の通路を塞ぐ、是日脇屋義助來伐ち、道譽等迎戦ひて之を破る。○十月十二日。信濃守護代等、尊氏の命を受けて兵を起す。○十月十三日。新田義貞、義助、皇太子を奉じて是日越前國敦賀金崎城に入る、尋て小笠原貞宗等、尊氏の命を受け往て之を攻む。○十一月二日。天皇神器を北帝へ傳へ、京極道譽警固をつとむ。○十一月三日。尊氏白山長瀧寺をして祈禱せしむ。○十二月二日。尊氏、道譽に若狹國稅所今富名を給す。○十二月二十六日。姉小路高基、左近衛

少將に任せらる、北朝の補任なり。○是歲。陸奥國人伊達行朝、從五位下飛驒守に叙任せらる、此人興國より正平に互り屢義兵を其國に起して足利黨と戰へり。

延元二 建武四

三月一日。高基、從四位下に叙せられ、少將を罷む。○三月六日。越前金崎城陥り、尊良親王、新田義顯自殺す。○十二月四日。尊氏、道譽の子左衛門尉秀綱へ勳功賞として、越前國田中庄を給す。

延元三 曆應元戊寅、八月廿八日北朝改元

二月六日。道譽秀綱父子、諸將と共に官軍宗良親王、北畠顯家を迎撃の爲め美濃國關藤川へ出陣す、官軍道を更えて伊勢より大和へ出づ。○四月十四日。尊氏、道譽へ近江國守護職を給す、尋て上總國守護職をも給せらる。○九月某日。宗良親王、再び遠江國井伊城へ下り給ふ。○十二月二日。道譽、尊氏より南都警固の命を受け出陣す。

延元四 曆應二

正月五日。高基、從四位上に叙せらる。○是歲。足利直義、北朝へ請ふて國別一基の塔婆を建て佛舍利を安置す、按に飛驒に於ける塔婆は、大野郡某寺にして、今の國分寺竝飯山寺と關係あるに似たり。○延元の頃。曩に越前金崎城に戰死したる得能通綱の族類、得能某土居某、飛驒へ來住せりとの傳説有り。

興國元年 曆應三 庚辰 (四月二十八日改元)

六月二十四日。北條時行、信濃國伊奈郡大德王寺城に據り、小笠原と戰ふ。○八月二十四日。遠江國井伊城陥り、宗良親王信濃國へ走り、諏訪より更科へ動座し給ふ。○十一月二十二日。畑時能、越前大野郡に戰死し、子孫飛驒に匿るとの傳説有り。○是冬。宗良親王、越後國寺泊へ動座し、翌年まで同所に居給ふ。○十二月十三日。道譽秀綱父子、妙法院放火の罪に依て、道譽は出羽國へ、秀綱は陸奥國へ流罪せられ、既にして赦を受く。

興國二 曆應四

六月。越後の官軍賊の爲めに破らる、宗良親王越中國名古浦へ動座し給ふ。○八月十四日。道譽、伊勢國の官軍討伐の命を受く。

興國三 康永元壬午、四月二十七日北朝改元

二月十九日。北朝、美濃國馬瀬郷を、水無瀬法華堂護摩料所として、水無瀬具兼に附す。○三月二十五日。高基、正四位下に叙せらる。○九月七日。高基、宮内卿に任せられ同年十二月二十一日罷む。

興國四 康永二

二月。宗良親王越中國より山越して、信濃國伊奈へ動座し、同冬より更に同郡大河原へ移給ふ、按に親王の飛驒越は、高原通り神坂より越山して信濃へ入り給ひしなり。○八月二十日。尊氏、道譽に出

雲國守護職を給す。

興國五

康永三

七月二十三日。尊氏直義、諸國新剝寺塔に通號を賜はらん事を請ふ、北朝之を許し、翌年二月六日院宣を下して寺を安國寺、塔を利生塔と稱せしむ。○十月二十五日。越中國井上俊清義兵を擧ぐ、尊氏能登守護吉見大藏大輔をして之を伐しむ。○十一月十二日。小笠原貞宗、所領を政長へ讓與す。○十一月十六日。尊氏、園城寺領飛驒國高原小八賀南方の二所を收め、佐渡國にて替地を寄進す、按に飛驒の兩所初寄進は、去建武二年同寺居陣の頃にや。○十一月中旬。僧源誠、飛州益田郡小坂村の新長谷寺を修造し、同年十二月二十六日寂す。○十二月某日。北朝三善信顯を飛驒守に任す。

興國六

貞和元乙酉、十月二十一日北朝改元

正月二十九日。越中守護桃井直常、井上俊清等と戰て勝たず。○三月七日。能登守護吉見賴隆、越中に出兵して井上俊清等を伐つ。○四月二日。尊氏、道譽へ勳功賞として近江國甲良庄、河内國甲斐庄頭職を給す。○八月二十九日。尊氏直義、後醍醐天皇奉爲に天龍寺を建て、是日落慶す、佐々木道譽門警をつとめ、又小笠原貞宗の子兵庫助政長、道譽の子四郎左衛門尉秀定等、隨兵たり。○八月三十日。光嚴上皇天龍寺へ參詣し給ひ、佐々木秀綱門警をつとむ。

正平元丙戌

貞和二

(七月改元)

二月十九日。北朝、藤原基定を飛驒守に任す。○五月四日。越中にて井上俊清等敗軍す。○十一月九日。北朝、風雅和歌集撰進、清輔、隆信、從三位爲繼、秀經、前大納言實教、民部郷爲定の位山歌收錄せらる。

正平二

貞和三

四月二十三日。北朝、前宮内郷高基を從三位に叙す、按に此叙位は、薨後の追賜に係る。○四月二十六日。尊氏、貞宗に勳功賞として信乃國春近半分を給す。○八月某日。尊氏直義、飛州安國寺を荒木郷に創建し、瑞巖光を以て開山と爲す、按に瑞巖は東福寺虎關師練の徒にて、同師の筆せる瑞巖號の願現存せり。○十一月二十一日。尊氏、道譽の兄近江入道善觀へ近江國多賀社地頭職を給す。○是歲飛驒守惟久、後三年合戰繪を畫き、僧玄惠序を作る。

正平三

貞和四

正月五日。道譽、高武藏守師直に従ひ楠木正行を攻め、正行四條繩手に戰死す。○二月八日。道譽、師直に従ひて官軍と吉野内郡に戰ひ、道譽劊を被り、子秀宗戰死す。

正平四

貞和五

八月十二日。足利直義、執事師直を除かんと謀り、師直聞て之に備ふ、是夜諸大名相分れて或は直義に付き、或は師直に屬し、京都騷擾、翌日直義の隱退に依て事寢む、而して京極秀綱、土岐頼兼、小

笠原政長等は此時師直に屬す。

正平 五 觀應元年庚寅、二月二十七日北朝改元

七月二十六日。道譽、足利義詮に従ひて土岐兵庫頭を美濃に伐つ。○八月十一日。飛州安國寺の開山瑞巖光寂し、無言二世の住持となる。○八月二十五日。小笠原貞宗卒去す、此人は信濃守護の外、飛騨遠江越後國々の管領たりしといふ。○十月十五日。桃井刑部大輔直常、兵庫助直信父子、京都より脱歸して義兵を越中に起す。○十月二十六日。足利直義入道惠源、京都を脱して南走し、尋て歸順す。○十一月四日。桃井直信、越中より能登へ侵入し、井上布袋丸等之に應じて兵を起す。○十二月七日直義の黨石堂中務大輔頼房、山城國八幡へ闖入し、道譽秀綱、仁木右馬助と共に出て之を防ぐ。

正平 六 觀應二年

正月十日。諏訪某、兵を信濃に起し、守護小笠原の族を、塚磨郡放光寺城に攻めて之を降す。○正月十五日。桃井直常、北陸の兵を率ゐて京都に入り、尊氏義詮と戦ふ、明日尊氏父子丹波へ奔り、京極道譽之に従ひ、小笠原政長八幡へ奔りて直義に屬す。○正月二十日。義詮、丹波にて久下彈正忠頼直へ丹波國心樂庄地頭職並飛騨國宮石浦郷地頭職を給す（宅部左衛門尉跡と註す）。○二月一日。尊氏、播磨にて道譽へ上總國一宮庄、下總國埴生庄、若狹國稅所今富、近江國日野牧、上野國名胡庄等の地頭職を給す。○二月二十七日。直義、尊氏と和し、尊氏京都に還り道譽之に従ふ。○六月二十四日。尊

氏、佐々木善觀の所領近江國磨田郷を收め、遠江國にて替地を宛行ふ。○六月二十九日。信濃にて小笠原政長、同國の官軍諏訪、禰津、高坂、村上等と戦ふ。○七月晦日。足利氏の諸將和せず、京極父子、土岐、細川、仁木、赤松等、皆己が分國へ下りて兵を集む、仍て直義の黨桃井、石堂、上杉等は日直義を奉じて越前國へ奔る。○八月十日。尊氏、書を小笠原政長へ與へ、直義北陸より信州亂入の虞あるを以て其備を爲しむ。○八月十八日。尊氏、江州出陣に付京極秀綱従ふ、九月十二日直常等八相山より敗走す。○九月十日。義詮、秀綱へ相摸國大庭御厨替地として、常陸國佐都東、丹波國世木郷、出雲國日登郷等を給す。○九月二十一日。桃井直信、能登守護吉見三河守氏頼を三引城に攻む。○九月二十四日。越中守護桃井右馬頭直和、三寶院領同國院林郷の事に付書を京極道譽へ送る。○十月十八日。桃井直常、直義を勸めて越前より、北陸道を経て鎌倉へ赴く。○十月二十四日。尊氏、關東發向に付、官軍の京都を襲はんことを懼れ和を請ふ、廷議之を許し、尊氏父子勅免並直義追討の論旨を賜ふ、義詮乃ち北帝（崇光院）を廢し、觀應の年號を止む。○十二月一日。義詮、京極道譽を以て佐々木大惣領と爲し、一族を相催さしむ。○十二月十五日。小笠原政長、信濃の官軍を撃破し、捷を駿河在陣の尊氏へ報す。○十二月十九日。桃井直常、鎌倉より出で、宇都宮氏綱を上野國に迎へ討ち却て破らる、尋て直義が東海道の軍も亦敗れ、尊氏鎌倉に入り直義降參す。

正平 七 文和元年壬辰、九月二十七日北朝改元

二月二十六日。足利直義入道惠源、鎌倉にて歿す、法號を大休寺古山源公大禪定門といふ、飛州安國寺に古へ其牌を置く。○閏二月十八日。新田義宗、義興及脇屋義治、上野武藏兩國を討從へて宗良親王を奉じ、是日鎌倉に入る。○閏二月二十日。義興、義治、尊氏と武藏國に戦ふ。○閏二月二十日。官軍、京都を攻む、義詮近江國へ奔り、道譽迎へて四十九院に置く。○閏二月二十八日。義宗、宗良親王を奉じて尊氏と武藏國小手差原に戦ひ勝たず、親王は信濃へ退き、義宗は越後へ奔る。○三月十一日。義詮、兵を率ゐて近江國を發し、將に八幡行在所を侵さんとする、京極道譽、土岐頼康等之に従ふ。○四月二十七日。義宗、八幡行在所の危急を聞き、越後より越中に入る、桃井直常馳參し先鋒五月十一日能登に至る、又吉良石堂は駿河より登り先鋒五月十一日美濃に到り、宗良親王も信濃國人を率ゐて西上し給ふ、而も八幡已に陥ると聞て皆途より還るといふ。○五月十一日。八幡行在所陥落し天皇(後村上)南走し給ふ。○六月六日。吉見氏頼、能登國の敵を討平げ、是日越中國へ發向して官軍を攻む。○八月三日。義詮、京極秀綱へ美作國勝田庄内陶方地頭職を給す。○八月十七日。義詮、後光嚴帝を擁立す。○十月十九日。義詮、道譽へ近江國余吾庄地頭職を給し、要害を扼せしむ。○十一月二日。義詮、道譽へ勳功賞として近江國下坂地頭職を給し、十二月二十日更に近江國田根庄地頭職を給す。

正平八 文和 二

四月五日。桃井直常、同直和、吉見氏頼と越中横河保に戦ふ。○六月十三日。山名時氏歸順して京都を攻む、義詮北帝を奉じて美濃へ奔り、京極秀綱殿後して近江國堅田に戦死す。○六月二十日、義詮美濃にて京極五郎左衛門尉高秀に命じ、近江の軍勢を催して敵を防がしむ、高秀は故秀綱の弟なり。○七月五日。小笠原政長、信濃の官軍香坂美作守を攻む。○七月二十五日。山名時氏等歿落し、義詮京都を回復す。○十月二十九日。飛州高原聞名寺の祖願智坊覺淳寂す、年八十一、墳墓吉田村常蓮寺の後山にあり。○十二月二十四日。義詮、書を飛驒國守護(姓名缺く)へ下し、造園城寺料所同國得永郷地頭職を同寺へ引渡さしむ、按に得永郷は後の大野郡有巢中野二俣六厩上小鳥夏厩等の地域なり

正平九 文和 三

四月八日。尊氏、道譽へ勳功賞として出雲國富田庄、美作國青柳庄、近江國江邊庄並鳥羽庄下司職、多賀庄一圓庄石灰召次等を給す。○六月七日。北朝、道譽へ相摸國豐田庄外九箇所の地を賜ふ。○十月十四日。尊氏先に戦死したる秀綱遺族に出雲國如來庄、伯耆國蚊屋庄、神田庄、因幡國私部郷等を給す。○十二月二十四日。足利直冬山名時氏山陰道より、足利高經桃井直常北陸道より、京都に向ひ尊氏北帝を奉じて近江に奔り、道譽迎へて四十九院に置く。

正平十 文和 四

二月四日。道譽等、尊氏に従ひて京都に向ふ。○三月十三日。桃井等歿落し、尊氏義詮京都を回復す。

正平

○五月八日。義詮、道譽に上總國守護職を還給す。○八月四日。尊氏、道譽へ勳功賞として近江國馬淵庄北方地頭職を給す。○八月八日。宗良親王、信濃國にて諏訪仁科等と共に賊を伐ち給ふ。○文和年中。飛州江馬某、高原に桂本社を建つとの傳説あり。

正平 十一 延文元丙申、三月二十八日北朝改元

八月二十三日。道譽、京都四條京極金蓮寺の敷地を寄進す。○十月二十七日。義詮、佐々木對馬守秀氏へ近江國長岡郷を領知せしむ。

正平 十二 延文二

七月上旬。飛州安國寺三世肯庵崇可、木工駿河法眼定範をして本尊釋迦、文珠、普賢三像を彫刻せしむ、肯庵は京都南禪寺の南院國師規庵祖圓が法孫、同寺の蒙山智明が法嗣なり。

正平 十三 延文三

三月二日。姉小路高基卒去。○四月十五日。阿闍梨道慶、所々を勸進して美濃馬瀬郷渡守宮の大殿若經を購求す、此經、後に飛州益田郡久野川村白山社へ移さる。○四月三十日。足利尊氏薨去、法號仁山大義大居士、飛州安國寺に古へ其牌を置く。○十二月十八日。北朝、足利義詮を征夷大將軍に任し、道譽の孫太郎判官秀詮命を受け勅使より宣旨を請取奉る、是れ父祖の勳功に依ての榮典なり。

正平 十三 延文四

四月二十八日。北朝、新千載和歌集撰進、源基氏、權中納言宗經、大納言公隆、前大納言爲定、六條内大臣、前中納言基成、左近中將義詮、外一人の位山歌收録せらる。○六月十三日。義詮、道譽へ勳功賞として近江國多賀庄地頭職を給す。○八月四日。義詮、道譽を以て飛驒國守護職に補す。按に當時此國にも忠義の士少なからず、信濃越中越後にも官軍ありて互に連絡するを以て、勳功門地兼備せる道譽の如き人をして、先づ此國を鎮護せしむる必要ありしなる可し。○十二月二十三日。京極秀詮等義詮に従ひて吉野皇居を犯す、翌年五月二十八日解陣。

正平 十五 延文五

三月某日。伊勢神宮、北朝へ神領目録を注進す、内に飛驒國穴野御厨見ゆ、按に穴野は大野の誤記ならずや。○七月十六日。足利氏の諸將、仁木義長の横暴を惡み之を除かん事を謀る、義長悟りて將軍義詮を其邸に奉じ、諸將如何とも爲す能はず、是夜道譽、義長を誑して將軍を脱出せしめ、義長敗れて伊勢國へ奔る。○八月九日。義詮、道譽へ勳功賞として三河國渥美郡地頭職を給す。○十月十五日。義詮、東寺々領攝津國垂水庄の事に付、命を同國守護京極道譽へ傳へしむ。

正平 十六 康安元辛丑、三月二十九日北朝改元

七月五日。飛驒前司某、京都珍皇寺の堂舎在家等を造立す。○九月二十八日。京極秀詮氏詮兄弟、官軍和田楠木と攝津國神崎に戦ひて、共に敗死す。○十一月十三日。義詮、道譽へ勳功賞として近江國

草野庄福永新庄加田庄の半濟を給す。○十二月二日。治部少輔高秀、命に依り官軍細川清氏等を防がんとして、攝津國忍常寺に陣す。○十二月八日。官軍京都に逼るを以て、義詮、後光嚴帝を奉して近江國へ奔り、道譽之を迎へて武佐寺に置く。○十二月二十九日。細川清氏等没落し、義詮京都を回復す。

正平 十七 貞治元年、九月二十三日北朝改元

二月七日。飛州一宮照心庵にて、僧乘船、此頃大般若經を書寫し、北朝年號を用ふ。○五月二十八日能登越中に官軍有り守護と戰ふ。○六月某日。桃井直常信濃より歸り、兵を越中に起して同國を略し進んで加賀を攻んとす、能登加賀越前の兵之を拒き礪波郡に戰ふ、既にして直常追落さる。○八月十六日。道譽の代官箕浦次郎左衛門、多賀將監等、和田楠木と攝津國神崎に戰ひて敗走す。

正平 十八 貞治二年

六月六日。飛州袈裟寺長樂坊にて、僧永算、此頃大般若經を書寫し北朝年號を用ふ。按に袈裟寺は後の大野郡西一色、千島、春國三箇村の近傍に在りし寺なるが如し。○七月十日。義詮の執事斯波義將の父高經機務に與り、故有て京極道譽が出雲攝津兩國守護職及攝津國多田庄を收む、道譽之を恨み諸大名を誘ひて高經を攻めんとし、是夜洛中騷擾す。○七月十九日。道譽の長臣吉田肥前房源覺、故秀詮の子を以て京極惣領と爲さん事を謀り、治部少輔高秀がために殺さる。

正平 十九 貞治三年

七月七日。飛州大八賀郷寶雲山三佛禪寺にて、僧某、此頃大般若經を書寫し、北朝年號を用ふ。○是歲。北朝、新拾遺和歌集撰進、按察使資明、前大納言實教、爲邦、近衛前關白左大臣、高範、前中納言雅孝の位山歌收録せらる。

正平 二十 貞治四年

二月五日。北朝、春日社造替料として棟別錢を課す、義詮書を諸國守護に下して之を沙汰せしめ、道譽は飛驒國分嚴密沙汰すべき旨命せらる。○三月二十一日。小笠原政長卒去す、政長は信濃守護の外、飛驒越後近江遠江の管領たりしといふ、子長基嗣ぐ。

正平 二十一 貞治五年

正月二十日。小笠原長基、信濃國の官軍諏方、村上、香坂、春日等と戰ふ。○八月九日。斯波高經義將父子、越前國へ逃下り兵を起す、義詮、京極高秀等に命して之を伐しむ。○八月十日。義詮道譽へ出雲國守護職並攝津國多田院を還附し、尋て仁木の所領四個所を給す。

正平 二十二 貞治六年

三月二十三日。道譽、京都にて新玉津島社歌合に参加し、右方に列す。○四月二十九日。南北兩朝の講和略成り、勅使葉室中納言光資、宣旨を捧持して是日義詮第に到り道譽接待の事に當る、偶ま宣旨義詮の意に合はず、和議遂に破れたり。○五月二十八日。道譽、鎌倉へ下る、蓋し足利基氏去月二十

六日卒去の事に依て、義詮の使命を受たるなり。○九月五日。義詮、道譽へ鎌倉材木座を還附す。○九月二十七日。義詮、越中國吉河西東の事に付書を守護桃井修理大夫直信へ下す。○十一月十八日。義詮越中米田保の事に付書を守護桃井直信へ下す。

正平二十三 應安元戊申、三月十七日北朝改元

三月二十四日。桃井直常入道、越中國へ逃下る、先是薙髮して京都に匿れしなり。

正平二十四 應安二

四月十二日。越中國新川郡松倉城没落す、蓋し直常之を攻略せしなり。○四月二十八日。直常、能登に入り守護吉見氏頼の族左馬助を金丸城に伊豫入道を能登部城に攻め六月一日に至る。○八月十五日。桃井直常の子中務少輔直和、加賀へ入り守護富樫竹童丸を攻む、既にして吉見氏頼兵を率ゐて加賀に下り富樫を援け、桃井の軍利あらず越中へ引退く。○九月二十九日。吉見氏頼、越中に入りて數城を攻陥し、直常直和退て松倉城に保む。○十月某日。鎌倉氏滿兵を信濃國へ遣して、同國の官軍を攻めしめ、澁谷一族、香坂、木曾上松の諸族、宗良親王を奉して之を防ぐ、十二月に至り鎌倉勢深雪の爲め戦ふ能はず引去る、按に澁谷は飛驒人鹽屋の訛にあらずや。○是歲。足利義滿の執事細川頼之和を請ふ、廷議之を許さず、此時勤王諸族の據守せる國々凡二十箇國にして、飛驒能登越中越後信濃上野等其内にあり、皆宗良親王の號令を奉す。

建徳元庚戌 應安三 (月日改元)

三月五日。桃井直和、越中婦負郡長澤へ出陣す。○三月十六日。越中守護斯波義將、加賀守護富樫竹童丸と共に、桃井直和を長澤に攻め、直和戦死し餘衆松倉城へ奔る。

建徳二 應安四

七月十八日。桃井直常兵を越中に起して國人と戦ひ互に殺傷有り、飛驒國司姉小路家綱、また兵を同國へ出し直常を援く。○七月二十六日。斯波義將、直常の擧兵を聞き越中國へ下向す。○七月二十八日。直常、能登勢と越中礪波郡後位莊に戦ふ。○八月六日。京極高秀等、降將楠木正儀を援けて河内國の官軍を攻め、是日歸京。○八月八日。直常、越中陣を撤して松倉城へ退く。○八月十三日。先是飛驒國司の兵越中新川郡黒瀬日宮に斯波義將の族左近將監義高と戦ひ敗走し、朝倉甲斐等東、西、中道三道より追撃して、國司舍弟二人以下百餘人或は降り、或は捕へらる、按に舍弟二人の名は頼時と尹綱歟、また越中より飛驒へ通する道路は、高原川右岸のものを東街道、同左岸のものを中道といひ宮川沿岸のものを西街道といふ事古今同じ。○十月十九日。京極高秀、幕府の評定奉行、山門奉行、寺社諸亭賦に補せらる。

文中元壬子 應安五 (月日改元)

十一月二十二日。高秀、足利義滿の判始式に參列す。

八月二十五日。佐々木京極道譽江州にて卒去す、年六十八、勝樂寺と號す。○十二月十三日。京極高秀、大膳大夫に任せらる。○十二月二十七日。北朝、高秀に除服宣旨を賜ふ、日吉神輿造替の沙汰せしめん爲なり。

是冬。宗良親王、信州大河原より吉野皇居へ參給ふ。

二月八日。前飛驒守清原豐隆卒去。○八月二十五日。京極高秀、將軍第の和歌會始に出仕す、高秀は歌道に於て故中納言冷泉爲秀門弟の隨一なりと聞ゆ。

○

七月十三日。先是越中にて國人等、守護代某と戦ひ敗れて細川頼之の領邑新川郡太田庄に遁入り、守護代之追捕して庄内に放火す、頼之聞て忿怒し、庄官篠本某をして守護代を討しむ、篠本先づ飛驒國に至り、兵を募て越中に入らんとす。○八月八日。越中庄田庄の事に依て、細川頼之、斯波義將相

聞き、諸將二氏に分屬して相戦はんとすと訛言し、京都騒擾す。○八月某日。後圓融帝、飛州益田郡中呂郷圓通寺を十刹に列せしむと傳へらる。○九月二十一日。幕府、佐々木六角入道崇永遺跡を實子龜壽丸に與へ、猶子四郎左衛門高經を擯く、高經は京極高秀の子なり。

四月十七日。北朝、前左兵衛督山科教繁を従三位に叙す、此人の息僧教昭は、近江園城寺に入りて、飛州宮谷別當頼昭の弟子と爲り、姉妹の内一人は、飛驒國司家綱の室と爲り、一人は光明院法皇に仕へて小兵衛督と名く、按に飛州宮谷寺は荒城郡小島郷に在りし寺なり、古へ延曆寺末寺清峯寺と對立せしものと見ゆ。○八月十七日。北朝、飛驒國司家綱を従三位に叙し、同二十七日參議に任す、光明院法皇の御吹舉難去に依るとぞ。○是歲京都二條南室町に日蓮宗妙覺寺を建つ、其祖師堂は飛驒の匠某の造立にして、恰好比類なく、後世諸堂建立の規矩とすと傳へらる。

正月六日。家綱、參議を罷む。○二月二十九日。京極高秀、土岐善忠等、管領細川頼之と隙有り之を除かん事を謀る、義滿諸將に命じて京極土岐を伐しめ、是日六角龜壽丸、高秀を江州に攻めて之を逐ふ。○四月十三日。義滿、京極高秀の罪を赦し、同日其子判官高詮を以て、飛驒國守護職に補す。○閏四月十四日。高秀等、義滿に迫りて管領頼之を擯けしめ、頼之四國へ下る。○五月三日。義滿、飛

驛國廣瀨郷の領主廣瀨某、代々足利氏に敵するを以て、同郷を沒收し山城國醍醐理性院へ祈禱料所として寄附す。

天授六 康曆二

六月九日。桃井直常、また越中へ歸りて、新川郡津毛城に據り二月九日以來所々に戦ひしが、飛州の堀田豊前守之信の馳加りし外殆ど應ずるもの無く、遂に津毛を去て小出五郎の守れる岩瀨城に入り、是日城陥りて桃井一族、小出、堀田以下皆自殺すと傳へらる。

弘和元 永徳元辛酉、二月二十四日北朝改元 (月日改元)

十二月三日。入道宗良親王、新葉和歌集を撰上し、天皇(後龜山)以て勅撰に准し給ふ、後村上天皇御製及び前内大臣の位山歌収録せらる。

弘和二 永徳二

弘和三 永徳三

十二月某日。北朝、新後拾遺和歌集撰進、前大納言爲定、前中納言定宗、平政村の位山歌収録せらる

元中元 至徳元甲子、二月二十七日北朝改元 (月日改元)

元中二 至徳二

元中三 至徳三

元中四 嘉慶元丁卯、八月二十三日北朝改元

閏五月二十八日。信濃國人村上、小笠原、高梨、長沼等、守護斯波義將の代官二宮余一を攻め之を逐ふ。○十二月十三日。或人、飛州高原の田二段屋鋪一所を太夫房へ宛行ふ。

元中五 嘉慶二

元中六 康應元己巳、二月九日北朝改元

三月三日。幕府、京極高秀へ三河國下和田郷段錢以下免除の命を傳ふ。

元中七 明德元庚午、三月二十六日北朝改元

閏三月二十五日。京極高秀、命に依て美濃の土岐大膳大夫康行を伐つ、從軍の土廣瀨左近將監宗勝功有り、義滿より感状を賜ふ、按に宗勝は飛驒人にあらずや。○四月二十六日。義滿、高秀へ勳功賞として土岐高山遠江守の舊領を給し、六月九日土岐船木伊豆入道の舊領を給す。○六月一日。飛州安國

寺住持天序、其徒超一木瑞二僧をして、選佛場本尊の厨子を作らしめ是日成る、其上龜文云、飛驒州吉城郡荒城郷太平山安國禪寺云々、按に之を郡名吉城の始見とす。○是歲。飛驒國司姉小路家綱薨去子師言繼ぐ。○是歲。飛州安國寺の經藏立つ、傳云、藏は益田郡の人奥田氏眞珠眞好夫妻の寄進に係り、經は塔頭南陽軒主本元超一の渡唐三年にして購來る所なりと、按に現存折本經に、至元十六年二月乃至二十六年四月の杭州路南山普寧寺大藏經局版行の跋文あるもの少からず見ゆ。○是歲。本願寺綽如、越後越中加賀能登飛驒信濃六州を勸進して、寺を越中國礪波郡井波に建つ瑞泉寺是なりと傳へらる。

元中八二明徳

十月十一日。京極大膳大夫高秀卒去、年六十四、仙林寺と號す。○十二月二日、義滿、京極治部少輔高詮に父高秀の遺領を給す。○十二月晦日。高詮、義滿に従ひ山名氏清父子の兵を京都内野に防ぎて之を破る。

元中九三明徳

正月四日。義滿、山名の舊領を諸將に分賜し、高詮には隱岐出雲二箇國分を給す。○正月十日。高詮、命に依り同族隱岐五郎左衛門尉を出雲國へ下して、山名の餘黨を伐しむ。○三月二日。義滿書を高詮へ下し、出雲隱岐兩國の本領新恩所々領知のこと、下文の如く相違勿らしむ。○八月二十八日。義滿

京都相國寺の供養參詣に付、高詮の二子三郎左衛門尉高光、四郎左衛門尉高數相並て隨兵をつとむ。○閏十月二日。兩朝御和議成立し、天皇（後龜山）是日嵯峨大覺寺へ入御す、然るに北朝は來降の禮を用ゐんと欲するを以て、和議復た破れんとし物情恟々たり、時に佐々木六角滿高、將軍義滿を説きて天皇の意に隨はしめ、漸く事無きを得たりと傳ふ、同月五日天皇神器を後小松天皇に授け、尋て太上天皇の尊號を受け給ふ。

明徳四年

正月十一日。京極治部少輔高詮、幕府評定始に出仕。○六月二十六日。先是出雲國にて山名滿幸兵を起す、京極高詮往て之を討つ。

應永元年甲戌（七月五日改元）

七月十三日。義滿、上總國畔蒜庄を京極高詮に返付し又八月九日近江國余吾庄福永新庄を返付す。

應永二年

三月二十日。義滿、山名滿幸誅伐之賞として、高詮に出雲隱岐兩國守護職並關所分所々を給す。○十一月二十日。飛驒中呂郷大雄山圓通寺の住持竹處崇園、所々を勸進し春日版大般若經を購ふ。今も禪昌寺安國寺に傳來。

應永三年

明徳・應永

二月二十一日。義滿、白山長瀧寺領飛驒國河上庄の知行相違勿らしむ。○五月二十八日。義滿、京極高詮に三河國渥美郡を返付し、又六月十一日近江國伊香中庄を返付す。○六月二十二日。小笠原雅康の長子持長京都に生る、其生母は始め畠山右衛門督滿國に仕へて子持國を産み、次て雅康に婚して持長を儲け、後更に飛驒の江馬某に嫁して子を生み、一腹大名の子三人にて奇異の事と稱せらる。(一説に持長は政康の兄長將の子なりと云ふ)

應永四年

○
應永五年

五月八日。幕府、三職七頭を定む、斯波細川畠山代る々々管領となり、山名一色赤松京極代る々々侍所別當となり、伊勢は奏者、武田小笠原は弓馬禮式奉行たり、又同頃より飛驒國司姉小路、伊勢國司北畠、阿波國司一宮を世に三國司と呼ぶ。○十二月十九日。飛驒竹原郷威徳寺の僧、所々を勸進して大般若經を購ふ、今は美濃加茂郡東白川村に傳來。

應永六年

七月二日。能登國曹洞宗總持寺の了堂眞覺寂す、此僧の徒弟竹窓智嚴、應安年中飛驒に來り高山雲龍寺、宮村大幢寺を建て、了堂を推して開山と爲すと傳ふ。○七月二十日。義滿、佐々木鏡の遺跡を京

極高詮に給す。○十月二十一日。信濃守護小笠原長秀の代官某、國人島津太郎國忠と戦ふ。○十月二十八日。高詮、義滿の命に依て大内義弘誅伐の爲め和泉國へ發向す。○十一月十五日。義滿、高詮に石見國守護職を給す。○十二月上旬。美濃國土岐宮内少輔、大内義弘に應じて兵を起し、土岐頼益和泉より還て之を伐ち、尋て近江國京極五郎左衛門尉も義弘に應じて兵を起す、京極高詮和泉より還て之を攻め、義滿、小笠原信濃守長秀に命じて高詮へ合力せしむ。

應永七年

正月九日。高詮、近江國より上洛。○五月五日。盛久(姓缺く)、亡父豐州大守遠久禪休禪門菩提のため奉納したる佛經、後年飛州一宮水無社に傳來す、按に應永年中近江京極家臣に下坂豐前守見ゆ之と關係なきや。

應永八年

二月晦日。飛驒國司師言?京都に在り。○八月二十五日。京極高詮入道淨高、出雲隱岐飛驒三箇國守護並諸所領事總領職事を、長子民部少輔高光に讓與す。○九月七日。京極高詮卒去、年五十、能仁寺と號す。

應永九年

四月二十五日。飛驒中呂村圓通寺住持竹處崇園、同寺大般若經を荒木安國寺の南山普寧寺版大藏經に

對校し、應永十一年六月を以て終功す。○是歲。本願寺門徒明通といふもの、道場を飛驒高原郷吉田村に建て、後之を同郷西村に移すと傳ふ、聞名寺末大國寺祖是なり。

應永十年

十二月十五日。飛驒上呂村の天王社を造立すと傳ふ。

應永十一年

○

應永十二年

○

應永十三年

三月四日。義滿、料所飛驒國富安郷を、京極大膳大夫入道高通に預く、按に富安郷は後の古河郷の一部にて荒木川兩岸の地なり。○閏六月十八日。飛驒禪門といふもの京都にて、山科教言卿を訪問す。

應永十四年

十月六日。小笠原信濃入道長基卒去す、此人信濃國守護の外、飛驒越後遠江國々の管領たりしといふ、長子長秀嗣く。

應永十五年

是歲？義持、相國寺領飛驒國荒木郷の公用百貫文を、寶篋院將軍追善料として京都等持院へ寄進し、料足は相國寺より直に同院へ納めしむ。

應永十六年

○

應永十七年

八月一日。聖瑞といふ者、飛驒角川村藥師堂の本尊を造立す。○十一月二十七日。後龜山法皇、義持の不敬に逆鱗して嵯峨仙洞を脱し吉野山に入御す。

應永十八年

三月十七日。義持、飛驒國大八賀郷内蕭條菴跡を、京都鹿王院へ寄進す。○五月十五日。義持、京極高光が關東知行分の諸公事臨時課役守護役等を免除せしむ。○七月二十八日。飛驒國司姉小路宰相入道尹綱、後龜山法皇の勅を奉じて、兵を擧げ古河城に據り、廣瀬城主廣瀬常登入道之に應ず。○八月四日。義持、料所飛驒國富安郷を、京極入道高通へ預く。○八月二十三日。六角滿高滿經父子、飛驒國司に通謀し、誅伐の幕命を奉せず、義持仍て其近江國守護職を奪ひ、青木武藏守持通に給す。○九月三日。京極加賀守高敷、飛驒に入り向（所謂百足城）小島兩城を攻落して尹綱等を誅し、廣瀬常登入道の息美作守某は父に背き京極の手に屬す、此役越前斯波氏の被官朝倉甲斐は、同國大野口より、

信濃小笠原は越中笹津口より攻入ると傳ふ。○十月十四日。義持、料所飛驒國石浦郷地頭職、同國江名子竝岡本保を京極入道高通へ預く。

應永十九年

二月十五日。信濃守護小笠原長秀隱退し、弟政康之に代る。○七月七日。故參議家綱女、飛驒國司尹綱を追悼して和歌を詠す。○八月十五日。飛驒守護代、益田郡櫻洞城主白井太郎俊國、同國上呂村久津宮八幡を修造すと傳ふ。按に佐々木氏族に白井氏見ゆ。

應永二十年

四月七日。飛州高原にて瑞祥院義翁忠貫居士歿す、是江馬藏人輝時なりと傳ふ。○七月十三日。故義滿の母洪恩院歿す、此人在世の時、飛驒國得永郷を義滿追善料として、京都南禪寺慶雲菴へ寄進せり。○八月十九日。京極高光入道道通。江州にて卒去、年三十九、勝願寺と號す。○十月二十二日。義持、故高光の遺跡竝出雲隱岐飛驒三箇國守護職を京極吉童子に給す、吉童子は後の治部少輔持高なり。

應永二十一年

四月四日。美濃守護土岐美濃守頼益卒去し、持益繼ぐ。○五月晦日。白山長瀧寺の僧貞祐、飛驒國河上西山田の地一所を、經開坊弘讚に讓與す。

應永二十二年

四月七日。伊勢國司北畠滿雅、兵を起す、義持、一色、土岐、京極等に命して之を伐たしむ。○十月二十二日。飛驒國おとり夏前名主宗性、田地一所を甥左近太郎に讓與す。

應永二十三年

九月十六日。後龜山法皇、義持の請を容れ、此頃吉野より嵯峨仙洞へ還御。

應永二十四年

三月二十六日。飛驒國司姉小路師言、從三位參議に叙任せらる。○五月二日。五十嵐小豊次寄進の藏經、後年飛州田頃家村永昌寺に傳來す、五十嵐は越中新川郡の領主也と傳ふ。○五月二十一日。義持京極吉童子に出雲隱岐兩國關所分同國多禰郷等を給す。

應永二十五年

三月二十七日。飛驒國司師言、參議を罷む。○十月二日。義持、京極吉童子に美濃國船木庄内十五條十七條別符郷、尾張國於田江鹿田等を給す。○十一月某日。飛驒益田郷和川村人等、版本大般若經を麻生郷夏焼村白山社へ奉納す。

應永二十六年

十二月一日。天台座主義圓、末寺飛驒國清瀧寺奉行を宮内卿大僧都尋祐に、末寺美濃國長瀧寺奉行を

辨澄法印に給す、按に清瀧は清峰の誤記なり。

應永二十七年

七月二日。義持、京極吉童子知行分、武藏國太田澁子領家職の事に付、命を關東管領へ傳へしむ。

應永二十八年

五月三日。京極加賀守高數、將軍へ椀飯を獻す。

應永二十九年

六月十三日。義持、白山長瀧寺領飛驒國河上庄段錢以下諸公事並臨時課役を免除せしむ。○七月六日管領畠山道端、京極持高へ牒して飛驒國河上庄へ守護使入部を停めしむ。○是歲。義持、京都平野社々領の段錢以下課役を免除せしむ、内に飛驒國河上庄見ゆ。

應永三十年

十一月十六日。義持、信濃小笠原右馬助、高梨陸奥守等に命し、鎌倉持氏を伐しむ

應永三十一年

○

應永三十二年

四月三日。義持、近江國今井美濃入道並堀次郎左衛門尉跡職名田島等を、京極六郎持清に給す。○十

二月二十九日。義持、小笠原治部大輔入道正透を、信濃國守護に補す。

應永三十三年

七月某日。故飛驒守護岩松兵部大輔經家の曾孫伊豫守滿長、書を幕府へ呈し、去元弘三年七月十九日經家拜領の甲斐國安村別符の土地還附を請ふ。

應永三十四年

十月四日。義持、美濃國船木庄内十五條十七條別府郷、尾張國於田江鹿田等の事に付、命を京極持高に傳へしむ。○應永年中。京極加賀守高數、飛驒國竹原郷を賜はり、三木忠右衛門尉正頼を代官として同郷に居らしむ、正頼尋て則正八幡社を造立すと傳ふ。

正長元年戊申(四月二十七日改元)

二月九日。或人、大森八幡田壹貫貳百文を藤六へ宛行ふ。○八月某日。醍醐寺理性院僧正宗觀、院領飛驒國廣瀬郷を京極高數掠領するを以て、之を停止せんことを請ふ。○九月十六日。義教、京極六郎持清に近江國蒲生郡篠田馬淵北方を給す。○十月二十八日。義教、斯波左兵衛佐義淳に、飛驒國小八賀、尾張國松竹の兩所を給す。

永享元年己酉(九月五日改元)

十二月某日。飛驒國古河五社宮の鐘を鑄る。○是歲。飛驒國司師言、正三位に叙せらる。○是歲。義

教、廣瀬美作入道徳静に、飛驒國武安郷を安堵せしむ、武安は廣瀬郷の別稱なり、京極高敷避渡したるに由る。

永享二年庚戌

七月二十五日。京極持高の弟持清、義教右大將拜賀の隨兵をつとむ。

永享三年辛亥

正月二十一日。聞名寺覺定、飛驒高原郷に寂す、年九十といふ。○十月十三日。義教、白山長瀧寺領飛驒國河上庄段錢以下諸公事臨課役等を免除せしむ。○十一月七日。幕府奉行人、近江國淺井庄内正覺庵同庵領の事に付、命を佐々木加賀入道高敷に傳ふ。

永享四年

九月十八日。幕府奉行人、近江國敏満寺臨時課役免除事に付、命を京極治部少輔持高に傳ふ。○十月四日。幕府奉行人、三間御厩用材飛驒國山出人夫賦課の事に付、命を京極持高に傳ふ、同時七間御厩用材は土岐美濃守持益に命し、木曾山より出さしむ。

永享五年

三月二十九日。權中納言藤原某、當年給として飛驒目河上潔水を任官せらる。○六月七日。義教、京極持高亭に臨み祇園會を觀る。○十二月二日。斯波義淳卒去、年三十七、心照寺と號す。

永享六年

是歲。飛驒國司師言薨去、其息持言嗣き、正四位下左近衛中將に任せられ、仍て古河左中將と號す。

永享七年

五月十六日。義教、京都鹿王院領、飛州大八賀郷内蕭條庵跡安堵の印狀を下す。○六月十一日。京極持高、多賀四郎右衛門尉を飛驒國守護代として入部せしめ、大野郡石浦、岡、山田、河瀬、懸樋並益田郎歳入七箇所を除の外は、守護代の給分と定むと傳ふ。○八月某日。廣瀬美作入道徳静代某、支狀を幕府へ呈し、京極高敷の飛州武安郷掠領を停止せんことを請ふ。○是歲。義教、飛州廣瀬郷を醍醐理性院へ還附し、高敷の掠領を停む。○是歲。義教、京都平野社領の段錢以下課役を停止せしむ、内に飛州河上庄有り。

永享八年

閏五月十五日。白山長瀧寺經開坊弘讚、坊宇坊領並濃尾勢參國々檀那等を、堯弘へ讓與す。○九月十一日。飛驒江馬_正時歿し月光院と號す、按に畠山小笠原と一腹と云は此人歟。○九月晦日。斯波治部大輔義郷卒去、年二十七、寶泉寺と號す。

永享九年

十二月二十日。信濃守護小笠原政康、國人村上中務少輔と戦ひ、是日義教書を下して政康の功を賞す

永享十年

九月六日。義教、小笠原政康に命じて鎌倉持氏を伐しむ。○八月二十三日。新續古今和歌集撰進、前大納言兼宗、從二位有世、前大僧正義運の位山歌収録せらる。

永享十一年

正月十三日。京極持高卒去、年二十九、興雲寺と號す。○四月二十六日。飛驒赤桶寺の僧、廣岳慶文寂す。○六月七日。義教、京極高數亭に臨み祇園會を觀る。○是歲。京極持清、鎌倉持氏餘黨追討の命を受け、出雲隱岐飛驒近江四箇國の兵を引率して發向すと傳ふ。

永享十二年

五月二十六日。小笠原政康、諸將と共に下總國結城城を攻めて、鎌倉持氏の子春王丸安王丸を捕ふ、義教是日書を下して其功を賞す。

嘉吉元年辛酉(二月十七日改元)

正月二十九日。畠山尾張守持國、義教の意に忤ひて擯けられ、弟左馬助持永家を嗣ぐ、蓋し持國は父滿國の庶子なるを以て、嫡母某氏その家臣遊佐某、齋藤某と謀りて讒を構ふに依る。○六月二十四日赤松滿祐、其亭に將軍義教を弑し、相伴の京極加賀守高數入道道統も之に死す。○九月十一日。姉小路昌家の子基綱、京都に生る。○九月二十一日。將軍義勝、赤松滿祐の首實驗を行ふ、所司代多賀出

雲入道か子左近將監某、其事を掌る。○九月二十一日。畠山持國赦さたて上洛し、遊佐勘解由左衛門齋藤因幡入道等、左馬助持永を擁して越中國へ奔る、持國仍て兵を遣して之を攻め、持永等亡ぶ、是日義勝書を下して持國の戦功を賞す。○九月某日。飛驒國清峯寺の鰐口を鑄る、今荒原白山社に傳來○十二月二十日。義勝、持高遺跡本新所領等並出雲隱岐飛驒三箇國守護職を京極中務少輔持清に給す(應仁武鑑云、出雲十郡田九千九百六十八町、隱岐四郡田五百八十五町、飛驒三郡田九百十五町、三國合一萬千六百八十八町の守護料米一萬三千二十七石云々)。

嘉吉二年

八月九日。小笠原政康卒去、年六十七、此人信濃守護の外遠江飛驒越後美濃上野下野等國々の管領たりしといふ、次子宗康嗣ぐ。○十一月二十日。平朝臣助清、飛驒國古川郷高野白山社へ鰐口を奉納す○十一月某日。醍醐理性院僧正家雜掌某書を幕府へ呈し、院領飛驒國廣瀬郷の事に就て、廣瀬次郎之宗の奸訴を棄破せんことを請ふ。

嘉吉三年癸亥

○ 文安元年甲子(二月五日改元)

文安二年

八月某日。或人、大般若經を飛驒高原郷雙六村不動堂へ奉納す。○十一月二十四日。小笠原持長、同宗康と家督を争ひ、幕府是日裁決して宗康を直とす、持長仍て兵を起して宗康を攻め之を殺して代り立つ。

文安三年

三月某日。權中納言藤原某、當年給として飛驒少目椿戸春家を任官せらる。

文安四年

五月五日。京極持清、侍所別當を罷め、一色左京大夫之に代る。○六月十七日。加賀守護富樫次郎、其叔父安高と家督を争ひ度々合戦に及ぶを以て、幕府命して各半國を守護せしむ。○十二月十四日。將軍義成、白山長瀧寺領飛驒河上庄段錢以下諸公事臨時課役等を免除せしむ。

文安五年

九月十一日。京極持清、白山長瀧寺領飛驒河上庄の事に就て、幕命を守護代多賀出雲入道へ傳ふ。

寶徳元年己巳(七月二十八日改元)

五月二十五日。飛驒國河上庄まきの栗原衛門、向垣内の田地二段を某に賣渡す。○八月某日。將軍義成、飛驒國安國寺を十利を列せしめ、制札を下附して寺内の亂妨を禁す、義成時に左馬頭たり。○九

月二十五日。飛驒國川上庄牧之栗原衛門、向垣内の田地二段を義兄弟さとう四郎へ讓與す。○十一月十三日。京極持清、侍所別當に補せられ家臣若宮某を以て所司代となす。○十二月四日。飛驒高原郷新福寺の僧、松月林昌寂す。

寶徳二年

寶徳三年

是歲。姉小路左少將昌家、從三位に叙せらる、昌家初名尹家、故參議家綱の次男なり、一書故尹綱の子なりとも記す。

享徳元年壬申(七月二十五日改元)

九月一日。斯波治部大輔義健卒去、十八歳、洞仙寺と號す。

享徳二年

三月某日。權中納言藤原教忠當年給として、飛驒目藤井家春を任官せらる。

享徳三年

八月二十一日。畠山家中鬪亂に依て、此夜京都騒擾し、京極持清禁裏を警固す、既にして畠山持國退隠し、養子彌三郎政長をして家督を相續せしめ事寝む。○享徳の頃。繪師飛驒守藤原行盛見ゆ。

康正元年乙亥（七月二十五日改元）

正月五日。姉小路昌家、正三位に陞叙せらる。○三月某日。權中納言藤原資綱當年給として、飛驒目春日藤盛を任官せらる。○五月二日。正三位昌家、參議に任せられ、尋て出家す。○十一月二十七日將軍義政、小笠原遠江守をして鎌倉成氏を伐しむ。

康正二年

六月九日。造内裏に依て諸國段錢を徴し、姉小路宰相昌家の家領、飛驒國古河郷へ四貫三十二文を課す。○六月三十日。義政、近江國十三條の地を京極持清へ返附す。○七月二十一日。義政、白山長瀧寺領飛驒國河上庄段錢以下諸公事並臨時課役を免除せしむ。○七月二十五日。義政右大將拜賀に付、京極持清隨兵をつとむ、是日畠山持國の實子伊豫守義就隨兵たり、是より先き義政彌三郎政長を擯けて、義就に家督を與へたるに依る。○十月二十二日。姉小路基綱、正五位下に叙せらる。

長祿元年丁丑（九月二十八日改元）

六月五日。拾芥抄の著者、洞院左府實熙出家す、同抄云、飛驒國三郡、大原（府）、益田、荒城、田千三百五十六町、按に大原は大野の誤記なり。○八月某日。藤原家氏、飛驒國古河五社宮の神鏡を奉納す。

長祿二年

五月二十七日。飛驒國荒木郷の事に就て、京都相國寺北野社相争ひ、相國寺の勝訴に歸す。○十二月十八日。飛驒國安國寺へ周禮首座入寺。○十二月十九日。義政、京都平野社領の段錢以下課役を停止せしむ、内に飛驒國河上庄有り。

長祿三年

四月某日。斯波の惣領千代徳丸早世して嗣無し、族人右兵衛佐義敏入て家を繼ぐ、既にして老臣甲斐朝倉織田等と協はす、老臣等義政に請ふて義敏を擯け治部少輔義廉を迎立つ。○六月七日。義政、京極持清亭に臨み祇園會を觀る。○十二月十七日。姉小路昌家。故將軍義持三十三回佛事に付香資壹貫文を献す。

寛正元年庚辰（十二月二十一日改元）

正月六日。姉小路基綱、從四位下に陞叙せらる、時に二十歳なり。○二月三日。飛驒國司勝言去年より在京、是日興福寺大乘院の門侶大納言尊譽、楯五荷を京都へ贈る、尊譽は勝言の弟なり。○七月十九日。東門院孝祐、上洛して飛驒國司勝言を訪ふ。○八月十九日。此頃、飛驒國小八賀郷袈裟山千光寺は、兩面四手といふ異人の開創也との説、世上に行はる。○閏九月五日。京極持清等、畠山右衛門佐義就追討の爲め河内國發向の命を受く。○十月七日。義政、加賀守護富樫に命じて越中國へ發向せしむ、蓋し畠山義就の黨を伐たしむるなり。○十一月十三日。飛驒國司勝言、將軍の教書等を帶して

下國す、蓋し父左中將持言卒去に依て、遺領安堵申請の爲め上洛せしものなる可し。

寛正二年

八月六日。飛驒國安國寺へ久牧首座入寺。○八月十五日。此夜姉小路基綱、藤原季春と共に各々月五十首の和歌を詠す。○十月某日。飛驒國高原郷柏原村人等、天満宮の鰐口を奉納す。

寛正三年

六月十五日。信濃守護小笠原持長卒去、年六十七。○八月十七日。所司代多賀新右衛門尉か弟將監、梅津長福寺の僧を殺し、檀那山名持豊之を義政に訴ふ、義政、將監をして自殺せしむ。○十月四日。所司代多賀新右衛門尉を罷め、多賀豊後守を以て之に代ゆ。

寛正四年

八月八日。義政、春日社參の企ありて姉小路基綱も供奉の命を受けしが、是日義政の母勝智院薨去に依て停む。

寛正五年

四月十日。義政、斯波義廉亭に臨む。○八月二十三日。姉小路基綱、後花園上皇の室町邸御幸に供奉す。○九月十二日。京極持清、侍所別當を辭せんとす。○十月八日。惠慶首座、飛驒國安國寺へ入寺

寛正六年

正月三日。京極中務少輔勝秀、將軍へ椀飯を獻す、勝秀は持清長子なり。○二月二十二日。飛鳥井雅親に和歌集撰進の院宣を賜ひ、姉小路基綱を和歌所寄人に補せらる。○三月十二日。飛驒國司勝言(號小島殿)將軍へ雉荒卷十、羚羊皮二枚を獻す。○五月十二日。東門院權少僧都孝祐、興福寺權別當に補せられ、尋て法印大僧都に任せらる。時に年二十九。○六月二日。義政、飛驒國富安郷を元の如く京極持清に還附す、持清仍て侍所別當に再任し多賀豊後守高忠を以て所司代とし、同郷に關する文書類を高忠に授く。○七月十一日。飛驒國司之綱(號小島向殿)將軍へ笥干一箱を獻す。○七月二十二日。飛驒國司勝言、使者を以て將軍義政の男子誕生を賀す。○九月十六日。重氏、久清(姓闕く)、飛驒國富安郷河南本郷の田地一町二段四十二歩を、小切左近三郎に宛行ふ。○九月二十一日。義政、春日社參の爲め發程し、姉小路基綱供奉す、是より先き基綱の家領飛驒國古河郷押妨の武士あり、基綱書を義政に上りて之を支ふ。○九月二十七日。義政、春日若宮祭觀覽、夜に入て延年舞有り、基綱陪覽す。二十九日歸洛。○十月八日。久清、飛驒國富安郷の下地陸段を、小切左近三郎に宛行ふ。○十一月二十三日。義政男子誕生に依て、斯波家臣甲斐朝倉、京極家臣多賀出雲入道多賀豊後守等參賀す、後の義尚將軍なり。○十一月二十四日。飛驒國司勝言、京都にあり。○十二月十五日。小笠原兵庫助政貞上洛して義政に謁す、故宗康の嫡男にて信州松尾に居る。○十二月二十三日。飛驒國一宮より幕府へ紙二束を獻す。○十二月二十七日。天皇(後土御門)、御即位式に付姉小路基綱挂甲弓箭を帶して左仗之

陣に侍す、基綱時に左近衛中將たり。○寛正中。三木右京進久頼、飛州下呂上呂諸郷を攻略し、其子修理亮重頼に至て萩原に移住すと傳へ、又内島上野介爲氏、寛正年中信濃より飛州白川郷へ移住し小島白川兩郷を領知すと傳ふ。○寛正の頃。繪師飛驒守藤原光季見ゆ。

文正元年丙戌(二月二十八日改元)

正月六日。基綱、從四位上に叙せらる。○正月八日。基綱、關白政家邸に參賀す、○三月十七日。義政、伊勢參宮、是夜江州湊口に止宿し、京極持清之を響應す。○八月二十五日。義政、斯波義敏を周防國より召還し、三箇國守護職を返給す。○九月六日。斯波家の事に依て義政、その弟義視と和せず義視怒て細川勝元亭に入り、義敏並其關係者出走す。○九月某日。飛驒國司勝言の母卒去し、興福寺權別當孝祐喪に服す。○十一月三日。京極持清等、大嘗會に付献物。○十二月十一日。所司代多賀豐後守、山門衆徒の嗽訴に依て出走し、幕府奉行人、其京都の家を藉没す。○十二月二十五日。畠山義就、赦されて河内國より上洛して千本地藏院に陣し、山名持豐、斯波義廉等之を援け、又畠山政長は自亭に據り、細川勝元、京極持清等之を助く。

應仁元年丁亥(三月五日改元)

正月三日。京極勝秀、將軍へ境飯を献す。○正月十八日。畠山義就、同政長、京都御靈社に戦ひ政長敗走す、此亂に京極持清は政長合力の事を約諾したるも敢て援けず、世人之を謗る。○五月二十日。

權大僧都孝祐、除服宣下、同二十二日興福寺別當に補せらる。○五月二十六日。京都大亂、京極持清父子は出雲隱岐飛驒近江四箇國の兵を以て東陣に屬す、所謂東陣は細川勝元、畠山政長、斯波義敏、京極持清等にして、西陣は山名持豐、畠山義就、斯波義廉及美濃守護土岐成頼等なり、是日一條大宮にて持清會戦し、爾後屢敵を攻む。○六月十一日。飛驒國司姉小路亭兵火に罹るを以て、基綱父子江州東坂本へ避難し、凡四箇年同地に居る。○是冬。諸國擾亂、飛驒には小島京極、又隣國は美濃に土岐、信濃に上杉小笠原、甲斐に武田、尾張に斯波、越前に斯波、加賀に富樫、能登に畠山、越中に畠山、越後に上杉氏有り。

應仁二年

三月二十八日。近江六角龜壽、西軍に應じ觀音寺城に據る、是日京極勝秀攻めて之を破る。○五月十六日。甘露寺親長、院宣を奉じて飛驒國小島郷神通河以西の地、之綱の押妨を停め武家下知の如く知行すべき旨、姉小路新中將勝言へ執達す。○六月十七日、京極勝秀、江州陣中に卒去、年三十六、正覺寺と號す。○九月六日。齋藤妙椿、東下野守常縁の所領美濃郡上郡を取り、既にして之を還付す。○閏十月十四日。越前國は大略斯波義敏に屬するを以て、是日西陣より朝倉彈正左衛門尉を下して之を防がしむ。○十一月八日、六角四郎、京極軍と共に、六角龜壽を觀音寺城に攻めて之を破る。○十

二月二十五日。西陣、足利義視を迎へて將軍と稱す。○是歲。開名寺覺證、越中婦負郡に通寺を建つと傳へらる。

文明元年己丑(五月二十八日改元)

二月二十九日。興福寺別當孝祐、辭職す。○五月七日。義政、京極持清に近江國守護職を給す。○五月某日。多賀豊後守高忠、近江國の兵を率て東山如意岳に陣し、東陣の通路便を得たり、既にして六角龜壽丸また起り、高忠陣を撤して歸國す。○五月某日。基綱、東坂本寶藏院にて飛鳥井雅親と共に百首續歌を詠す。○六月二日。義政、六角龜壽丸等の所領を沒收し、京極持清に給す。○是秋。前參議正三位昌家薨去し、東坂本紅染寺に葬る。○十月五日。基綱、飛鳥井雅親と共に東坂本寶藏院にて百首續歌を詠す。

文明二年

正月十三日。左中將基綱、正四位下に陞叙せらる。○二月二十二日。基綱、百首和歌を詠じ、飛鳥井雅親の批點を請ふ。○四月某日。基綱、諸公卿と共に三首和歌を詠じて、將軍義政の批點を請ふ。○六月十日。多賀豊後守、東山如意岳に出陣す。○八月二十八日。京極大膳太夫持清入道生觀卒去、年六十四、寶性寺と號す。○九月十五日。義政、京極孫童子に出雲隱岐飛驒近江四箇國守護並祖父持清の遺領を給す。孫童子は故勝秀の子なり、叔父京極政經之を扶く。○九月某日。京極政光、多賀出雲

守、若宮某等、持清の末子六郎高清を擁して惣領と爲し、北近江に據り、多賀豊後守敗れて伊勢國へ走る。○十月一日。清頼(姓關く)、飛驒國富安郷河南本郷の田一町三段四十二歩、同郷下地六段を小切左近三郎に宛行ふ。○十月十六日。多賀四郎右衛門尉清直、江州竹生島社領の證狀を出す、按に清直は出雲守が子にて法號とくけむ是なり。○十一月十八日。興福寺の權律師尊譽、維摩會講師に補せらる、尊譽は前別當孝祐の舍弟なり。○是歲。多賀豊後守、使を朝鮮に遣はす。

文明三年

二月二十七日。美濃守護代齋藤持是院妙椿、近江國に入り、多賀豊後守敗れて若狹丹波を経て京都へ還る。○是春。後花園法皇御凶事に依りて天下諒闇、基綱諸公卿と共に奉悼和歌を詠す。○五月二十一日。義政朝倉彈正左衛門孝景に越前國守護職を給す、東陣來屬の功を賞する也。○七月二十七日。本願寺兼壽(號蓮如)、越前國細呂宜郷吉崎に道場を建て、朝倉孝景、富樫泰高等深く之を信依し、北陸奥羽の道俗群參す。○八月七日。姉小路基綱飛驒に下り、京極の被官三木某と飛驒國に戦ひ某戰死す。○八月十九日。齋藤妙椿、書を基綱に與へ其活動を制止せんとす、江州京極氏三木某の戰死を聞きて飛驒國へ出兵せんとし、妙椿の加勢を乞へるに依てなり。○閏八月九日。西陣南朝皇胤小倉宮を陣中に迎へて主上と稱す。○閏八月二十一日。義政、京極政高(系圖作政經)に、出雲隱岐飛驒三箇國守護並近江國淺井伊香坂田三郡關東諸國所々を給す、蓋し孫童子天死せしならむ。○是秋。下坂秀

維多賀出雲守と協はす、江州梓河内城へ走り多賀豊後守に屬す。

文明四年

正月。京都亂起てより已に六年、東陣本城は室町邸にて、主上竝に將軍義政を奉じて細川勝元、畠山政長、赤松次郎、武田大膳太夫、斯波義敏、朝倉孝景、京極政高、多賀豊後守高忠、六角四郎雅延等之に屬し、西陣本城は山名持豊邸にて、南主竝足利義視を奉じて山名持豊、土岐成頼、斯波義廉、甲斐某、畠山義就、六角龜壽、山内宮内大輔、大内新助、京極政光（號黒田）多賀出雲守等屬す。○七月二十五日。幕府奉行人、青蓮院門跡領江州坂田平方兩庄の事に付、下知を多賀豊後守へ傳ふ。○八月八日越前國にて朝倉孝景、西陣の黨甲斐某を長崎庄に攻め、甲斐加賀國へ走る。○九月某日。齋藤妙椿、六角龜壽丸を助けて多賀豊後守と近江國に戦ひ、高忠敗れて越前國へ走る。

文明五年

三月十八日。西陣首將山名持豊入道宗全卒去。○五月十一日。東陣首將細川勝元卒去。○六月二十五日。興福寺大納言僧都尊譽、一條太閤兼良出家に付、剃手を勤む。○八月八日。甲斐某、越前國細呂宜郷へ亂入し、期倉孝景撃て之を退く。○九月十一日。幕府奉行人、書を山門衆徒へ下して、江州の敵誅伐に付多賀豊後へ合力せしむ。○九月三十日。義政、京極政高に近江國守護職を給す。○十月十一日此頃京極某、飛騨兩國司を吉城郡平坦部より逐ふ、蓋し兩國司は基綱之綱を指せるなり。○十一

月十二日。京極政光卒去、年三十六、遍照寺と稱す。○十一月二十一日。小笠原治部少輔、同族の人々と共に美濃へ出兵し、是日幕府奉行人奉書を下して其戦功を賞す。治部少輔名は朝康飛騨の所領を受けて同國へ移住し飛騨小笠原と號すと傳へらる。

文明六年

正月十一日。本願寺蓮如、心得方三箇條を門徒信者に示す。○六月十日。齋藤妙椿越前へ出兵し、甲斐朝倉を諭して講和せしむ。○六月二十九日。大納言僧都尊譽、近衛太閤房嗣出家に付、剃手を勤む。○七月某日。加賀の本願寺門徒蜂起富樫政親に背く。○九月二十七日。姉小路基綱、禁中小番結改に依て第三番に加らる。○十月十一日。基綱、禁中小番を缺勤し忠富卿代參。

文明七年

五月十六日。幕府奉行人、鹿王院領返付の下知を同院納所に傳ふ、内に飛騨國大八賀肅條菴分有り。○七月十五日。本願寺蓮如、心得方六箇條を門徒信者に示す。○七月十六日。蓮如、越中瑞泉寺に來り道俗群參す。○八月十日。多賀豊後守、山門大衆と共に近江國へ入り、六角氏を攻め土岐勢出て、六角を援く。○八月二十一日。幕府奉行人、青蓮院門跡領江州富永十七八條の事に付、下知を京極政經に傳ふ。○八月二十一日。加賀守護富樫政親、専修寺門徒と共に越前吉崎を攻て之を焼き蓮如出走す。政親尋て加賀國內の同末寺を毀ち門徒を攘ふ、是に於て一揆益々起りて反抗し、鬭争連年止まず

○十月二十八日。多賀豊後守等、近江國にて六角土岐兩氏の兵と戦ひ敗走す。○十二月十一日。飛驒國司之綱を従四位下に、同息熙綱を従五位下に敘せらる、中院大納言通秀の執奏に依るなり。○是歲飛驒白川郷にて、内島上野介爲氏、本願寺一揆と戦ひ、鳩谷道場を焼き坊主明教を殺すと傳ふ。

文明八年

四月五日。東林院尊譽、興福寺權別當に補せられ、尋て權僧正に任せらる。○六月二十六日。越前在國、西方院僧都の書狀是日興福寺へ達す、中に曰く飛驒國司事無爲云々、按に國司は勝言を指せるなり、先是勝言、向之綱と戦ふこと數年にして、勝言嫡子某打死せる事實有り、今年戦罷みて勝言の理運に屬したる趣を言へるものとす。(今年七月五日勝言嫡子熙綱生害の傳あるも、年代違へるのみならず、系統も異なるなり今之を採らす)○十一月二十日。基綱、前將軍義政の毎日詠出せる百首和歌清書の事を托せらる。

文明九年

六月六日。頼忠(姓缺)、飛驒國富安郷下地二段を垣内三郎後家に宛行ふ。○十一月十一日。西陣諸將解散し、土岐成頼は足利義視を奉して美濃國へ歸る。○是歲、飛驒國春國村の覺信道場を立つ、後の照蓮寺末大野郡西一色村玄興寺祖是なり。○是歲。飛驒國小島郷の本願寺末法覺寺兵燹に罹ると傳ふ。

文明十年

二月二十一日。義尙、信濃守護小笠原左衛門佐をして土岐美濃守成頼を討しむ。○五月十三日。義尙小島古河兩郷を姉小路基綱に與へ、代官入部使節を遠山加藤左衛門尉に命し、小笠原左衛門佐外五家へ書を下して、之に合力せしむ。○五月二十七日。義政、鹿王院領の事に付證狀を下す、内に飛驒國大八賀蕭條菴分見ゆ。○八月一日。基綱に去年十二月十三日付の従三位々記を賜ふ。○八月二日。基綱禁中御歌合に參仕し右方に列す。○九月三十日。基綱、禁中御歌合に參仕し左方に列す。○十月十七日。此頃越中國にて、畠山政長部下と、同義就部下と相戦はんとす。○十月二十七日。將軍義尙、京極六郎高清、多賀四郎右衛門清直を赦し、是日高清清直物を献して之を謝す。○十二月晦日。飛驒國司勝言の使者興福寺に到る、文に曰く、國事、文明八年より知行之、去年より悉以致知行、國事姉小路方者一人無之、仍安堵事以勢州申入之間、不可有子細旨被仰下、重而御禮に可進之云々、按に茲に國といふは小島郷邊を言へるなり。

文明十一年

正月五日。基綱の子濟繼、従五位下に叙せらる。○五月五日。基綱、布施下野守亭の月次和歌會に列す。○五月十一日。基綱、一條兼良邸の月次和歌會に列す。○九月六日。基綱、手寫の野守鏡を按察使親長複寫す。○九月九日。基綱、禁中重九佳節の御歌會に參仕す。○九月二十三日。此頃越中國にて

畠山義就の黨勢力を張り國人を京都に上らしめず、管領畠山政長之を困む、又近江國は多賀清直等、多賀豊後守の入國を拒み高忠空しく真野入江の邊に滞留す。○十一月某日。基綱、禁中三首御會に和歌詠進。○十一月某日。斯波義敏息某、甲斐八郎と共に加賀國より越前長崎庄へ亂入す、而も大雪のため戰に及はず。○是歲。基綱、攝津水無瀬御廟へ百首和歌を奉納す。

文明十二年

正月三日。基綱、禁中小番參仕、同月十三日同參仕。○正月二十二日。基綱、一條兼良邸の月次和漢聯句會に列す、二月二日、同二十二日、三月二日同參會。○二月十九日。基綱日野亭の朝餐に會す。○二月二十一日。美濃國守護代齋藤持是院妙椿卒去、年七十。○二月二十七日。多賀豊後守江州にて戰死の訛傳有り、去年高忠、將軍義尙の教書を得て敵を攻伐せしに、其後母堂富子の口入にて義尙多賀清直へ高忠誅伐の教書を與へしに依て、高忠戰敗すと云。○三月十七日。基綱、甘露寺親長亭の月次會に列す。○三月二十九日。基綱、參議に任せらる。○四月十日。基綱、江劔東坂本に赴き十三日歸洛す、按に父の墓參にや。○四月二十八日。權僧正尊譽、興福寺別當に補せらる。○六月某日。基綱前將軍義政邸の百韻連歌に參列す。○七月三日。基綱、伏見大通院にて貞常親王七回御佛事に參列す。○七月某日。越前國九頭龍河北にて斯波甲斐の兵朝倉勢と戰ふ。○八月六日。基綱、禁中詩歌御會に參仕す。○八月九日。基綱、禁中御連歌に參仕、同月十五日、同月二十一日同參仕。○八月二十四日

飛驒國司勝言中將の使僧（一族北殿息）、興福寺に到る、報曰く、國儀毎事如本意被成下了、姉小路と和與云々。○八月二十七日。美濃守護代齋藤越前利守國、同姓右馬丞と戦ひ、江州六角氏越前守を助く、是に於て右馬丞援を多賀豊後守に請ふ。○九月十一日。基綱、甘露寺亭の月次和歌會に列す、十月十一日同參列。○十月二十一日。基綱禁中の日本紀講義を陪聽、十二月十四日を以て終講。○十月二十七日。基綱、一條兼良邸の和漢聯句會に參列。○是冬、基綱、禁中御三首會に和歌詠進。○是冬基綱、禁中内侍所奉納八人一日八百首會に和歌詠進。○是歲。基綱、水無瀬御廟へ百首和歌を奉納す。

文明十三年

正月十日。基綱、將軍義尙邸へ參賀す。○二月一日。飛驒國袈裟山千光寺より將軍へ去冬の祈禱卷數を献す、深雪に依て遅延したるなり。○二月二十三日。基綱、禁中千句御連歌に參仕し三箇日にして終る。○三月二日。基綱、日野亭の朝餐に會す。○三月六日。飛州一宮神主政憲より將軍へ去冬の祈禱卷數を献す。○三月廿二日。此頃、能登守護畠山義統、越後守護代長尾某、領内の本願寺門徒を攘ふ、是に於て加賀國の本願寺一揆連如の旨を受けて能登國へ大舉亂入す。○三月二十九日。近江國にて多賀兵衛四郎、同與一相戦ふ、義尙人を遣して之を和解せしむ。○是春。越中砺波郡福光城主石黒左近、本願寺末の瑞泉寺安養寺を攻めて敗死す。○五月十四日。京極政經、將軍邸へ年始禮物を献す。○五月晦日。飛驒國司勝言中將の次男當年四歳と爲る、後に時秀といふは此人なり。○六月十一日。

基綱、甘露亭の月次和歌會に列す。○六月二十五日。基綱、禁中御連歌に參仕す。○七月二日。基綱、禁中和漢御會に參仕す。○七月二十六日。基綱、准后嘉樂門院々號定の仗議に參仕す。○九月十三日。基綱、禁中百韻御連歌に參仕す。○九月某日。基綱、禁中和歌御會に參仕す。○十月二十八日。基綱、將軍邸の三首和歌會に詠進。○十月某日。基綱、禁中御歌會に參仕す。○十一月二十日。基綱、將軍邸の褒貶和歌會に列す。○十一月二十二日。朝倉氏景、前將軍夫妻並將軍へ家督相續の禮として參謁し物を献す。○十二月十五日。飛州千光寺より將軍へ祈禱卷數を献す。○是歲。基綱、水無瀬御廟へ百首和歌を奉納す。

文明十四年

二月五日。基綱、飛鳥井雅康を尋ねて江州松本に到り、其遁世を諫止せんとす。○三月六日。基綱、踏歌節會の習禮に會す。○三月二十日。基綱、前將軍邸の連歌會に列す。○五月十三日。幕府奉行入佐々木竹熊知行大原庄の事に、付京極六郎(高濑)多賀與一同兵衛四郎及六角四郎等へ將軍の下知を傳ふ。○六月十日。基綱、將軍邸の歌會に會し右方に列す。○七月七日。基綱、禁中七夕の御會に參仕す。○閏七月二十六日。基綱、將軍邸の歌合に會し左方に列す。○八月十一日。基綱、將軍邸の千首和歌披講に會す。○九月二十八日。基綱、將軍邸の詩歌合に會し右方に列す。○十二月十九日。幕府奉行入、出雲隱岐兩國段錢の事に付、京極政經へ將軍の下知を傳ふ。○十二月二十七日。基綱、後

花園法皇十三回聖忌御佛事に付和歌詠進。○是冬。基綱、禁中内侍所奉納の八人一日八百首の和歌詠進。○是歲。基綱の姉にて本願寺蓮如の妾(法名宗心)、女子を産む、此女子後に越前國超勝寺蓮超に嫁し法名蓮秀といひ、又文明十六年男子を産む、此男子後に攝州富田教行寺住職となり名を兼琇、法名を蓮藝といふ。

文明十五年

正月十五日。京極六郎高濑、將軍へ鮎を献す。○正月十三日。基綱、將軍邸の褒貶詩歌合に會し左方に列す。○正月二十五日。飛州千光寺權少僧都定堅、將軍へ祈禱卷數を献す。○正月二十五日。基綱、將軍邸の和歌披講に會す。○二月一日。基綱、將軍邸の和歌打聞に會す、是日以後數度その催あり。○二月某日。興福寺別當東林院僧正尊譽、辭職す時に年四十三。○五月二十三日。雲笈在國の京極政經將軍へ年頭禮物を献す。○六月十九日。基綱、自詠和歌を歌合に番ひ義尙の批判を請ふ。○六月二十七日。前將軍義政、東山々莊に移徙す、莊は飛驒の匠某か建造する所と傳ふ。○七月十七日。室町邸の犬追物に、多賀豊後守檢見をつとむ。○七月十八日。基綱、將軍の命を受け杉原入道宗伊の和歌を撰出し奥書を加ふ。○七月二十六日。基綱、今上御母儀女院號宣下式に參仕。○七月二十六日。幕府奉行入、京極政經へ上洛すへき旨將軍の下知を傳ふ。○八月二十八日。飛州白川牛丸村圓西、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の照蓮寺末牛丸村蓮勝寺祖是なり。○九月二日。基綱、將軍邸の着到

和歌に参加し、是日より十月二十日に至て終る。○九月九日。基綱、將軍邸の三首歌會に詠進。○十月十二日。基綱、自詠和歌を百番歌合とし一條兼良の批判を請ふ。○十二月二十九日。京極政經、東山殿移徙を賀して献物。

文明十六年

二月二十三日。室町邸の犬追物に、多賀豊後守檢見をつとむ。○三月二十七日。基綱、將軍邸にて猿樂陪觀。○三月十日。基綱、將軍邸の夢想連歌に參列。○三月二十八日。基綱、將軍邸の臨時和歌會に列す。○五月二十八日。幕府奉行人、多賀兵衛四郎六角大膳大夫へ湖上材木運送の事に付下知を傳ふ。○八月十一日。幕府奉行人、江州清水庄の事に付京極六郎多賀兵衛四郎六角大膳大夫等へ將軍の下知を傳ふ。○八月二十四日。基綱、將軍邸の和歌打聞に會す、是日より打聞再興。○九月八日。基綱、將軍邸にて猿樂陪觀。○九月二十五日。永苗首座、飛驒國安國寺へ入寺。

文明十七年

正月十日。基綱、將軍邸へ參賀。○三月一日。基綱、禁中小番結改に依て第六番に入る。○閏三月一日。多賀豊後守、細川九郎政元亭の犬追物に檢見をつとむ。○四月二十二日。基綱、冷泉爲廣か二月二十八日付正三位々記を賜はりしに就て愁訴す。○五月七日。基綱に四月十一日付正三位々記を賜ふ。○六月十五日。前將軍義政、嵯峨三會院にて剃髮し、多賀豊後守門警をつとむ。○六月某日。基綱、

禁中百韻御連歌に參仕。○七月八日。斯波義敏剃髮し嫡子義寛家を嗣て尾張國に居る。按に同家領飛驒國小八賀郷は是より先き朝倉の有に歸せしもの、如し。○七月十九日。多賀兵衛四郎清直、御造作料段錢飛驒國分三千疋を幕府へ納む。○八月二十六日。所司代多賀豊後守、其子息某をして東寺屯集の土一揆を逐拂はしむ。○八月晦日。春桃首座、飛州安國寺坐公文の公帖を受く。○十一月二十八日。飛州白川善俊門徒、美濃郡上郡奈良谷村圓實、本願寺蓮如より本尊裏書を受く。○是歲。白川郷にて内島上野介爲氏、善俊門徒三島將監と戰ふと傳ふ。按に此頃加賀には連年本願寺一揆起れり其波動及へるものならむ。

文明十八年

二月二十一日。京都鎌倉和睦の賀に付、京極六郎高直、多賀兵衛四郎清直、同與一某より將軍へ献物。○三月十六日。基綱、將軍邸十五番歌會に會し左方に列す。○三月二十八日。飛州白川善俊門徒、同國川上庄荻野慶空、同門徒美濃郡上郡馬瀬空專、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の大野郡八日町村秋聲寺祖、益田郡名丸村俗道場祖是なり。○三月某日。基綱、禁中百韻御連歌に參仕。○五月下旬。歌人堯惠法師去年より美濃郡上城主東頼數の許に寓せしか、是月川上庄より入り高原郷を経て立山の麓を過ぎ越中國へ出つ、按に此路は東山北陸の交通上樞要の位置を占め、行旅の往來絶えざりけむ。古しへの布施屋の遺跡と思はる、藤瀬(フセと訓む)は川上庄に、伏方(フセカタと訓む)は高原郷

に今も其村名有り。○六月二十一日。基綱、等持寺の法華八講に參仕。○七月十九日。京極政經父子多賀新左衛門尉、藤堂備前守、今井藏人等を率ゐて出雲より上洛す、按に多賀新左衛門尉は豊後守高忠の子なり、後に豊後守高家といふ。○七月二十九日。基綱、將軍義尙の右大將拜賀に扈從す、また、京極治部少輔經秀は是日隨兵をつとむ。○八月十五日。基綱、禁中御連歌に參仕。○十月二十七日。基綱、飛鳥井亭の朝浚に會す。○八月十七日。多賀兵衛四郎宗直(號大成)、高濤に叛き、高濤三雲に走る。○十月某日。高濤江南より兵を發して兵衛四郎を伐ち、四郎出奔す。○十一月九日。將軍義尙江州草野庄の事に付京極大膳大夫政經、同中務少輔高濤へ下知狀を下す。○十一月十七日。基綱、三條西亭を訪ふ。○十一月二十五日。基綱、いろは文字を頭に置きて百韻連歌を詠す。○十二月二十八日。飛州白川善俊門徒、同國富安郡向小島保善性、同大野郡山田村善慶、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の吉城郡保村憶念寺祖、大野郡山田村淨覺寺祖是なり、按に富安郡は當時吉城郡の別稱なり。○是歲。飛州小島郷五郎兵衛道場を立つ、後の照蓮寺末二本木村西方寺祖是なり。

長享元年丁未(七月二十日改元)

正月十八日。基綱、三條西亭へ一樽を贈る。○四月七日。重利(姓缺く)、新地彦六へ飛州富安郷下地二段宛行ふよし執達す。○五月朔日。多賀兵衛四郎宗直(號大成)、美濃より江州へ亂入す、京極高濤月瀬に防きて之を破り大成自殺す。○七月十日。飛驒小坂村吉田觀音堂の再興人河瀬左衛門尉秀信歿す。

○七月十八日。基綱、改元の仗議に參仕。○八月七日。勝智院將軍二十五回佛事にて義尙鹿苑院へ參詣京極政經門警をつとむ。○九月二日。基綱、その親類の僧德瀉西堂のため、聖福入寺の公帖を請ふ。○九月十二日。將軍義尙、諸大名の兵を率ゐて六角高頼を近江に伐つ、土岐政房、京極政經父子、富樫政親等從ひ、又飛驒人内島又五郎徴に應じて一番衆に加る、按に又五郎は後の上野介雅氏歿。○十一月二十五日。基綱、竹内僧正の句題和歌會に詠進。○閏十一月二十八日。基綱、將軍江州陣中の和歌會に參加す。○十二月下旬。富樫政親、本願寺一揆蜂起に付江州陣を撤して加賀國へ還る。

長享二年

三月二日。基綱、水無瀬御廟奉納の和歌を諸公卿へ勸進す。○四月十七日。姉小路濟繼元服、同日侍從に任せらる。○四月二十五日。幕府奉行人、美濃國大跡郷並葦敷別符船木十五條吉田郷鑄物師屋鞍智郷小築等の事に付、京極政經へ下知を傳ふ。○六月九日。加賀の本願寺一揆等、富樫泰高を推して首將と爲し富樫政親を高尾城に圍み、是日城陥りて闔族自殺す、越前守護朝倉氏景將軍の命を受け援兵を出せども及はず。○八月四日。京極政經、多賀新左衛門尉と共に江州陣より伊勢國へ出奔す、蓋し高濤と戦ひ敗れしならむ。○九月三十日。將軍義尙、飛驒河上庄内神領買地分を、更に白山長瀧寺へ寄附す。○十月某日。基綱、禁中百韻御連歌會に參仕。○十二月七日。基綱、禁中和漢御會に參仕。○是歲。本願寺の徒明心、飛州白川郷にて内島爲氏と戦はんとし、既にして和を講し爲氏の女を娶る。

仍て寺坊を同郷中野村に建つと傳ふ、後の白川照蓮寺是なり。

延徳元年己酉（八月二十一日改元）

正月十三日。基綱、甘露寺亭の月次和歌會に列す。○正月二十六日。基綱、物を禁中へ献す。○二月六日。基綱、禁中和歌御會に參仕。○二月十五日。飛州白川善俊門徒美濃國滿世郷大原村空善、飛驒徳長郷夏舞善性、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の大野郡大原村長林寺同郡夏旣村蓮徳寺祖是なり。○二月二十日。京都にて飛驒笄干を、相國寺蔭涼軒主へ贈るもの有り。○三月七日。基綱、禁中月次御會に參仕。○三月十一日。京都にて飛驒笄干を、蔭涼軒主へ贈るもの有り。○四月九日。故將軍義尙を等持院に葬り、京極政經門警をつとむ。○五月六日。詩僧梅菴萬里、關東より歸途、越中國吉野冢谷を経て飛州高原城下に到り、城主江馬某酒食を餽りて之を餐す、同七日、荒木安國寺に到り、集雲軒に泊し、翌日滯留、九日に江馬某人馬を給して之を送り、途中一宿、十日に國堺龍ヶ峯を越へ美濃郡上郡に出て、舊居鶉沼に還る、萬里は梅花無盡藏の著者なり。○五月十日。基綱、禁中月次御會に參仕。○五月二十七日。基綱、妻を喪ふ。○六月六日。僧某、南禪寺慶雲庵領飛驒國得永名還附の事に付幕府へ訴訟せんす。○六月十八日。飛州白川善俊門徒美濃馬瀬郷和田善慶、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の益田郡黒石村蓮光寺祖是なり。○七月十六日。西條西實隆、基綱へ和歌を贈て其喪を弔ひ基綱和答す。○八月五日。基綱、禁中月次御會に參仕す。○八月九日。基綱、禁中御宴

に參仕。○九月十一日。飛州白川善俊門徒同郷岩瀬村淨法、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の白川中野村光輪寺祖是なり。○十月七日。基綱、禁中和漢御會に參仕。○十一月二十六日。濟繼從五位上に陞叙せらる。○十二月三日。幕府奉行人、南禪寺慶雲庵領飛州得永郷還附の奉書を下す。○十二月十五日。正昇首座、飛州安國寺へ入寺す。○是歲。京極政經、北近江を攻め京極高清、上坂淺見磯野等と之を防ぎて敗走す。

延徳二年

正月十三日。濟繼、左近衛權少將に任せらる。○正月十六日。基綱、禁中御節會に參仕。○二月二十四日。故將軍義政盡七忌佛事に付、京極材宗、新將軍義材の隨兵をつとむ。○四月二十六日。基綱、嘉樂門院三回御忌の法華八講に參仕、同月三十日を以て終る。○五月二十一日。基綱、法華八講の次第を記録して之を白重日記と題し叡覽に供す。○五月二十七日。基綱、自亭に亡妻一回の佛事を修す。○六月三十日。基綱、參議を罷む。○八月七日。將軍義材、京極政經に命じて京極高清を伐しむ。○八月二十三日。義材、近江國守護職を細川政元に給す。○十月二日。智積首座、飛州安國寺へ入寺。○十月二十七日。此頃能登國の本願寺一揆、守護畠山氏を亡さんと謀り、事露はれ首謀者誅せらる。○十二月十九日。義材、京極政經の近江國平定の功を賞す。

延徳三年

正月二十五日。故足利義視を鹿苑院に葬り、京極材宗、將軍に供奉して之に臨む。○二月二十八日。飛州白川善俊門徒美濃郡上郡奈良谷善宗、本願寺蓮如より本尊裏書を受く、後の大野郡檜谷村檜谷寺祖是なり。○三月一日。相國寺南園院より、飛驒國荒木郷の事に付蔭涼軒主へ云々申入る、按に押妨者生したる故ならむ。○四月十七日。義材、大智院へ參詣、京極材宗門警をつとむ。○四月二十六日。基綱、故常徳院義尙第三回追善歌會に參列。○五月二日。基綱に四月十六日付本座宣を賜ふ。○七月二十一日。京都にて飛驒笄干を、蔭涼軒主へ贈るものあり。八月某日。詩僧萬里、美濃國鞠沼春澤寺主と共に、飛州下槽温泉に浴し、温湯聯句の作有り、萬里其序を書し、文中宋人胡仔苕溪漁隱の記を引ていふ、本邦六十餘州、毎州有靈湯、其最者、下野之草津、津陽之有馬、飛州之湯島三處也云々。○八月十日。義材、京極政經に佐々木大惣領を復給す。○八月二十七日。義材、六角高頼を近江に伐ち、京極材宗從軍す。○八月十一日。義材、斯波義寛織田敏定に、朝倉貞景追討の教書を與ふ。○十一月七日。京極材宗、大智院法養に付香資を献す。

明應元年壬子(七月十九日改元)

五月四日。義材、斯波義寛を惣大將と爲し大湖を渡らしむ。○六月六日。基綱、參議に還任す。○十二月十四日。義材、江州より凱旋す、其江州在陣中京極高濑を召見して惣領職を與へ、高濑更に政經父子誅伐の教書を請ひし由の風説行はる。

明應二年

五月六日。濟繼、正五位下に叙せらる。○正月七日。濟繼、禁中御節會に參仕し脂燭を乗る。○二月四日。細川政元代右馬頭入道、將軍を奉養し、京極材宗等相伴。○二月十五日。義材、畠山次郎義豊誅伐のため河内國へ出陣し、畠山政長同尙順以下從軍す。○三月十三日。江馬右衛門大夫重成、飛州高原湯之谷山を今見左衛門五郎に與ふ。○四月二十二日。細川政元京都にて將軍義退を擁立す、義退後に改名義高、又義澄。○閏四月二十二日。赤松政則、京極材宗等、政元に應じて根來衆及紀河兩國の畠山政長勢と堺浦に戦ふ、同二十五日河内正覺寺城陥り、將軍義材捕へられ畠山政長自殺す。○五月十一日。斯波義寛京極材宗等京都に上り新將軍に謁す。○六月十日。富樫泰高、京都に上る、偶ま加賀國を赤松政則に給はる由の訛言有り、泰高脱して本國へ還る。○六月二十八日。前將軍義材、京都の幽囚を脱して越中國放生津に下り、國人椎名某、神保某に頼る、能登守護畠山、加賀守護富樫、越前守護朝倉、越後守護代長尾等相次て來謁す。○九月二十三日。京極高濑、齋藤持是院利國の援兵を請ひ、美濃より北近江へ出陣し其所領を回復す。○九月某日。前將軍義材の近臣、伊勢下總守貞仍、三井寺の僧印秀と共に、伊勢國より尾張美濃飛驒を経て越中國に赴く。○十二月十四日。基綱に正月六日付從二位々記を賜ふ。

明應三年

正月十六日。基綱、濟繼、禁中御節會に參仕す。正月十八日。飛州白川善俊門徒同郷荻町村某、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡小白川村蓮光寺祖是なり。○正月二十六日。基綱禁中月次御會に參仕す。○二月二十六日。濟繼、嘉樂門院第七回御忌の法華八講に參仕す。○五月二十八日。飛州白川善俊門徒川上郷下本村善永、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡下本村滿成寺祖是なり。○八月二十三日。攝津國水無瀬御廟へ神號を奉らるゝに付、權中納言教國宣命使、左少將濟繼同次官として參向す。○九月十八日。飛州白川照蓮寺門徒了敬、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の益田郡尾崎村永養寺祖是なり、按に照蓮寺號之を始見とす。○十二月二十八日。美濃國馬瀬本郷圓乘、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の照蓮寺末益田郡數河村桂林寺祖是なり。

明應四年

正月五日。濟繼、從四位下に叙せらる。○三月十六日。基綱、禁中北野法樂御連歌に參仕す。○五月二十三日。基綱、禁中御連歌に參仕。○六月六日。美濃國齋藤丹波守利光、その主齋藤利國に背き、戰敗れて江州に走り六角氏に頼り、京極高清朝倉氏の援兵を請ひて之を伐つ。○七月二日。基綱、禁中へ鮎を献す、按に飛驒神通川の産なり。○七月四日。京師災あり、姉小路亭類焼す。○八月十九日。基綱、禁中へ笋干を献す、按に飛驒の産なり。○九月二十九日。基綱、禁中聯句御會に參仕す。○十一月二十二日。基綱、禁中水無瀬宮法樂御百首の和歌詠進。○十一月二十八日。飛州白川善俊門徒徳

永郷小鳥教誓、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡上小鳥村弘誓寺祖是なり。○十二月十二日。基綱、禁中の長門國一宮住吉社御法樂和歌を詠進。

明應五年

正月十五日。濟繼、左近衛權中將に任せらる。○正月廿五日。基綱、禁中御連歌に參仕。○五月三十日。石丸利光、六角氏の援兵を得て美濃へ亂入し、城田城に據る、齋藤利國朝倉氏の援兵を請ひて之を攻め、是日利光以下悉く自殺す。○六月二十七日。京都姉小路亭へ強盜亂入し、死者有り。○九月九日。基綱、三條西實隆の病を訪ふ。○十二月七日。齋藤利國、六角氏が石丸利光を援けたるを恨み江州へ出兵し京極高濤之に加勢す、是日蒲生郡日野にて利國父子敗死し、高濤遁れて海津に隠るゝこと以後四箇年といふ。

○十二月二十九日。飛州白川善俊門徒羽根村願誓、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡羽根村願徳寺祖是なり。

明應六年

正月二十五日。基綱、禁中月次御連歌に參仕。○三月某日。基綱、若草山乃記を寫し奥書を加ふ。○四月三日。美濃守護土岐成頼卒去、瑞龍寺と號す、先是政房繼ぐ。○八月二十日。飛州白川善俊門徒美濃國氣良庄西方野口了善、本願寺實如より本尊裏書を受く、後に飛驒大野郡三枝上切村へ移住して

隨緣寺祖となる。

明應七年

二月十五日。本願寺實如、飛州白川照蓮寺安置の木佛本尊に裏書を與ふ。○二月十五日。飛州白川照蓮寺門徒美濃郡上郡乗空、本願寺實如より本尊裏書を受く、後に飛驒大野郡石浦村へ移住して速入寺祖となる。○二月十八日。濟繼、從四位上に叙せらる。○三月二日。基綱、禁中へ物を献す。○四月十三日。飛州白川照蓮寺門徒徳永郷有惣正了、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡有巢村惠林寺祖是なり。○六月三日。基綱、三條西實隆に請ひて春日社法樂の和歌各五十首を詠す。○六月六日。基綱、醫師上池院を召具して大阪に本願寺蓮如の病を訪ふ。○七月十八日。基綱、濟繼、禁中御連歌に參仕。○九月十一日。基綱、三條西實隆の瑞夢に就て謝狀を贈る。○十月二十八日。基綱、禁中庚申御連歌に參仕。○十二月五日。基綱、三條西實隆に請ひて瑞夢報賽のため、春日若宮法樂の和歌各五十首を詠す。

明應八年

正月六日。飛州白川善俊門徒白川モリモ村淨西、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡白川長瀬村淨樂寺祖是なり。○正月十七日。飛驒にて牛丸左京助死す。○二月二日。濟繼、明後日飛驒へ下向せんとするを以て、三條西亭を訪ひ告別す（歸洛月日の記録未見）。○二月十一日。基綱、三條西亭

を訪ふ。○三月二十五日。基綱、大坂本願寺を訪ふ、是日蓮如示寂。○七月十八日。京極高清、兵を起し江北諸郡を回復す。○八月十二日。飛州高原永昌寺中興鳳宿遷化す。○八月二十八日。飛州廣瀬某寺の僧行範慶薫遷化す。○十一月二十一日。前將軍義材、北陸諸州の兵を率ひて江州坂本に至り、是日細川政元の軍と戦ひて敗れ周防へ走る。○十二月二日。基綱、知行分不熟、貢米入らざるに依て近日在國せんとす。天皇御扇竝御製を賜ひて餞し給ふ。○十二月下旬。基綱、老母並兒女子を召具して、臘底の寒中路次に二十日計を費し、飛驒古河へ到着す。

明應九年

五月三日。前將軍義種、出雲在國の京極大膳大夫政經に書を與へ大内義興と申合せ興復を圖らしむ、又六月十七日同事に付再び書を與ふ。○八月十六日。濟繼、名目鈔を寫し奥書を加ふ。○十一月二十三日。右衛門督秀經、左中將濟繼、天皇（後土御門）御大葬に付喪服を賜ひ、中陰佛事間、伏見般舟院に參仕の命を受く。○是歲。基綱、飛州にて母を喪ひ、某寺（清峯寺歟）に葬る。○是歲。美濃畑佐村の慶善、奥住村の善正、飛州白川照蓮寺門徒となる、後の畑佐西光寺祖、奥住蓮淨寺祖是なり。○明應の頃。飛州高原和佐保銀山を開くと傳ふ。

文龜元年辛酉（二月二十九日改元）

三月八日。飛州照蓮寺門徒新淵村道悦、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の新淵法藏寺祖是なり。

○四月八日。越中氷見法華宗寶徳寺開山日英遷化す、日英は凡海内に四十個寺を建立したる大徳なり俗姓は飛州鹽屋筑前守の子にて、墳墓同州海老崎にありと傳ふ、按に鹽屋は佐々木氏族鹽治と同からずしてシホヤなり、隣國にては澁谷或は白谷と愆り傳ふ、其先は鹽を販賣する肆長なる可し、越中鹽輸入の口に小島郷鹽屋村、越後鹽の輸入口に小八賀郷鹽屋村あり、國內販賣店の跡は三佛寺城下に近く大八賀郷鹽屋村存し、又美濃地方の輸入口川上郷三日町に字鹽谷の名残りあり。○五月四日。濟繼、其妹濟子を伴ふて上洛(濟繼下國月日の記録未見)○六月三日。近江京極家臣淺井三田村等、上坂治部と協はずして今濱に戰ふ。○六月十七日。京極材宗、美濃揖妻より江州へ亂入し今濱を攻む、高濑、六角氏の援兵を得て之を撃退す。○六月十七日。姉小路濟子、禁中へ初參、後に宮内卿勾當内侍といふは此人なり。○十月某日。濟繼、正四位下に叙せらる。○十一月五日。基綱、飛州より三條西實隆へ書を贈りて百首和歌批點の事を謝し、兼約により位山笏木を贈進し、又納言勅許は上洛奉公の上といふ内旨に對して、窮乏京住に堪ざる實情を陳す。○十一月二十九日。中御門宣胤、書を基綱へ送り母の喪を弔ふ。○十二月十五日。飛州照蓮寺門徒美濃國馬瀬川上村明心、本願寺實如より本尊裏書を受く、後に大野郡山之口村に移り慈雲寺祖となる。○是歲。飛州照蓮寺門徒大野郡川上郷三ツ谷村道了道場を立つ後の三ツ谷一念寺祖是なり。

文龜二年

正月十日。濟繼、將軍義澄邸へ參賀す。○正月二十五日。濟繼、禁中月次御連歌に參仕。○二月五日。濟繼、二樂院の春日社法樂歌會に列す。○二月十七日。濟繼、某所の春日社法樂詩歌會に參會。○二月十九日。飛州照蓮寺門徒黒谷村淨念、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡黒谷村淨念寺祖是なり。○三月十二日。濟繼、禁中御歌會に參仕。○四月二日。飛州照蓮寺門徒大野郡中野村了西、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の阿多野青屋村常照寺祖是なり。○四月七日。濟繼、三條西亭を訪ふ。○四月十八日。飛州照蓮寺門徒六馬屋村幻西、三尾郷村西善、木谷村了道、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡六厩村了宗寺祖、三尾河村西願寺祖、山田村福成寺祖是なり。○五月十七日。濟繼、禁中月次御歌會御題の通報を受く。○七月八日。基綱、參議を辭す。○七月晦日。自然齋宗祇相州に客死す、其遊歴中飛驒山梨村に於て詠せし發句世に傳はる。○八月十五日。濟繼、禁中御歌會に參仕。○九月十八日。濟繼、後土御門院三回聖忌御懺法講に參仕す。○二月十八日。飛州照蓮寺門徒美濃國氣良庄正法寺村淨善、本願寺實如より本尊裏書を受く。

文龜三年

三月十日。某所地藏堂の鰐口を鑄る、後年益田郡馬瀬郷惣島八幡社に傳來。○四月一日。越前守護朝倉貞景、その族敦賀郡司景豊を滅し、太郎左衛門尉教景を以て敦賀郡司となす。○六月二十日。飛州照蓮寺門徒鳩谷村勝歎、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡鳩谷村法蓮寺祖是なり。○七月

二十八日。加州若松本泉寺門徒飛州白川郷明道、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡加須良村・蓮受寺祖是なり。(若松本泉寺は加州三山の一にて蓮如の子蓮悟兼縁住持の寺なり)。○是歲。飛州照蓮寺門徒益田郡上村知元、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の萩原町村妙覺寺祖是なり。

永正元年甲子(二月晦改元)

正月十日。濟繼、將軍義澄邸へ參賀。○正月十九日。濟繼、禁中御歌會に參仕。○二月二日。基綱、去年九月十一日飛州より發したる書狀竝干鮎、京都中御門亭へ達す。○二月二十五日。濟繼、禁中の北野法樂御連歌會に參仕。○是春。基綱、飛州小島に天滿宮再興のよし傳へらる。○閏三月十六日。基綱、病氣危急の報京都に達し、三條西實隆執奏して是日權中納言に任せらる、遠祖通任以來一流の納言に至ること中絶十餘代なり。○閏三月十七日。濟繼、父卿の病氣を聞き藥物を國へ送下す。○四月三日。姉小路家の青侍、京都に上り基綱の病狀を報じて曰く、小便不通、腫氣出來云々。○四月十六日。濟繼、父卿病氣に付醫師を國へ遣はす。○四月二十三日。某綱、飛州古河郷にて薨去、年六十四、法名華岳常心、香林院と號す。○四月二十四日。基綱、遺骸を飛州某寺(清峯寺歟)に埋葬す。○五月三日。濟繼、自亭にて父卿の中陰佛事を修す。○六月五日。中御門宣胤、姉小路亭を弔問す。○七月十七日。濟繼、中御門亭を訪ひて弔問の事を謝す。○八月八日。飛州の音信、姉小路亭に達す曰く、國無爲云々。○八月十五日。濟繼、禁中明月御歌會に參仕。○八月十六日。朝倉彈正忠元景、

故景豐の仇を報せんとして美濃飛驒加賀を経て越前坪江郷へ亂入し、是日貞景と戦ひ、尋て九月十三日再戦、皆敗れ能登國へ走り、翌年同地にて死す。○是歲。飛州照蓮寺門徒椿原村西圓、池本村西唯道場を立つ、後の大野郡椿原村齋入寺祖、同郡池本村西正寺祖是なり。

永正二年

正月十九日。濟繼、禁中御歌會始に參仕。○正月某日。濟繼、自亭に歌會を催ふす。○四月二十三日。冷泉政爲、故基綱一回追悼のため名號和歌を詠す。○七月五日。飛驒國司向熙綱、敵時熙のため夜襲せられ自殺す。○七月十七日。濟繼の妻、女子を産む。○九月十九日。三條西實隆、故基綱の事を夢む。○九月二十七日。飛州安國寺經藏の本尊彫造成り、是日供養を行ふ。○十二月二十八日。將軍義澄管領政元、飛州姉小路千夜又丸に父熙綱の本領を安堵せしめ、且諸方大名へ内書を下して合力せしむ。○是冬。京極村宗、六角氏の援兵を得て江北へ亂入し、高濑、齋藤氏の援を乞ひ之を破り、尋て日光寺にて講和會盟成る。○是歲。本願寺宗越中本教寺門徒飛州白川郷淨了道場を立つ、後の大野郡飯島村教勝寺祖是なり。○是歲。本願寺宗飛州小島郷法覺寺を越中婦負郡へ移す、後の富崎村本覺寺是なりと傳ふ。

永正三年

正月十日。濟繼、將軍義澄邸へ參賀。○正月十四日。飛州照蓮寺門徒美濃馬瀬郷奈良谷善園、本願寺

實如より本尊裏書を受く、後に飛州阿多野郷に移住し西洞村法正寺祖となる。○正月十九日。濟繼、禁中御歌會始に參仕す。○二月十日。濟繼、禁中和漢御會に參仕、○二月十八日、山科本願寺家宰下間頼玄、同頼慶、飛驒國人内島某の歸國に托して書を飛州照蓮寺、越中安養寺へ下し、越前勢近日加賀亂入の間あるを以て其備をなさしむ、是に於て加賀越中の本願寺門徒等、其侵奪する所の地を本主へ還さん事を請ひ、幕府之を許す。○二月二十五日。濟繼、禁中の北野法樂御歌會に參仕。○三月十日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○四月二十三日。濟繼、自亭に父卿三回の佛事を修す。○五月十日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○六月十日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○六月二十五日。濟繼、禁中北野法樂御歌會に參仕。○七月十三日。越前國に本願寺一揆起る、朝倉貞景討て之を平げ餘衆を國外へ逐ふ。○七月二十四日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○八月二日。加賀越中能登の本願寺一揆、大學して越前へ亂入し、朝倉教景入道宗滴等討て之を退く。○八月十日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○八月十九日。飛州聞名寺門徒西了、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡角川村專勝寺祖是なり。○九月十九日。越後守護代長尾能景、遊佐某神保某を援けん爲め越中國へ出馬是日本願寺一揆と戦ひ敗死す、法名高岳正統。○九月二十八日。濟繼、後土御門院七回聖忌に付伏見般舟院へ參向。○十月十日。加賀の本願寺一揆、越前豊原寺を襲ふ、朝倉土佐守、寺僧明王院と共に討て之を退く。○十月十一日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○十月十三日。濟繼、飛驒

國へ下向す。○是歲、新内侍濟子、勸修寺縁起を寫す。

永正四年

正月二日。濟繼、去年飛州より發したる書狀竝料紙干帖等、京都三條西亭、中御門亭へ達す。○二月十四日。飛州一宮某の母月童子圓歿す。○三月三日。濟繼留主亭より禁中へ鬮鶏を献す。○八月七日。越後の長尾六郎爲景、守護上杉房能を弑し上杉定實を推して守護と爲す。○八月二十八日。越前逃散の本願寺門末和田超勝寺、加賀石川郡の人玄任等、越前帝釋堂口へ亂入し、朝倉勢之を擊破して玄任を殺す、斯くて朝倉氏は本願寺門徒の領内通行を禁遏すること以後十餘年に及び、加能越州門徒の山科本願寺へ往來するもの、陸路に依るときは是より専ら飛驒白川郷より美濃郡上郡へ出たるが如し。○是秋。濟繼、飛驒の細江の紅葉を賞觀したるよし傳へらる。

永正五年

正月一日。濟繼、飛州よりは日歸洛し、紙二束を甘露寺亭へ贈る。○正月六日。濟繼に去年四月十七日付從三位の位記を賜はる。○正月十九日。濟繼、禁中御歌會始に參仕す。○二月一日。濟繼、三條西亭を訪ふ。○二月十日。濟繼、禁中月次和漢御會に參仕。○二月二十三日。義澄、前將軍義植の入洛を防がんため、書を土岐美濃守、京極中務少輔等諸大名へ下して兵を徵す。○二月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○三月四日。濟繼、位山の樸木を關白尙經へ献す。○三月某日。濟繼、禁中御

三首に和歌詠進。○四月五日。濟繼、自亭に蹴鞠連歌等を催ふ。○四月三十日。濟繼、禁中和漢月次御會に參仕。○四月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○五月二十二日。濟繼、禁中和漢月次御會に參仕。○六月某日。濟繼、禁中御百首へ和歌詠進。○七月五日。濟繼、新將軍義植邸へ參賀す、義植入洛して今月一日將軍に還任したるに依る。○八月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十月二十五日。京極大膳大夫政經入道宗濟、孫吉童子へ佐々木惣領職、出雲隱岐飛驒三箇國守護職及び諸國諸所領を讓與し、券書を尼子民部少輔、多賀伊豆守兩人へ托す、尋て政經出雲國安國寺にて卒去し、栖雲寺と號す。○十月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十一月某日。濟繼、禁中御三首に和歌詠進。○十二月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。

永正六年

正月二十七日。濟繼、參議に任せらる。○七月二十八日。關東管領上杉顯定父子越後國へ出馬して長尾爲景、高梨政頼を伐つ、爲景戰敗れ守護定實を奉じて越中國へ走る。○八月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○九月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十二月二十日。濟繼、禁中御日竝結題和歌の人数に加へられ九月九日より是日に至て終る。○十月六日。越後守護上杉定實、越中國より築地修理亮へ牒して來年越中能登飛驒信濃の兵を發して入國すべき由を告ぐ、此時陸奥の伊達氏、相摸の北條氏も定實と應援することを約す。

永正七年

正月十九日。濟繼、禁中和歌御會始に參仕。○正月二十五日。濟繼、禁中詩御會始に參仕。○二月二十三日。將軍義植、近江の佐々木五郎、黒田、尼子、岩山、鏡、高橋、多賀四郎右衛門、多賀豊後入道、若宮、河瀬、市村、藤堂、上坂治部入道等へ書を下して、足利義澄を伐しむ。○四月十五日。濟繼、其甥小島時親を伴ひて内大臣實隆を訪ふ、先是實隆、故基綱七回追善のため同人故狀を翻して法華經勸發品を寫し、是日濟繼に與ふ。○四月十七日。飛驒國人從四位下時秀の息時親、母は故基綱女なり、是日從五位下に叙せられ、尋て侍從に任せらる。○四月十八日。小島時親參内、議定所に於て拜謁を賜ふ、時に年十五。○四月十八日。濟繼の息濟俊、髮會木を行ふ時に年五。○四月二十三日。冷泉政爲、播州細河庄の僑居に故基綱七回追悼の和歌を詠す。○四月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○五月十三日。小島時親、將軍義植邸へ伺候し、途中三條西實隆を訪ふ。○五月二十四日某より新地四郎左衛門家治に名字折紙を授く。○五月二十五日。長尾爲景、先是越中國より航して越後國寺泊に上陸す、飛州江馬某、其被官河上繼殿助久能を遣して懇志を致さしむ、其後長尾家人庄田内匠助より重て音信を通じ、是日久能、庄田へ返書を送る。○六月十二日。上杉憲房、越後國椎谷に長尾爲景と戦ひて敗走し、同二十日上杉顯定、同國長森原に高梨政頼と戦ひて戦死す。○八月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○九月某日。濟繼、禁中御三首に和歌詠進。○十月某日。濟繼、禁中御百首

に和歌詠進。○十一月某日。濟繼、禁中御三首に和歌詠進。○十二月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○是冬。飛驒國雪降らす。

永正八年

正月十二日。濟繼、甘露寺亭の朝凜に會す。○正月十七日。濟繼、三條西亭へ參賀。○二月二十五日。濟繼、禁中の北野法樂御連歌に參仕。○二月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○四月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○六月四日。飛州照蓮寺門徒善正、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大野郡宮村往還寺祖是なり。○六月二十五日。濟繼、御歌會に參仕。○六月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十一月二十九日。濟繼、先是飛州へ下向し、是日歸洛す（下國月日の記録未見）○十二月二日。濟繼、三條西亭に綿一把、紙一束を贈る、按に飛驒の産なり。

永正九年

正月七日。濟繼、正三位に叙せらる。○正月二十五日。濟繼、禁中詩御會始に參仕。○二月二日。濟繼、先是入子鉢十個を三條西亭へ贈る、實隆之に漆髹せしめて是日客饗に用ふ、按に飛驒木地師の所製なり。○二月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○三月二十八日。濟繼、自亭に詩歌會を催ふ。○四月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○閏四月十六日。宮内卿掌侍濟子、水鏡を寫す。○五月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○七月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○八月某日。濟繼

禁中御三首に和歌詠進。○九月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十日某日。濟繼、禁中御三首に和歌詠進。○十一月二十二日。姉小路濟俊、從五位下に叙せらる。○十一月某日。濟繼、禁中御百首に和歌詠進。○十二月二日。前權中納言田向重治の子重繼、從五位下に叙せらる。重繼實は濟繼の二男なり。○是歲。飛驒の禪僧喜州玄欣、武藏國龍ヶ谷龍穩寺住職となる、喜州俗姓橘氏、先是武藏青松寺雲岡に參禪允可を得て能州本山總持寺へ出世せしが、後雲岡に嗣ぎて貝塚青松寺に住し、是に至て更に龍穩寺へ移れり、寺は太田持資入道道灌開基の地といふ。

永正十年

正月二十一日。濟繼、禁中歌御會始に參仕。○正月二十五日。濟繼、禁中詩御會始に參仕。○二月某日。濟繼、禁中御百首會和歌詠進。○三月二十一日。濟繼、甘露寺亭の朝凜に會す。○三月二十五日。濟繼、禁中の北野法樂御連歌に參仕。○三月某日。濟繼、禁中御三首會和歌詠進。○四月八日。濟繼、甘露寺亭の連歌會に列す。○四月某日。濟繼、禁中御百首會和歌詠進。○五月某日。濟繼、禁中御三首會和歌詠進。○五月二十七日。濟繼、自亭に佛事を修す。○六月二十七日。飛州小島時親從五位上に叙せらる。○六月某日。濟繼、禁中御百首會和歌詠進。○七月某日。濟繼、禁中御三首會和歌詠進。○八月十五日。飛州江馬某の母、安棲慶穩大姉歿す。○十月十日。濟繼、禁中和漢月次御會に參仕。○十月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○十一月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○是歲。飛州照蓮

寺門徒三川村與惣左衛門道場を立つ、後の吉城郡三川村南春寺祖是なり。

永正十一年

正月十九日。濟繼、禁中歌御會始に參仕。○正月二十日。濟繼、奏慶。○正月二十一日。濟繼、自亭に朝饗を儲け諸卿を招く。○二月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○三月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○四月十日。飛州益田郡萩原上村に、内記新七郎と云者諏訪社並別當大覺寺を立つと傳ふ。○四月十日。濟繼、禁中連歌御會に參仕。○四月十九日。濟繼、禁中和歌御會參仕。○四月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○五月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○六月七日。京極中務少輔高清入道宗意將軍義植へ献物。○六月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○七月五日。濟繼、親信僧權律師圓俊を法印に任せんことを請ふ。○七月二十日。濟繼、贈皇太后御忌に付伏見般舟院へ勅使として參向。○七月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○八月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○九月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○十月晦日。飛州荒木郷三日町十王堂の鐘を鑄る、此鐘後に大野郡七日町村國分寺へ移され、更に改鑄せらる。○十月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○十一月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○十一月某日。飛州聞名寺門徒打江村海具江洞正祐、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡古川町正覺寺祖是なり。(正覺寺後に圓光寺と改む)○十二月五日。飛州照蓮寺門徒奈良谷善宗下、徳長郷中野淨善、本願寺實如より本尊裏書を受く。後に大野郡冬頭村に移りて東等寺祖となる。

○十二月二十五日。濟繼、勸修寺亭の夕飯に會す。

永正十二年

正月十九日。濟繼、禁中御歌會始參仕。○二月二十四日。濟繼、藤原尹房の任大納言拜賀に扈從をつとむ。○二月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○閏二月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○三月二十八日。飛州照蓮寺門徒飯島村宗周、本願寺實如より本尊裏書を受く、後に阿多野郷黒川村へ移りて西教寺祖となる。○三月三十日。濟繼、參議を罷む。○三月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○四月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○五月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○七月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○八月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○九月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○十月二日。飛州聞名寺門徒向小島舟原村道珍、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡舟原村圓照寺祖是なり。○十月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○十月某日。飛州照蓮寺門徒月瀬了正、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡月ヶ瀬村善教寺祖是なり。○十一月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○十二月三十日。濟繼、侍從に任せらる。○十二月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○是歲。飛州照蓮寺門徒休圓道場を立つ、後の白川尾神村稱名寺祖是なり。

永正十三年

正月十七日。濟繼、禁中御歌會始に詠進。○正月二十一日。濟繼、自亭に嫡男濟繼元服の賀を行ふ。

○二月二日。飛州三木修理亮重頼歿す、法號前匠作稠山春公、その子右兵衛尉直頼嗣ぐ。○二月某日
濟繼、禁中御百首會 准。○三月二十七日。飛州小島時親、從五位上に叙し、左近衛少將に任せらる
○三月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○四月某日。濟繼。禁中御百首會詠進。○五月某日。濟繼、
禁中御三首會詠進。○六月十日。京極高清入道宗意、將軍へ献物。七月六日。同献物。○六月某日。
濟繼、禁中御百首會詠進。○七月二十八日。飛州聞名寺門徒古川郷在家了善、本願寺實如より本尊裡
書を受く、後の吉城郡高野村一向寺祖是なり。○七月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○八月某日。
濟繼、禁中御百首會詠進。○九月九日。越後長尾爲景。越中國へ出馬し敵兵を撃破す、先是同國にて
畠山尾張守尙順（政長子）の部下と、畠山上總介義英（義就孫）の部下と戦ひ、義英黨敗れて越後飛
驒能登加賀等へ逃散せるもの、頻に爲景の援助を請へるに依てなり。○九月某日。濟繼、禁中御三首
會詠進。○十月某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○十一月某日。濟繼、禁中御三首會詠進。○十二月
某日。濟繼、禁中御百首會詠進。○是歲。飛州照蓮寺門徒某道場を立つ、後の大野郡平瀬村常德寺祖
是なり。

永正十四年

正月十三日。濟繼、甘露寺亭の朝餐に會す。○正月十四日。濟繼を參議に還任の上踏歌節會に出仕せ
しむるの可否に付御内議有り、一眼（右）旨するの故を以て遂に勅許無し。○正月十九日。濟繼、禁

中歌御會始に參仕。○二月八日。濟繼、近日飛驒國へ下らんとす、諸卿來餞。○二月十四日。濟繼、
京都を發す、按に飛州に兵亂起るに依てなり。○閏十月十九日。濟繼の消息京都に達す、曰く國儀江
馬没落、屬理運云々。○十二月二十九日。濟繼、禁中小番缺勤に付鷲尾隆康代參。

永正十五年

二月十九日。濟繼、禁中小番缺勤に付鷲見隆康代參。○三月五日。越中富崎本覺寺門徒袈裟丸村敬西
本願寺實如より本尊裏書を受く、後の吉城郡袈裟丸村淨永寺祖是なり。○三月某日。飛州照蓮寺門徒
奈良谷善宗下、山口郷平塚了善、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の大八賀山口村了心寺祖是なり
○三月十三日。濟繼、飛州にて京都の中御門宣胤に寄する消息を作る、曰く國之儀先靜謐分候、可御
心安候、上洛事期來秋候云々。○四月一日。禁中小番結改にて濟繼第十番へ加らる。○四月十八日。
宣胤、姉小路留主亭へ食樓を贈る。○五月三十日。前參議正三位姉小路濟繼、飛州古河にて薨去、年
四十九、法名常濟（院號未見）○六月四日。濟繼の遺骸を某所に葬る。○六月二十一日。禁中小番結
改にて濟俊を第一番へ加らる。○八月十日。美濃土岐政房の老臣齋藤新四郎、政房の子次郎を擁して
越前へ走る。○十月十四日。照蓮寺門徒飛州大野郡德永郷小鳥空道、本願寺實如より本尊裏書を受く
○十二月十三日。濟俊、從五位上に叙せらる時に年十三。

永正十六年

正月十日。濟俊、將軍義植邸へ參賀。○二月二十一日。濟俊亭の庭梅盛開に付き諸卿來て觀梅宴を張り、内侍濟子も來り會す。○四月二日。濟俊、朝餐を儲けて諸卿を招く。○四日五日。義植、伊勢貞陸を越前へ下して朝倉孝景を諭して加州本願寺門徒の領内通行を許さしむ、先是通行禁遏十餘年なり。○五月四日。三條西實隆、故濟繼一回追善のため諸公卿の和歌を勸進す。六月十六日。美濃守護土岐政房卒去、年五十三、承隆寺と號す、先是次郎賴藝越前より歸て家督を繼ぐ。○七月二十五日。飛州照蓮寺門徒善宗下、益田郡中志美願了、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の益田郡四美村順乘寺祖是なり。○十月一日。濟俊、朝餐を儲け諸卿を招く。○十月十六日。飛州小鷹利宗熙、從五位下に叙せらる、幼名は千夜又丸。○十二月二十一日。長尾爲景、畠山尙順入道ト山の請に依て越中國へ出馬し、是日新川郡新庄に敵を破り、翌二十二日進で射水郡多胡に至る、按に爲景今度は畠山義英の部下を攻撃せるなり。

永正十七年

二月六日。義植、京極中務入道宗意の兵を徵す、先是細川澄元四國より攝津に出て、細川高國往て之を伐てども勝たず、京都驚擾し匪徒横行するを以てなり。○二月九日。濟俊、朝餐を儲けて諸卿を招く。○四月三日。越中國にて畠山義英部下、兵を起して射水郡二上山の砦を攻め、畠山尙順の部下援を長尾爲景に請ふ。○四月二十三日。濟俊、自亭に故基綱十七回の佛事を修す。○五月二十九日。濟

俊、自亭に故濟繼三回の佛事を修す。○六月二日。濟俊、朝餐を儲け、今度在國上洛之者を饗す。○閏六月九日。濟俊、自亭に連歌會を催ふす。○七月二十八日。濟俊、自亭に連歌會を催ふす。○八月二十日。濟俊亭、連歌會。○九月二十二日。濟俊、朝餐を儲け被官人を饗す。○十月二十日。濟俊亭、酒宴。○永正年中。高山外記、飛州大野郡多賀山の天神山城を築くと傳ふ。按に外記は守護代多賀氏流なる可し。○永正年中。三木右兵衛尉直頼、飛州益田郡萩原に櫻洞城を築き、同郡上呂郷、大野郡阿多野郷、美濃國馬瀬郷を攻略し、井戸周防守、今井對馬守、東藤相摸守等を降すと傳ふ。

大永元年辛己(八月二十三日改元)

正月十三日。濟俊、朝餐を儲け諸卿を招く。○二月九日。飛州照蓮寺門徒椿原空西、本願寺實如より本尊裡書を受く、後に大野郡有道村に移り常光寺祖となる。○二月某日。越後守護代長尾爲景無碍光衆を國外に逐ひ其宗旨を嚴禁す、無碍光衆は本願寺衆に同し。○三月三日。飛州一宮神主民部少輔政治、所々を勸進して同社を修葺す。○四月某日。濟俊、朝餐を儲け諸卿を招く。○五月二十二日。濟俊、自亭に月次連歌會を開く、○六月十六日。濟俊亭、嘉定。○七月十七日。濟俊、朝餐を儲け諸卿を招く。○七月某日。飛州一宮修葺成る。資金の寄附人二十貫文江馬左馬助時經(高原城主)五貫文三佛寺万春後室妙泉(三佛寺城主)、八木五俵一宮少納言(一宮城主)、及び渚南の兵衛、久々野田中の左衛門太郎等也。○八月晦日。山科本願寺家宰下間連應、飛州照蓮寺門徒中並内島氏へ志納の謝狀を

出す。○九月二十二日。濟俊、自亭に月次連歌會を開く。○十月二十日。濟俊亭、月次連歌會。○十一月十二日。濟俊亭庚申。○十一月二十六日。田向重繼、侍從に任せらる。○十一月晦日。山科本願寺家宰下間蓮應、飛州照蓮寺門徒中並内島氏へ報恩講志納の謝状を出す。○十二月二日。濟俊、朝餐を儲け、飛驒國より上洛の青侍を饗す。○十二月十日。飛州照蓮寺前住明心、本願寺實如より本尊禮書を受く、此時現住了教は山科に在番。○十二月十四日。濟俊、左近衛少將に任せらる。○十二月十八日。飛州照蓮門徒明覺、本願寺實如より本尊裏書を受く、後の益田郡立岩村寶蓮寺祖是なり。○是冬。飛驒國雪降らす、暖春季の如し、此頃國內錯亂し、白山長瀧寺の大衆、三木右兵衛尉直頼合力の爲め河上庄新宮社に籠り、直頼は三佛寺城に據る、按に三木氏は至て多賀家に代り飛驒國守護の實權を握るに至りしもの如し。○是歲。飛州聞名寺門徒小坂空正道場を立つ、後の益田郡小坂卿落合賢誓寺祖是なり。

大永二年

正月一日。濟俊、禁中元日節會に參仕。○正月五日。濟俊、正五位下に叙せらる。○正月十九日。濟俊、内侍所御神樂に參仕。○二月二日。濟俊亭、連歌會。○三月五日。濟俊、諸卿と共に天竺彌六の猿樂を観る。○三月十四日。田向重繼、從五位上に叙せらる。○三月二十九日。縣召除目再興、濟俊を美濃權介に任せらる。○四月二日。濟俊亭、月次連歌會。○五月十四日。右馬允直虎、飛州大八賀

郷東光寺領及喜見菴を、忠節之賞として東光寺さか見に宛行ふ、按に東光寺々跡は大八賀郷漆垣内村にあり。○五月十九日。濟俊亭、月次連歌會。○六月二十七日。將軍義晴、京極中務少輔高清入道宗意の亭に臨み祇園會を観る。○六月二日。濟俊、朝餐を儲け被官人を饗す。○七月十三日。飛州江馬家中、中務丞富信といふ者、吉田宮わき田地二段、かどのした畠一所、下野畠一所、すこ六より年貢一貫文、吉野畠一所、荒木より年貢一貫文、居屋敷一所等を安次郎へ譲與す。○七月十六日。濟俊亭庚申。○九月二十日。濟俊亭、月次連歌會。○十月十二日。參議中院通胤奏慶に付、姉小路亭より出門參内す。彼亭狭小なるに依るといふ、通胤は故濟繼の女婿なり。○十月十八日。濟俊亭、月次連歌會。○十二月十五日。濟俊、自亭に田樂を催ふす。○十二月十七日。濟俊亭、月次連歌會。

大永三年

正月一日。濟俊、禁中元日節會に參仕。○正月十六日。濟俊、内侍所御神樂に參仕。○正月十九日。濟俊、禁中歌御會始に召加へらる蓋し殊遇なり。○二月十一日。濟俊、朝餐を儲け諸卿を招く。○三月九日。近江京極家中鬭争し、京極高清入道、上坂治部を助くるに依て、淺井、三田村、堀、今井の諸人高清に背き、高清水原五郎と共に尾張國へ走る。○三月三十日。濟俊、禁中御百首會に參仕。○閏三月十七日。濟俊、禁中御猿樂に參仕。○閏三月三十一日。濟俊、朝餐を儲け、今度上洛の被官人を饗す。○四月二十九日。濟俊亭、月次連歌會。○五月二十日。濟俊亭、月次連歌會。○六月一日。

濟俊朝餐を儲け、今度上洛の被官人を饗す。○六月十三日。濟俊、廣橋高倉兩卿と共に青蓮院門跡尊鎮法親王を伏見へ出迎ふ。○六月二十日。濟俊亭、月次連歌會。○八月三日。飛州照蓮寺門徒上檜郷舳腹西了、同門徒上檜郷小坂善空、本願寺實如より本尊裡書を受く、西了は後の益田郡上呂村光雲寺祖是なり、善空は大野郡寺河戸村に移りて遊淨寺祖となる。○八月三日。濟俊、春日社參詣。○九月十八日。飛州高原圓城寺住持清蘭寂す、按に此寺の開山なり、開基檀越は江馬氏なりといふ。(此寺後に船津町に移りて曹洞宗に屬しまた遺跡殿村には更に同名寺を立て、臨濟宗となる)。○九月二十六日。濟俊、嘉例綿を三條西亭へ贈り、添狀は掌侍濟子之を書す。○是歲。飛州照蓮寺門徒川上庄山田村某道場を立つ、後の大野郡山田村福成寺祖是なり。

大永四年

正月四日。濟俊、三條西亭へ參賀、○正月二十日。濟俊、三條西亭の和歌會に列す。○三月一日。濟俊。歌人宗碩へ源氏物語を貸す。○三月某日。飛州聞名寺門徒小島町善明、本願寺實如より本尊裡書を受く、後の吉城郡杉崎村西光寺祖是なり。○五月二十八日。三條西實隆、故濟繼七回佛事の香資百疋を姉小路亭へ贈る。○六月二十五日。飛州照蓮寺門徒上檜郷小坂西善、本願寺實如より本尊裡書を受く、後の益田郡小坂淨福寺祖是なり。○六月二十八日。濟俊、明中院稚兒(後通爲と名く)を伴ひて三條西亭を訪ふ。○九月二日。某、新地佐五郎平經兼に名字折紙を授く、○九月二十五日。濟俊、

慈鎮和尚三百年遠忌御追善勅題の和歌詠進、按に濟俊の詠歌にて今に残れるは此一首のみ。○十一月八日。飛州照蓮寺前住明心、本願寺實如より同上人影像を受く、此頃當住了教は山科本願寺在番。○是歲。飛州聞名寺覺玄、其寺を越中婦負郡野積藏谷に建て、飛州高原を以て通寺となし留主職を置く。○是歲。飛州照蓮寺門徒了基道場を立つ、後の益田郡小谷村長圓寺祖是なり。

大永五年

二月二日。本願寺實如寂す、飛州照蓮寺内島某等志納金を送る。○二月二十日。濟俊亭、和歌會始。○三月某日。前住妙心、仁芳宗智、飛州中呂村圓通寺に住し、三木直頼の母儀就て聞法す。○四月十六日。濟俊、三條西實隆の爲め續拾遺集を校合す。○六月二十六日。越前守昌綱といふ者、京都に於て細川高國落髮し、六郎植國管領たる事、江州北郡に於て淺井上坂蜂起し、京極入道高清も尾張より入國の事、美濃に於て土岐齋藤歿落し、長井一類踏留る事等を、長尾爲景へ報知す。○八月十五日。飛州高原江馬正盛歿す、年五十七、法名金仙宗文。○八月二十九日。細川高國、兵を江州へ出して六角定頼と共に、京極高清淺井亮政を攻む。

大永六年

正月六日。田向重繼、正五位下に叙せらる。○二月二十三日。濟俊亭、觀櫻宴。○五月三日。濟俊、天皇(後柏原)御大葬に付葬場使を命せらる。○五月八日。濟俊、先帝遺詔奏使をつとむ。○六月二

十日。濟俊亭、有祝言事。○七月五日。粟屋右京亮といふ者、濟俊へ海松を贈る。○八月十日。田向重繼、右近衛少將に任せらる。○八月十一日。濟俊、朝餐を儲けて諸卿を招く。○十月二十日。濟俊、鷲尾隆康と共に因幡堂その他巡拜。○十一月二十五日。濟俊亭、田樂張行。

大永七年

正月十三日。濟俊、公卿補任歴名土代を山科言繼へ返却す。○正月二十六日。濟俊、三條西亭へ物を贈る。○正月二十八日。濟俊、理覺院の齋に列す。○二月二日。濟俊、朝餐を儲けて被官人を饗す。○三月五日。濟俊、風雅集新拾遺集を山科言繼へ貸す。○三月七日。美濃某寺にて明叔慶浚、京都大心院景堂へ復書して妙心龍安二寺以下の安否を問ふ。此時美濃は錯亂繼に止み小康と云。○三月十七日。柳本賢治等、京都を侵すを以て將軍義晴、管領高國と共に近江に奔り、是日書を土岐次郎等へ下し其兵を徵す。○四月十三日。濟俊亭、庚申。○四月二十日。濟俊の妻、男子誕生。○五月十二日。濟俊亭、月次連歌會再興。○六月十六日。濟俊亭、嘉定。○六月二十五日。濟俊、禁中の北野社法樂御連歌に參仕。○七月三日。濟俊亭、連歌會。○七月十三日。義晴、高國入道をして兩佐々木和陸の事を斡旋せしむ。○八月二日。濟俊、在國せんとす依りて嬰を儲け、諸卿を招く。○八月十一日。濟俊京都を發し、諸卿洛北高野川橋まで見送る。○十月二日。正五位下左近衛少將兼美濃權介姉小路濟俊飛州古河にて頓死、年二十二。○十月十二日。明叔慶浚、京都大心院景堂へ書を送り、美濃錯亂連日

鬭争止まざる事を報す。○十月十三日。濟俊卒去の報知、京都に達す、同日。將軍義晴六角朝倉の兵を以て京都を回復す。○十一月六日。姉小路亭、故濟俊五七日の佛事を修す。○十一月十四日。姉小路亭、故濟俊中陰候終の佛事を修す。○十一月十六日。富氏(姓欠)、富國(三塚)、飛州古河郷河南本郷の田二段を小切三郎左衛門へ宛行ふ、按に元富安郷といひし地なり。○十二月二十二日。姉小路家にて田向重繼を離縁復歸の上相續せしめ、故濟俊幼息を以て其養子となす事に決し、朝廷之を聽す、重繼仍て名を高綱と改む。○十二月二十七日。姉小路高綱御禮言上の爲め參内し、議定所に於て拜謁を賜はる、正五位下右近衛少將元の如し。○十二月三十日。高綱の家督相續を賀して諸家より物を贈る。○是歲。美濃長井利政、其主土岐次郎頼藝の妾三芳を奪ふ、既にして三芳子を産む、實は頼藝の胤也、之を義龍となす。○大永年中。飛州三佛寺城下に八幡宮を勸請す、後の櫻山八幡神社是なりと傳へらる。○大永年中。刀工飛州白川之住人吉次といふもの有り。

享祿元年戊子(八月二十日改元)

正月七日。高綱參内、別殿行幸に供奉す。○正月十七日。高綱、朝餐を儲け諸卿を招く。○正月二十八日。故濟俊の子秀綱、從五位下に叙せらる。○二月五日。高綱、近日在國せんとするを以て、諸家へ告別す。○三月八日。幕府奉行人、京都平野社領の恒例臨時諸役先規の如く停止せしむ、内に飛驒國河上庄有り。○四月某日。明叔慶浚、京都妙心寺へ入寺開堂を行ふ。○七月十二日。飛驒の兵信州

木曾谷王瀧へ侵入す、木曾左京大夫義元出て防ぎ、傷を蒙りて退き是日三澤に歿す。○八月三日。近江京極六郎高延、その族弟五郎高慶を内保河原に討て之を破り、多賀四郎左衛門某戦死す、按に此多賀は出雲寺の裔なり。○八月十五日。飛州渚村南の某死す、法名道久。○十月一日。姉小路亭、故濟俊一回の佛事を修す。○十月二十日。房氏(始缺)、三塚富國、飛州古河郷南本郷之内みそむかひ名田貳段をこきり左近三郎に宛行ふ。○十一月二十九日。高綱、飛州より歸洛す。○十二月十一日。高綱朝餐を儲け諸卿を招く。○是歲。飛州一宮の二王堂、若宮三社とも修葺成就す。

享祿二年

正月一日。高綱、參内。○四月二日。飛州一宮修葺成就に付棟上式を行ふ、時に神主藤原朝臣刑部大輔政慶、別當袈裟山大門坊定仙。○七月十二日。前住妙心明叔、羨濃可兒郡愚溪寺へ入寺開堂を行ふ。○十一月某日。白山長瀧寺權大僧都良明、經開坊の坊宇坊領雜物並濃尾勢三飛國々道者を僧雄圓に讓與す、良明は飛州内島上野介雅氏弟にて、雄圓は同雅氏息と云ふ。

享祿三年

二月十五日。飛州廣瀬左近歿す、法名淨泉。○二月二十一日。飛州小坂觀音堂にて開帳を始む、又三月十九日より堂宇上葺に着手す。○五月二十九日。姉小路亭、故濟繼十三回佛事を修す。○六月三日。飛州一宮社後の大杉へ落雷あり、是夏諸作豊稔。○六月十五日。飛州古河家内訌起り、城主是日廣瀬

へ退去し、三木直頼調停して事寢む、按に所謂古河殿は、姉小路家の代官として在國せるもの也。○七月一日。高綱、近日在國せんとするを以て、留別宴を催ふ。○七月三日。高綱、京都を發す。○七月下旬。明叔、東濃愚溪寺にて醉李白像讚を作る。○八月五日。權中納言中院通胤薨去、年三十二故濟繼女婿なり。○十一月五日。明叔、龍源山興聖寺を建て、師景堂之を賀し、是日明叔書を上りて謝す、又此頃土岐頼藝、江州より凱旋、蓋し將軍義晴の徵に應し出陣せるなり。

享祿四年

三月三日。高綱母儀、三條西實隆に頼り其子慈珀(在太秦桂宮院)の爲め嵯峨不壞化身院の看坊を請ふ。○三月二十日。飛州向牛丸與十郎といふもの、志野比城に據り、是日益田衆攻めて之を陥る又同日大野衆古河城を攻めて之を破り、城兵白川郷へ走らんとし小島口にて悉く討たる、按に志野比は後の吉城郡林村西忍村等の地なり。○三月二十八日。山科本願寺家宰下間實英、書を飛州内島氏へ送り居城炎上の事を慰問す。○四月六日。飛州内島五郎、加州若松本泉寺主兼縁(法名蓮悟)へ音信し、是日兼縁謝狀を送る。○四月二十五日。三木直頼、直國(姓缺)吉城郡に赴き小島時親小應利宗熙を訪ふ、按に先度戦争の際兩家は三木を援けしものならむ。○閏五月九日。山科本願寺家宰下間筑前頼秀(法名實英)、加賀へ下り三山大坊主及老者と議合はすして鬭争に及び、是日實英三山の一なる波佐谷松岡寺を焼き、寺主兼玄(法名蓮慶)、其父兼祐(法名蓮綱)、白山々内へ遁る。○六月八日。加賀國本願

寺門徒の老耆、洲崎、河合兩人、山科本願寺へ實英の處置不當を訴訟せんとして、途を飛州白川郷に借り照蓮寺々主之を好遇す、是日本願寺家宰下間頼信、同玄頼書を照蓮寺へ下して其非違を責む。○七月二日。下間實英、加州三山の一なる若松本泉寺々主兼縁(法名蓮悟)を攻めんとして、兵を飛州白川郷に徴す、其後本泉寺焼燬せられて兼縁は能登へ走り、守護畠山氏に依る。○七月十九日。飛州照蓮寺前住明心遷化す、布教上最も功有りし僧と傳へらる。○八月十七日。下間實英の黨、和田超勝寺、能美石川二郡の小一揆を率ゐて加州三山の一なる山田光教寺を攻む、光教寺々主兼順(法名顯誓)黒瀬覺道と共に邀て月津に戦ひ之を撃破す。○九月五日。下間實英の父頼玄(法名蓮應)加賀國へ下りて機務に與り、是日飛州照蓮寺へ復書して内島越中へ出陣に付て、照蓮寺の加勢は其儀に及はざる旨を答ふ。○十月五日。明叔、飛州中呂郷圓通寺に住し、是日達磨忌を修し、十二月八日佛成道會を修す。○十一月二日。能登越中及越前より大一揆(洲崎河合等の黨)援助のため加賀へ出兵し、是日能越の兵先つ大田にて小一揆と戦ひて敗北し、越前の兵も之を聞きて引退く、仍て光教寺兼順以下離散して隣國に走り、下間實英父子盡く加賀を取り本願寺領となす。

天文元年 壬辰(七月二十九日改元)

二月二日。飛州三木右兵衛尉直頼、其宅にて亡父前匠作稠山春公の十七回佛事を修し、圓通寺住持明叔を屈請す。○二月二日。山科本願寺家宰下間頼慶、飛州照蓮寺へ年頭禮錢の謝状を送る。○三月十

日。下間實英、飛州照蓮寺へ書を送り、白川門徒の多胡城にて奮闘せし功を稱し、且つ内島兵衛大夫戦死に付、門主代理本宗寺兼澄(在加州法名實圓)より、使僧慶心を下して上野介子息兩人並兵衛大夫子息兩人を弔慰せしむる由を告ぐ、按に多胡は越中射水郡に在り、此處にて能登守護畠山義統の軍と戦ひしものならむ。○四月八日。明叔、飛州圓通寺にて佛誕會を修す。○五月二十九日。加賀にて下間蓮應飛州照蓮寺へ京都の事變を報し、之を覺宗新發意並に善宗内儀へ移牒せしむ。○六月五日。京都にて山科言繼、姉小路亭を訪ひ、中院、四辻、鴨諸人と連歌を催ふす。○六月五日。山科本願寺法主光教(法名證如)、本寺を棄て、大坂へ退去す、敵兵來迫らんとするを以てなり。○六月八日。美濃の土岐頼藝、景堂玄訥及び明叔慶浚を招請して、故管領細川高國追福の佛事を修す。○八月二十日。近江の六角定頼、日蓮宗徒と兵を合せて山科本願寺を攻撃し、之を焼く、而して所在本願寺一揆蜂起して、近畿に戦争絶えす。○十一月五日。飛州小島時親の子雅秀、從五位下に叙せられ、十二月二日侍從に任せらる。○是歲。飛州三木直頼、益田郡櫻洞城下に杲天宗惠のため龍澤山禪昌寺を創建し杲天の師明叔を推して開山と爲す。○是歲。聞名寺門徒圓通、飛州に善國寺を立つ、後の大野郡高山勝久寺祖是なり。○是歲。飛州の兵、美濃郡上へ出て齋藤大納言正義之を撃退すと傳ふ。

天文二年

二月十五日。明叔、飛州圓通寺にて佛涅槃會を修し、四月八日佛誕會を修す。○四月四日。下間蓮應

先是大坂本願寺へ還りしが、敵兵本寺近傍に逼來るを以て、今度美濃尾張三河三箇國坊主衆並飛州照蓮寺を警備のため召集せらる、旨、照蓮寺へ通達す。○十月五日。飛州照蓮寺より、大坂本願寺法主へ川原毛馬を進上し、是日蓮應謝狀を下す。○是歲。飛州大野郡大萱鐵山の採鑛者、關谷道正古河城下にて歿すと傳ふ。

天文三年

六月某日。明叔、美濃遠山庄岩村の明覺山大圓寺へ入寺開堂す。○八月某日。明叔、其徒仁谷智暎の典座三句の勞を犒ひて偈を作る。○九月二十四日。妙心第一座杲天宗惠、月甫妙盛禪女のため豫請下火法語を作る。○十月十八日。聞名寺門徒飛州小島郷落合淨心坊願正、本願寺證如より本尊裏書を受く、後に吉城郡大村に移る淨德寺祖是なり。

天文四年

四月八日。美濃土岐頼藝、亡父承隆寺殿前左京兆海雲壽公（政房）十七回佛事を修し、崇福寺主及び愚溪寺明叔を屈請す。○七月三日。參議中院通爲の母、加賀國にて逝去す、故濟繼の女なり。○是歲。飛州高原殿村の禪宗瑞岸寺創立せらる、檀越江馬九右衛門某、法名雲宅行安と傳ふ、按に江馬右衛門大夫直盛、法名心月行安の訛傳ならずや。○是歲。飛州にて國司姉小路頼綱卒去すと傳ふ。按に右少將高綱の訛にあらずや。○是歲。美濃にて齋藤長井相戦ひ、長井新九郎の與力、大垣城主宮河安定

戰死す。

天文五年

三月某日。僧龜年、京都妙心寺へ入寺開堂に付、前妙心玄訥、前妙心慶浚等十七人同門疏に署名す。○五月某日。聞名寺門徒飛州吉城郡小島町現道、本願寺證如より本尊裏書を受く、後の杉崎村本龍寺祖是なり。○九月十九日。齋藤彦九郎美濃別府城を攻め、長井新九郎後援して彦九郎危からんとす、仍て近江六角越前朝倉出兵して彦九郎を援く。○九月二十日。武藏國龍ヶ谷龍穩寺（曹洞）に喜州玄欣遷化す。○十二月八日。照蓮寺門徒飛州大野郡河上庄下之切慶法、本願寺證如より本尊裏書を受く、後の下之切村西蓮寺祖是なり。○十二月二十四日。越後の長尾爲景卒去す、法號大龍寺殿前越州大守道七沙彌。○是歲。聞名寺門徒飛州吉城郡新名村真光坊、照蓮寺門徒大野郡白川郷野谷道場開基す、後の新名村願念寺祖、野谷村淨蓮寺祖是なり。

天文六年

二月二十九日。飛州照蓮寺了教、大坂本願寺に至り教行信證を習讀し、四月十一日を以て終る。○三月二十四日。飛州三木直頼、大坂本願寺へ長高紙三十束を贈り、是日證如手書を作て之を謝す。○五月十六日。飛州にて直頼、禪昌寺へ祈禱を依頼す、又此頃白山長瀧寺阿徇院々主萩原城下に留錫す。○六月某日。明叔、飛州瀧澤山禪昌寺にて景劉院妙久侍者の需に依りて克家號の偈を作る。○十一月十

九日。飛州照蓮寺了教、大坂本願寺に滞在、是日物を法主へ献す。○十二月三日。本願寺證如、飛州内島上野介、三木右兵衛尉へ年頭禮錢の返書並物品を贈り、照蓮寺をして持下らしむ。○十二月九日本願寺證如、飛驒國司方廣瀬次郎へ、始音信として下間上野法橋書狀を以て、太刀一腰、馬代五百疋を贈り、照蓮寺をして持下らしむ、按に本願寺は小島、古河、小鷹利三家と、先是音問相通せり、是に至て更に廣瀬へ音問を始めし也。○是冬。明叔、遠山大圓寺にて冬至の故事を以て衆徒に説示す。○是歲。聞名寺門徒教圓、飛州吉城郡小鷹利郷谷村に信行寺を開くと傳ふ。

天文七年

二月四日。飛州内島上野介、大坂本願寺へ年頭禮錢を進上す、是日證如帶二長を下して返禮とす。○四月十三日。飛州小鷹利宗熙の子息貞熙、從五位下に叙せられ、同二十三日左兵衛佐に任し元服昇殿を許さる、時に年十五。○五月二十二日。本願寺證如、美濃土岐五郎へ音信の返禮を送る、此時美濃錯亂。○六月八日。小鷹利貞熙、家臣渡邊入道伊三を使として、大坂本願寺へ太刀一腰、袖三端を進上す、證如伊三を招見して酒を饗し、返書並太刀一腰、織色三端を贈りて返報す。○七日四日。三木直頼、飛州大野郡より禪昌寺へ復書し、美濃國安弘見郷の事、妙觀寺の事等を述へ處置は良頼と談合せしむ。○七月十五日。關東管領上杉憲政、同朝定、是日安房上下野武藏奥羽信越佐渡飛驒十三箇國の兵を以て、北條氏綱と武藏國川越に戦ひて大敗す。○七月十七日。將軍義晴、出雲の尼

子伊豫守、同民部少輔へ内書を下し、因幡國岩井庄の事に付守護京極へ幕命を傳へしむ。○九月十六日。京極家臣黒田宗清、多賀昌雲、近江太平寺密藏院の所領を安堵し故高清入道を弔はしむ。○九月三十日。飛州三木直頼、大野郡より禪昌寺へ復書し、美濃國錯亂に關して協議のため、兵衛次郎、並に杲天と來月二日、益田郡門小坂にて會見せんとす。○十月十五日。飛驒國廣瀬次郎、大坂本願寺へ去年音信の返禮として、書狀並太刀馬代を進上し、是日大坂へ到着す。

天文八年

正月二十五日。飛州内島上野介入道、大坂本願寺へ年頭禮錢を進上し、是日證如手書並帶二長を下して返報す。○三月六日。飛州三木兄弟、大坂本願寺へ至り太刀一腰、馬代五百疋を進上す、證如二人を招見して酒を饗し、且返禮の物を贈る。○三月十日。直頼、飛州高原より禪昌寺へ復書し、美濃可兒郡烏根城主齋藤大納言の事に就て述ふる所有り、按に此時良頼と婚約の江馬氏娘病氣に罹り、直頼出張用務の一は是なりしか如し。○三月十二日。飛州小鷹利貞熙、年頭禮錢貳百疋を大坂本願寺へ進上し、同家臣渡部十郎左衛門入道伊三は、蠟二斤を進上す。○四月二十四日。飛州禪昌寺塔頭、景劉院開基笑庵忻公首座遷化す、三木直頼の母なり。○五月七日。飛州小鷹利貞熙、大坂本願寺へ漆三盃を進上し渡邊伊三同二盃を進上す、去年發送のもの道中にて遅々是日到着せしなり。○五月九日。明叔、三木直頼の先妣、景劉開基笑庵忻公主座盡七日の佛事に臨む。○六月十一日。聞名寺門徒飛州小

鷹利郷慶條村願覺、本願寺證如より本尊裡書を受く、後の吉城郡稻越村願教寺祖是なり。○閏六月四日。禪昌寺杲天、飛州益田郡の人頼春（姓缺）の請に依り、梅嶺宗鐵禪門初七日の香語を作る。○七月一日。明叔、美濃苗木郷の人昌利（姓缺）の請に依り、月堂祐心禪尼の乘炬語を作る。○八月二日本願寺證如、飛州内島上野介雅氏入道の死去を聞き、是日手書並香資千疋を贈る。○八月十四日。内島上野介死去に付、内島兵庫助より志納金千疋、同名刑部少輔より百疋、大阪本願寺へ進上し。是日證如書を下して之を謝す。○八月某日。明叔、美濃可兒郡烏峰城主齋藤大納言正義の壽像贊並序を作る。○九月十四日。三木直頼、美濃郡上郡の士、畑佐勘解由兄弟の請に依り、三木新介をして兵を率ゐ往援せしむ、是日合戦大捷、同十六日凱旋す。○十月十九日。三木直頼、大阪本願寺へ郡上安養寺不當處置あるを以て可加成敗よしの書を送り、是日大阪へ到着す。○十月二十一日。飛州内島兵庫助亡父上野介の遺物とて打刀を大阪本願寺へ進上し、又郡上安養寺に係る畑佐勘解由左衛門か愁訴狀を同寺へ轉送す、是日證如返書を下し、安養寺事堅可折檻之由申答ふ。○十月三十日。本願寺證如、三木右兵衛尉へ書を下し、安養寺事堅く折檻を加ふべき由返報す。○十二月四日。本願寺證如、飛州小鷹利貞熙へ緋色二端、渡部伊三へ帯二長を下して、漆蠟進上の返禮とす。○十二月十四日。美濃の土岐頼藝、江州六角氏を介して、飛州内島兵庫助郡上郡の地を押領せるは、大阪本願寺の所知か否かの旨詰問し、脅すに門徒通行の禁遏を以てす、是日證如書を送りて、押領地の事本寺不知の由を答へ、

また内島へ書を下して穩便の處置を取らしむ。○是歲照蓮寺門徒大野郡坊方村仁兵衛、吉城郡廣瀬町方村太郎左衛門道場を立つ、後の坊方淨願寺祖、廣瀬西念寺祖是なりと傳ふ。

天文九年

正月二十七日。飛州三木良頼の妻女歿す、年十六、法號月江宗光大禪尼といひ、江馬左馬助時經の女なり。○三月二十一日。飛州千光寺長生房權大僧都法印舜繼、遷化す。○四月十五日。能衆、飛州萩原城下に来る、而も直頼江馬左馬助の意中を憚りて、興行せしむる能はず。○四月下旬。明叔、飛州禪昌寺へ來り月江宗光禪尼逝去の時、直頼哀歌を詠じ杲天偈を以て和したりと聞き、次韻の偈を作る。○五月六日。直頼、禪昌寺へ書を送り、明叔東堂の爲めに能興行の志あるも、江馬方意中圖り難きを以て能衆一座を招き、饗宴するに止むるよしを告ぐ。○五月七日。飛州小鷹利より、麻布五端、渡邊伊三より同二端、音信として大阪本願寺へ進上し、是日證如段子二端を貞熙へ贈り、梅染二端を伊三へ下して返禮とす。○五月十六日。本願寺證如。飛州照蓮寺に托して、内島兵庫助へ年頭禮錢の返禮に帶二幅、また去年郡上郡の押領地返還の處置を賞し、段子五端を贈る。○七月二十五日。飛州禪昌寺にて連歌會を催ふし、直頼に發句を爲しむ。○八月某日。直頼、土岐氏の催促に依り、三木新九郎をして古河小島小鷹利三ヶ所並廣瀬高原の加勢を合せ、東濃に出でしめ、加茂郡米田島野上の三城を同日に攻陥して兵を進む。按に鳥根城主齋藤正義へ合力せるものならむ。○十月六日。直頼、美濃陣

加勢の禮として、三ヶ所並廣瀬高原へ出張し、兵庫樽五十荷づゝ贈進す、又此頃直頼へ、信州木曾家より鶴毛馬一疋贈來り、岩村遠山家より大魚十並瀬戸皿を贈る、又此頃直頼の子新助は女兒を得、同女岡本豊前守妻は男兒を産む。○十月十四日。直頼、吉城郡古河より書を禪昌寺へ送り、小鷹利家内証の調議整ひて、昨日古河まで歸還、明日は三枝まで歸着、一兩日休息の上八賀へ赴き、其後萩原歸城のよしを報す。○十月二十二日。新右衛門尉直弘、飛州河上庄新宮社に詣で、僧徒をして祈禱せしむ、按に直弘は三佛寺城將ならむ。○十二月八日。直頼、大坂本願寺へ庖丁を進上す、是日證如帶五幅を下して返禮とす。

天文十年

正月十日。大圓寺明叔の年賀狀飛州萩原城に達す。○正月十四日。直頼。飛州禪昌寺に在留の逢春軒へ書を送り、美濃大桑城へ年始禮狀の事に付來駕を求む、按に直頼の大和守と署する此書を初見とす。○正月三十日。美濃郡上郡の士鷺見藤三郎、大桑へ年賀使節を遣さんとして、直頼の添狀を求む。○正月下旬。一碧老人といふ者、月江宗光大禪尼小祥忌の偈を作り、禪昌寺僧之を和す。○二月九日。飛州内島兵庫助、大坂本願寺へ年頭禮錢を進上し、是日證如織色二端を下して返禮とす。○二月十二日。直頼が去年禪昌寺僧に依りて注文したる瀬戸皿到着し、代八百文を支拂ふ、又此頃美濃安弘見郷の事に付或方より申來る旨有り。○三月二十二日。大和守直頼、大坂本願寺へ年頭禮として太刀馬代

を進上し、是日證如太刀一腰、織色五端を下して返禮とす。○四月某日、明叔、駿河國今川家の敦請に依り同國臨濟寺へ入寺開堂す。○五月二十七日。飛州三木兵衛次郎、大坂本願寺に至り、太刀一腰馬代千疋を進上し、同國人伊藤但馬守も太刀一腰、馬代百疋を進上す、證如二人を召見して酒を饗し且つ各返禮の物を贈る、此伊藤は家格元來三木の上なるも、近時三木の權勢に制せられて其部將となるものと云、按に益田郡上呂郷宮田村に井戸周防守在城の傳存せり、即ち同氏ならむ。○五月某日。泉天宗惠、京都妙心寺へ入寺開堂す。○十一月一日。本願寺證如、美濃土岐美濃守、同五郎、同六郎齋藤帶刀左衛門へ書狀並音物を贈る。○十一月七日。開名寺門徒飛州吉城郡小鷹利郷野々俣村唯信、本願寺證如より本尊裏書を受く、後の信包村善行寺祖是なり。○十一月八日。證如、美濃齋藤左近大夫へ音物を贈る、此左近大夫は即ち長井新九郎利政也。○十二月六日。本願寺證如、飛州内島兵庫助へ音信として金貳兩を贈り、照蓮寺代僧をして持下らしむ。○十二月二十七日。三木直頼、大坂本願寺へ書を呈し、越中勝興寺瑞泉寺、飛驒照蓮寺開名寺へ、三木と入魂すべきやう申下さんことを請ふ是日證如返書を送りて曰く、其國之儀未調候由候、無心元候、就其來示之趣候、不相替不可有等閑候云々、○是歲。照蓮寺門徒吉城郡小鷹利郷三川原村了善、道場を立つ、後の三川原寶林寺祖是なり。○是歲。金森五郎八始て尾張に赴き織田信長に仕ふ、時に年十八、其先世は土岐氏族と傳へらる、或云菅原氏、或云元商賈にて無姓、或云松殿の家禮十二氏の一云々。

天文十一年

三月十七日。明叔、駿河國臨濟寺にて、故今川氏輝、法號臨濟寺殿用山玄公の七回佛事に陞座す。○四月十四日。直頼、大坂本願寺へ年頭禮物を進上し、是日證如小食籠を贈りて返禮とす、又去年以來直頼申請の旨を容れ、家宰下間頼堯の名を以て書を瑞泉寺照蓮寺聞名寺安養寺へ下し、三木との間等閑勿からしむ。○三月某日。禪昌寺にて杲天、玄鶴居士の需に依り松翁の頌を作る。○五月十一日。今川治部大輔義元、明叔の徒弟仁谷智暎へ、駿河國葉梨郷之内安養寺領を如舊寄進して一字建立せしむ。○十月三日。飛州江馬左馬助、大坂本願寺へ至り、是日證如召見して酒を饗す、此時江馬は伊賀守より下間頼堯宛添書を持参せり、按に此伊賀守は小鷹利家の老臣ならむ。○十月二十八日。禪昌寺杲天、萩原中櫓村靈方山真福寺裡金監寺の新彫薬師十二神將の開眼を行ふ、後の山之坊本尊是也。○十二月十七日。美濃長瀧寺阿闍院、大坂本願寺へ禮錢を進上し、是日證如絹五疋を贈て返禮とす。

天文十二年

六月九日。飛州江馬、飛州三木、大坂本願寺へ音信し、是日證如返禮を送る。○七月十四日。飛州廣瀬左近將監某歿す、法號前親衛久峰昌桂大禪門。○九月二十九日。前住妙心、禪昌創建、杲天宗惠飛州禪昌寺に寂す、同國下原中切村玉龍寺は此僧を二世とし、中津原村万福寺は此僧を再興開山と爲す。○十一月十二日。權中納言兼侍從中院通爲、その知行所加賀國へ下り、爾後在國す、故姉小路濟繼の外孫なり。○十一月十四日。土岐美濃守、同鷲巢六郎、齋藤右衛門尉より本願寺へ音信す。

天文十三年

三月十日。飛州亂起る、三木新九郎、同四郎次郎、三佛寺近所鍋山城へ出張して敵に備へ、直頼は萩原城に在り、按に敵は江馬左馬助か、又越中國の士に彼を援くるものありしが如し。○五月十四日。此頃兵亂未だ鎮定せず、敵は吉城郡平坦部へ進入せずと雖も、國中兩城下の人民、米穀輸入の杜絶せるに困めり。直頼依て信州木曾邊より之が輸入を圖らしむ。○九月十三日。將軍義晴、諸大名に命じて近江の京極六郎高延を伐たしむ、京極の家老淺井下野守亮政、六郎に背き、髯の上坂飛驒守も手を合せず、京極氏遂に滅ぶ。○九月二十二日。土岐頼藝の子次郎頼充、朝倉織田の援兵を乞ひ齋藤利政を攻め敗退す。○閏十一月七日。明叔、遠山大圓寺に在り、此頃岩村城主遠山左衛門尉景前、信州伊奈の千久、坂西諸家と和す。○是歲。飛州荒城郷安國寺にて、兵亂のため十六羅漢像を滅失す、按に千光寺堂宇の炎上も是歲なる可し。

天文十四年

二月某日。明叔、大圓寺にて辨才天像の開眼を行ふ。○七月十九日。飛州禪昌寺にて昭也といふ者。三木直頼良頼の牒狀を翻して、裏に四書註説を寫す。○十一月十七日。飛州河上庄の名主百姓、公領と號して白山長瀧寺へ納貢を拒むを以て、是日直弘、直頼連署の書を下して其非違を責む、按に直弘

は多賀出雲守の家名を継ぎ、大野郡三佛寺城に居れる人ならむ。○是歲。木曾義在、木曾の新道を開く、今の中仙道是也といふ。

天文十五年

三月二十日。甲斐武田晴信、信州伊奈郡を攻取せんとして、同國安國寺へ所領を寄せ祈禱せしむ。○五月二十二日。飛州高原江馬左馬助時經卒去、法號廣清宗久大禪門。○十月某日。直頼、先是袈裟山千光寺の堂宇兵燹に罹れるを以て之を再建し、また是月大鐘を鑄造す。○十一月三日。三木右兵衛尉良頼上洛の次、淀より使者を大阪本願寺へ遣して音信す。

天文十六年

二月二日。飛州内島兵庫助、同豊後、大阪本願寺へ年頭禮錢を進上し、是日證如兵庫助へ帶二面、豊後へ帶一長を送りて返禮す。○二月三日。白山三ツの峯噴火し、五月に至て劇甚を極め、六月末日に止む、爲めに飛州白川郷は作物枯凋すといふ。○閏七月某日。京極六郎高廣、兵を起して淺井亮政と戦ふ。○九月二十三日。織田信秀、美濃へ出兵し、土岐朝倉と共に齋藤秀龍を攻め敗退す。○十一月二十三日。齋藤秀龍、その主土岐頼藝を大桑城に攻め、頼藝出走し頼充戦死す。○十二月十一日。飛州内島兵庫助氏利卒去に付、遺族より大阪本願寺へ志納金五百疋を進上し、是日證如金千疋を送りて香典となす。

天文十七年

二月二十一日。飛州内島夜叉熊、大阪本願寺へ年頭禮錢を進上し、是日證如帶二長を下して返禮す。按に夜叉熊は兵庫助氏理の幼名也。○二月二十五日。美濃烏峯城主齋藤正義、土岐久々利五郎の爲め殺さる。○二月二十七日。飛州照蓮寺住持了教遷化す、英恩院と號す。○十二月晦日。越後の長尾景虎、守護上杉定實の命に依て春日山城へ移る。

天文十八年

三月晦日。飛州内島夜叉熊、大阪本願寺へ年頭禮錢を進上し、是日證如帶二長を下して返禮す。○四月某日。前住妙心、現居禪昌、仁谷、美濃國關村梅龍寺衆徒玄雄のため英源號の頌を作る、其後玄雄は飛州中呂の甲族大前某建立の陽春庵に住せり。○九月二十九日。明叔、飛州下呂温泉へ來浴し、八月中旬より九月下旬に及ぶ、禪昌寺に滞在するもの亦七八日、仁谷等、同寺創建景天の七回佛事修行の日近きを以て留錫を乞ふ、明叔聽かず、是日一偈を止めて歸去る。○十月某日。明叔、禪昌寺衆徒功叔宗補のため、松雲齋の頌を作る。○是歲。飛州内島兵庫助氏利の女、美濃郡上の東下野守常慶の嫡子、七郎常堯へ嫁す。

天文十九年

九月某日。土岐頼藝、齋藤秀龍と和して美濃へ歸る、此頃同國初雪降る事寸許。○十一月一日。或人飛州高原もりのどち山を紅屋某へ賣渡す、按にもりも今の森茂村なり。○十一月四日。京極六郎高